

EU 主要 12 カ国における WEEE 指令国内法制化

ブリュッセル・センター

EU では、2003 年 2 月 13 日に発効した WEEE(Waste Electrical and Electronic Equipment) 指令により、電気・電子機器のリサイクル制度を構築することになっており、加盟各国は 2004 年 8 月 13 日までに同指令を国内法に導入することが義務付けられていた。

本レポートでは、EU25 カ国の中でも、電気・電子機器の市場が比較的大きく、かつ進出日系企業が多い 12 カ国を特に取り上げ、WEEE 指令の国内法制化の現状について報告する。なお、本レポートはジェトロ・ブリュッセル・センターが、(社)日本機械工業連合会ブリュッセル駐在員の協力を得て作成したものである。

． 廃電気・電子機器指令 (WEEE 指令) の内容および移行措置の内容.....	1
1 . WEEE 指令の内容.....	2
(1) 指令の目的 [第 1 条]	6
(2) 指令の適用範囲 [第 2 条]	6
(3) 指令で使用されている用語の定義 [第 3 条]	11
(4) 製品デザイン [第 4 条]	15
(5) 分別回収 [第 5 条]	15
(6) 処理 [第 6 条]	17
(7) リカバリー [第 7 条]	21
(8) 一般世帯からの WEEE に関するファイナンスング [第 8 条]	23
(9) 一般世帯以外のユーザーからの WEEE に関するファイナンスング [第 9 条および改正指令 2003/108/EC 第 1 条]	24
(10) ユーザーに対する情報提供 [第 10 条]	25
(11) 処理施設に対する情報提供 [第 11 条]	26
(12) 情報および報告 [第 12 条]	27
(13) 科学・技術の進化への適応 [第 13 条]	28
(14) 罰則、視察および監視 [第 15 条、第 16 条]	28
2 . 国内法制化の期限と移行措置.....	28
(1) 国内法制化の期限.....	28

(2) 移行措置	29
. 12 カ国における国内法整備の進捗状況および法令の概要と対応状況.....	31
1 . ドイツ.....	31
(1) ドイツにおける国内法整備の進捗状況および法令の概要	31
国内法整備の経緯.....	31
国内法の概要	31
採択された国内法と閣議決定法案の相違点と論点.....	35
(2) ドイツにおける対応状況.....	36
WEEE の回収・引き取り制度の確立.....	36
製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....	38
メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など.....	39
2 . フランス.....	41
(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要	41
国内法整備の進捗状況.....	41
国内法の概要	42
(2) 国内法対応状況.....	47
WEEE の回収・引き取り制度の確立.....	47
製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....	48
メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など.....	50
3 . 英国.....	55
(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要	55
国内法整備の進捗状況.....	55
法令の概要	57
(2) 国内対応状況	61
WEEE の回収・引き取り制度の確立.....	61
製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....	62
メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応 など.....	63
4 . イタリア.....	66
(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要	66
イタリアにおける廃電気・電子機器の回収・再利用に向けた取り組みの流れ.....	66
WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況.....	66
法案（2005年1月12日草案）の概要.....	67

(2) 国内対応状況	68
WEEE の回収・引き取り制度.....	68
製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....	71
メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など	71
5 . スペイン	73
(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要	73
国内法整備の進捗状況.....	73
法令の概要	74
(2) 国内対応状況	75
WEEE の回収・引き取り制度の確立.....	75
製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....	79
メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応 など	80
6 . オランダ	80
(1) オランダにおける国内法整備の進捗状況および法令の概要	80
進捗状況	80
国内法の概要	81
(2) オランダにおける対応状況.....	84
国内法に基づく WEEE の回収・引き取り制度.....	84
実際の WEEE 管理スキーム	85
製造者登録制度・登録先機関の概要.....	89
反応、インパクト.....	90
7 . ベルギー	91
(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要	91
国内法整備の進捗状況.....	91
各地域における法令の整備状況および概要	92
(2) 国内法対応状況.....	98
WEEE の回収・引き取り制度の確立.....	98
製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....	102
メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など	106
8 . スウェーデン	107
(1) スウェーデンの国内法整備の進捗状況および法令の概要	107
国内法の概要	107

国内法整備の進捗状況.....	109
(2) スウェーデンにおける対応状況.....	112
WEEE の回収・引き取り制度の確立.....	112
製造業登録制度の確立および登録先機関の概要.....	119
メーカー、電気・電子製造業団体、小売業者の対応について.....	120
9 . ポーランド.....	121
(1) ポーランドにおける国内法整備の進捗状況および法令の概要.....	121
国内法整備の状況.....	121
国内法案の概要.....	122
(2) ポーランドにおける対応状況.....	125
WEEE の回収・引き取り制度の確立.....	125
製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....	125
メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など.....	126
10 . ハンガリー.....	127
(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要.....	127
既存の廃棄物関連法.....	127
WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況.....	127
法令の概要.....	128
(2) 国内対応状況.....	128
WEEE の回収・引き取り制度.....	128
製造登録制度の確立および登録先機関の概要.....	129
メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の対応など.....	130
11 . チェコ.....	131
(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要.....	131
廃棄物に関連した国内法制定の流れ.....	131
WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況.....	132
「廃棄物法等改正法」(2005 年 1 月) の概略.....	132
(2) 国内対応状況.....	133
WEEE の回収・引き取り制度に関する対応.....	133
製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....	137
メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の対応.....	138
12 . スロバキア.....	139

(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要.....	139
国内法整備の進捗状況.....	139
国内法の概要	140
(2) 国内対応状況	142
WEEE の回収・引き取り制度の確立.....	142
製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....	142
メーカー、電気・電子製造業会団体、小売業者の対応など.....	143

図表リスト

図 1：	製品が WEEE 指令の対象製品となるかどうかを判断するための意思決定ツリー（英国の場合）	10
図 2：	WEEE 指令付則 IV「電気・電子機器のマーキング用のシンボル」	26
図 3：	Retour（Return）ラベル	48
図 4：	ECOTIC のセクター構成	76
図 5：	ECOTIC 消費者製品セクターの廃棄物統合リサイクルシステム（SIG）の組織	77
図 6：	ECOTIC 消費者製品セクターの廃棄物統合リサイクルシステム（SIG）の組織活動	77
図 7：	ECOTIC 消費者製品セクターによる WEEE 回収スキームのパイロット	79
図 8：	Elretur システムのメカニズム	116
表 1：	WEEE 指令付則 IA「指令がカバーする電気・電子機器の分類」	7
表 2：	WEEE 指令付則 IB「WEEE 指令の目的のために考慮に入れられ、付則 IA の分類に該当する製品のリスト」	7
表 3：	WEEE 指令におけるリカバリーの定義	12
表 4：	WEEE 指令付則 II「第 6 条（1）に則った廃電気・電子機器の素材および部品の例」	18
表 5：	WEEE 指令で定められたリカバリー率、再利用率、リサイクル率の最低目標（機器 1 台当たりの重量比平均）	22
表 6：	ドイツ電気・電子機器法の構成	32
表 7：	英国の WEEE・RoHS 規則の導入スケジュール	57
表 8：	英国「2004 年廃電気・電子（製造者責任）規則」最終草案の内容	58
表 9：	イタリアの最終草案と WEEE 指令との関係	68
表 10：	イタリアにおける廃棄物の地域別収集量（1998 年）	69
表 11：	イタリアにおける分別回収廃棄物の内訳（1998 年） （単位：1,000 トン）	69
表 12：	スペイン「王室令 208/2005」の内容	74
表 13：	EU 指令とオランダ国内規則の対応表	82
表 14：	NVMP と ICT スキームによって回収された WEEE（白物、茶物、グレー製品）	88
表 15：	Recupel による製品群別リサイクル負担金の例（2004 年 7 月以降）	101
表 16：	El-Kretsen AB 基礎データ	113

表 17：El-Kretsen AB を所有する事業者団体と契約業者の一覧	114
表 18：Elretur システムの回収ポイント.....	116
表 19：「廃棄物法等改正法」の中の WEEE 指令との主な関連部分.....	133
表 20：目標リカバリー率など.....	136

・廃電気・電子機器指令（WEEE 指令）の内容および移行措置の内容

2000 年 6 月に欧州委員会が提出した「廃電気・電子機器（Waste Electrical and Electronic Equipment / WEEE）指令」案は、関係各方面への諮問と修正を経て 2002 年 12 月に最終的に欧州議会および EU 閣僚理事会に採択され、2003 年 2 月 13 日に発効した¹。

WEEE 指令の起源は 90 年代にまでさかのぼる。欧州委員会は指令案を最初に作成するまでも 91 年から、EU 加盟国政府や産業界からの代表などのステークホルダーで構成された「優先的廃棄物排出源に関する作業部会（Priority Waste Stream Working Group）」を設立し、廃電気・電子機器による環境への負荷低減を図るための施策を検討した。作業部会は、電気・電子機器は技術の進化に伴い、時代遅れとなるまでの製品寿命がますます短くなっていくことが予想され、今後もこれら製品の廃棄物の排出量が増え続けるという前提と、WEEE にはリカバリーと再利用の余地がまだまだ残されているとの判断のもと検討を重ねた。作業部会は 95 年に欧州委員会に対して、電気・電子機器からの廃棄物の取り扱いの改善とこれらの廃棄物の量を削減するためのさまざまな勧告を行った。ただ、作業部会の中でも勧告に対する意見は分かれ、完全に一致することはなかったという。

このような EU レベルでの動きと並行して、オランダやスウェーデン、オーストリア、ベルギー、デンマークなど、一部の EU 加盟国では、WEEE の取り扱いについて独自の国内法や政策の導入を進めた国もある。国によって規制が異なると EU 域内単一市場としての機能に影響を及ぼすことが危惧され、EU 全域での一貫した方針が求められた。

指令では、発効から 18 ヶ月後の 2004 年 8 月 13 日までに、各加盟国で指令に沿って国内法を整備・施行することが求められた。アイルランドとギリシャ、そして指令発効時点

1 Directive 2002/96/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on waste electrical and electronic equipment (WEEE)および Joint Declaration of the European Parliament, the Council and the Commission relating to Article 9 (ともに 2003 年 2 月 13 日付け Official Journal of European Communities L37)

ではまだ EU に加盟していなかった 10 カ国²については一部の規定に移行猶予期間が認められている。しかし、2004 年 8 月 13 日という国内法制化期限については移行猶予期間を認められていない。それにもかかわらず、8 ヶ月過ぎた 2005 年 4 月時点において多くの加盟国で国内法が施行されておらず、全体として遅れがみられるのが現状である。一方、WEEE 指令が発効する前から廃電気・電子機器の回収スキームが実施されている国もあるが、これらの国の多くについては、指令の規定に合わせた調整が必要となっている。本調査の対象とした 12 カ国中、国内法の内容が完全に確定しているのはドイツ、オランダ、ハンガリーとベルギーのフランダース地方だけとなっている。英国については指令の施行期限を守れず、実施を延期することが表明されている。

1 . WEEE 指令の内容

WEEE 指令は、廃電気・電子機器の分別収集を進め、埋め立て処分量の削減や自治体のゴミ焼却負荷の低下を図ろうとするものである。欧州の多くの国では、ベルギーやオランダのような小国を除くと廃棄物の処理は埋め立てが最も一般的で、一般世帯から出されるゴミへの有害物質を含む WEEE の混在と不法投棄を回避することが重要となっている。同指令は近年の EU の環境政策の基礎に置かれている「持続可能な開発」³および「予防原則」⁴の考え方とともに「汚染者負担の原則」⁵に則っており、廃電気・電子機器の製造者

2 チェコ共和国、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキアが 2004 年 5 月 1 日に新規加盟した。

3 「Sustainable Development」環境を保護しながら経済成長や生活の質の向上など社会の発展を推進していこうとする基本的な考え方。アムステルダム条約で「持続可能でインフレなき成長」を促進することを EU の責務とし、「持続可能な開発を促進するためには、環境を保護すべきという要件を EU の他の政策の定義と施行に統合させる」と規定して EU の戦略的目標に据えた。

4 「Precautionary Principle」ある物質や活動が環境や人間の健康に影響を及ぼす危険性が生じた場合、科学的データでその危険性を十分に証明できなくても、予防的に規制措置をとることができるという考え方で、対症療法よりも未然防止に重点を置くことが EU 環境政策の基本方針とされている。

5 「Polluter Pays Principle」環境破壊の予防と修復のための費用は、その原因となる汚染物質を排出している者が負担すべきという原則。OECD が 1972 年の環境指針原則勧告で提唱したものだが、EU では環境破壊を生じさせた事業者が経済的責任を負う「環境責任指令 (2004/35/EC)」が法制化されている (国内法施行期限は 2007 年 4 月 30 日) ほか、WEEE 指令や「廃車 (ELV) 指令」(2007 年以降メーカ

は、消費者が地域の回収場所に廃棄した使用済み製品を回収・リサイクルするコストを負担することになる。このことは、消費者にコストを負担させると不法投棄が増えるとの考えに基づくとと思われるが、電気・電子機器メーカーにとっては大きな負担である。

EU 指令は加盟国政府に対して義務を課すものであり、直接製造者に宛てたものではない。そのため、製造者は各加盟国で指令に沿って施行される国内法や行政規定に則ることになる。具体的な実施方法については、各国でリサイクルなどの状況が異なることから加盟国政府に裁量が与えられており、一様ではないため、関連企業にとっては各国の法律を確認し準拠しなければならない。

本章では WEEE 指令で定められた規定について説明するが、指令の要点を整理すると以下のとおりとなる。

- ◆ 加盟国は 2006 年 12 月 31 日までに、国民 1 人当たりの年間平均で最低 4 キログラムの廃棄物を回収しなくてはならない。ただし、この目標については、アイルランドとギリシャ、ならびに EU 新規加盟 10 カ国に対して猶予期間が与えられた（詳細は後述「2. 国内法制化の期限と移行措置」参照）。
- ◆ 国内法施行後 2005 年 8 月 13 日までの 1 年間で、最終所有者からの廃品を無料で引き取る制度を各国で確立する。
- ◆ すべての廃電気・電子機器の回収、処理、再生、廃棄のコストはメーカーが責任を負担する。

2005 年 8 月 13 日以降に販売される製品：

- 製造者各社が自社製品に対してコストを負担する。

2005 年 8 月 13 日以前に市場に出された製品：

- 廃棄物リサイクルのコストについては製造者が共同で負担する。
- 製造者は 8 年（冷蔵庫のような大型家電製品の場合は 10 年）の移行期間に限り廃棄物処理のコストを新しい製品の価格に含むことが認められている。
- 2005 年 8 月 13 日以前に販売された製品で、一般世帯以外から廃棄物として出されたものは、その製品と同様のまたは同じ機能を果たす新製品を発売した製造者がリサイクルの費用を負担する。

ーが処理コストを負担することなどを規定）もこの原則に基づく。

- そうした新製品が発売されない場合は、製品の利用者がその費用に責任を持つ。
(上記2点はEU決定2003/108/ECによる改正)
- ◆ 製造者は、廃棄物の再利用とリサイクルに関して、厳しい目標を達成しなければならない。大型家電製品はリカバリー率が最低80%、情報通信機器と消費者用機器の部品および材料、素材の再利用・リサイクル率が最低65%など。
- ◆ リカバリー率および再利用・リサイクル率の達成目標は、2008年12月31日までに再設定が行われる。
- ◆ 加盟国ではリカバリー率、再利用・リサイクル率の目標の遵守状況をモニタリングし、3年ごとに欧州委員会に報告する義務を負う(別途規則⁶で規定)。

EUで使用されている「リカバリー」という言葉の概念には、いわゆる「リサイクル」のほか再生、再利用、熱回収、コンポストなど多様なプロセスが含まれている。廃棄物枠組み指令75/442/EECの付則IIBに例示されたような手段を使って使用済み製品から何らかの形で一定の割合の素材や部品などを回収・回復しなければならないのが「リカバリー率」に当たり、そのうち手段をリサイクルに限定したものが「リサイクル率」である。(詳細については後述の「1.(3)指令で使用されている用語の定義(f)」および「1.(7)リカバリー」の項参照。)

WEEE指令(およびRoHS指令)で規定しきれなかった詳細な側面については、欧州委員会が議長となって加盟国の代表で構成される「技術適合委員会(Technical Adaptation Committee / TAC)」において協議が継続されている。特に、2つの指令の適用対象と例外対象など、指令ではグレーゾーンとして残された点を検討している。WEEE指令と同時に2003年2月13日に発効した「電化製品への有害物質使用制限(Restriction of Hazardous Substances / RoHS)指令」⁷も、電気・電子機器に大きく関連した指令であり、加盟各国

6 2004/249/EC: Commission Decision of 11 March 2004 concerning a questionnaire for Member States reports on the implementation of Directive 2002/96/EC of the European Parliament and of the Council on waste electrical and electronic equipment (WEEE) (2004年3月16日付け Official Journal of European Communities L 078)

7 DIRECTIVE 2002/95/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment (Official Journal 13.2.2003 L37)

は 2004 年 8 月 13 日までに国内法への移管が求められた。対象となる製品がほとんど同じであることから、WEEE 指令と RoHS 指令を合わせて同じ法律で規定している加盟国も多い。本レポートでは RoHS 指令について大きくは触れないが、ここでは簡単に同指令の要点を挙げておくことにする。

- ◆ 電気・電子業界は 2006 年 7 月 1 日以降に販売される製品について、以下の物質の使用を停止し、代替物質を調達しなければならない。
 - 鉛
 - 水銀
 - カドミウム
 - 六価クロム
 - ポリ臭化ビフェニール (PBB)
 - ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)
- ◆ 代替物質がまだ開発されていない使用ケースについては、例外措置として使用禁止の適用を除外することが認められた(はんだや電子部品のガラス部分、圧電気装置、コンピューター・サーバーやその他のデータ保管システムに使用される鉛などが適用除外となった)。
- ◆ リサイクルされた製品が有害物質で汚染されるのを防止するため、特別な処理が必要とされる各種の部品は、廃棄物から分別しなければならない。これには、電池、ブラウン管、携帯電話用回路基板、フッ化炭化水素、外部用電気ケーブル、および臭素系難燃剤を含有するプラスチック類などが含まれる。
- ◆ 欧州委員会は 2005 年 2 月 13 日までに、例外措置を定めた付則の見直しを行い、当初は同指令の適用対象に入っていない医療機器とモニタリング・コントロール機器を対象に含めるための提案をするほか、使用禁止対象の変更や拡大について検討する。(欧州委員会はステークホルダーへの諮問を 2005 年 2 月 11 日に終了し、6 物質について産業界から提案のあった特定の使用方法 22 種類について例外措置とするかどうかを検討した。欧州委員会が準備した決定草案を基に、近々、欧州議会において審議される見通しとなっている。)
- ◆ 例外措置はいったん適用除外となったものも含め、4 年ごとに見直しを行う。

RoHS 指令は、WEEE 指令と EU 立法法の根拠が異なる。WEEE 指令は、環境政策を実施するための立法を行うことを定める欧州共同体 (EC) 設立条約第 175 条を根拠とし

ているのに対し、RoHS 指令は、同第 14 条で規定した EU 域内市場における規制を統一するために加盟国の法律を調和させる措置を定めるとした第 95 条を根拠にしている。そのため、RoHS 指令では WEEE 指令と違って、加盟国の裁量で独自の施策を実施する余地はほとんど与えられていない。各国で使用禁止する物質をばらばらに規定すると単一市場の原理に反することから第 95 条をベースとすることになった。リサイクル分野では自治体による廃棄物の回収システムが存在する国もあれば、リサイクルの制度や習慣が定着しておらずほとんど回収が行われていない国ある。WEEE 指令ではそういった国間の差をふまえて柔軟性のある法制度とする必要があった。

(1) 指令の目的 [第 1 条]

WEEE 指令の第 1 の優先事項として、廃電気・電子機器 (WEEE) すなわち使用済み家電製品等の廃棄物としての発生を予防することがあり、第 2 に、廃棄物が発生した場合に再利用、リサイクル、およびこれら以外の形態による「リカバリー」を行うことによって廃棄処分 (disposal) の量を削減することが目的となっている。また、メーカー、流通業者 (小売店)、消費者、また特に WEEE の処理 (treatment) 事業者など、電気・電子機器製品のライフサイクルのあらゆる段階に關与する「オペレーター」の環境パフォーマンスを向上させることを狙っている。

(2) 指令の適用範囲 [第 2 条]

指令の付則 IA (Annex IA、表 1 参照) に規定された 10 の製品分類に当てはまるものが指令の対象となる。ただし、ある製品が同指令の対象に該当しない別のタイプの製品の一部を成している場合は対象外となる。また、付則 IB (Annex IB、表 2 参照) には 10 の製品分類ごとに製品のリストが掲載されている。ただし、このリストは例示的なものでしかない。欧州委員会が近々に発表する見通しとされている作成中のガイダンス・ドキュメントではより詳細なリストが提示されるもようだが、このガイダンスも欧州委員会の見解を示すだけのもので、法的拘束力はない。また、同指令では、加盟国の安全保障において不可欠と考えられる機器、武器、弾薬、軍需品は適用対象外とされている。ただし、これらのうちでも、軍事用として特に意図されていない製品については対象となる。

表 1: WEEE 指令付則 IA「指令がカバーする電気・電子機器の分類」

ANNEX IA
Categories of electrical and electronic equipment covered by this Directive

1.	大型家電製品
2.	小型家電製品
3.	情報技術 (IT)・通信機器
4.	消費者機器
5.	照明器具
6.	電気・電子工具 (大規模な据付型工具を除く)
7.	玩具、レジャー用品、スポーツ用品
8.	医療機器 (移植された・感染したすべての製品を除く)
9.	モニター機器・コントロール機器
10.	自動販売機・自動現金引き出し機

表 2: WEEE 指令付則 IB「WEEE 指令の目的のために考慮に入れられ、付則 IA の分類に該当する製品のリスト」

ANNEX IB
List of products which shall be taken into account for the purpose of this Directive and which fall under the categories of Annex IA

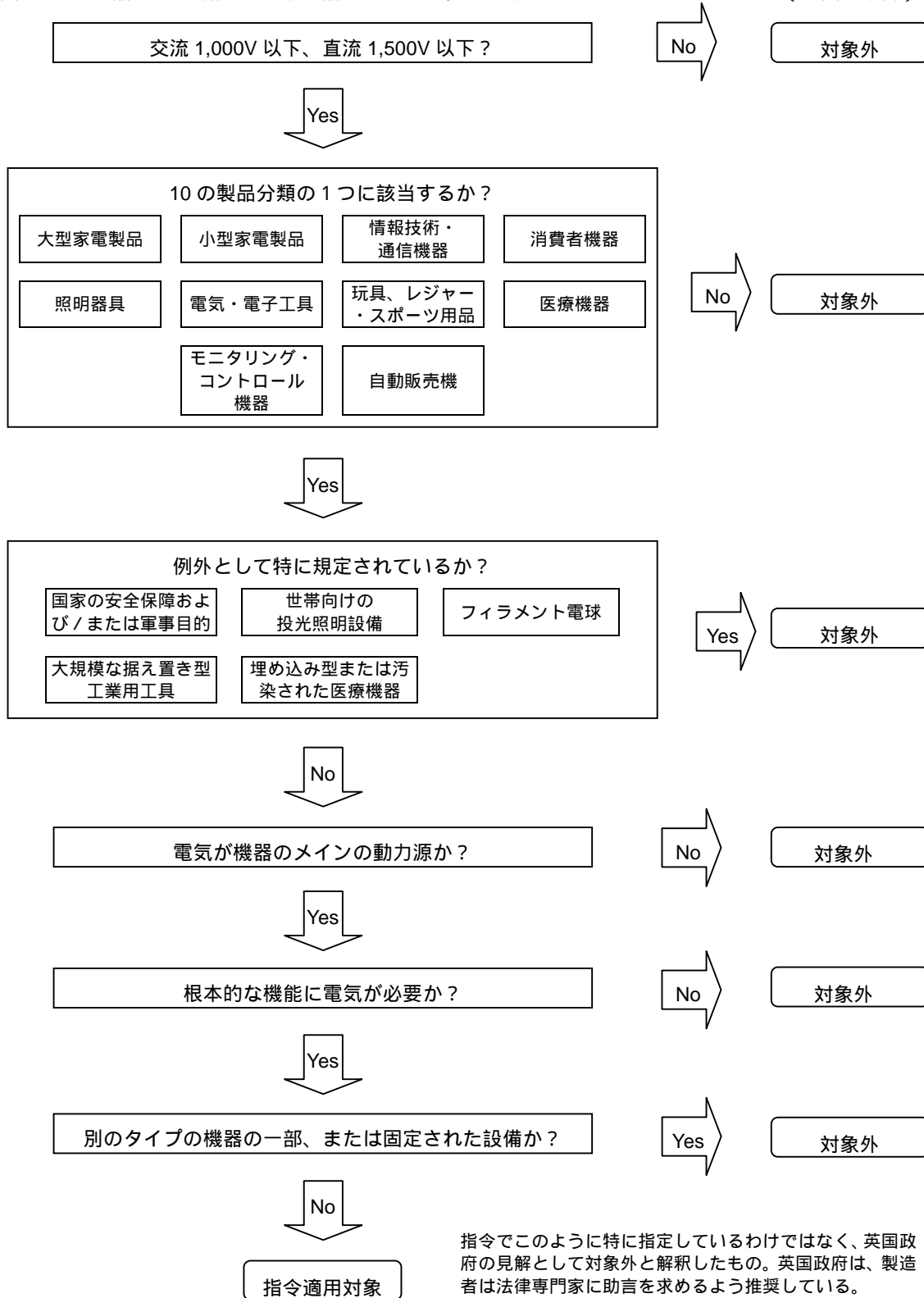
1.	大型家電製品
	大型冷蔵機器
	冷蔵庫
	冷凍庫
	食品の冷蔵、保存、保管に使用されるその他の大型製品
	洗濯機
	乾燥機
	食器洗い機
	調理機器
	電気コンロ
	電気ホットプレート
	電子レンジ
	調理および食品を加工するためのその他の大型家電製品
	電気暖房機器
	電気ラジエーター
	室内、ベッド、椅子・ソファなど家具の暖房に使われるその他の大型家電製品
	電気扇風機
空調機器	
その他の扇風、換気、空調機器	
2.	小型家電製品
	掃除機
	カーペット掃き
	その他の掃除用機器
	縫い物、編み物、かご編みおよびその他の繊維加工用機器
	アイロン、およびアイロンがけ、脱水、その他の衣料ケアのためのその他の機器
	トースター
	フライヤー
	グラインダー、コーヒーマシーン、および容器・パッケージの開封・密封に使用する機器
	電気ナイフ
	散髪、頭髮乾燥、歯磨き、毛剃り、マッサージおよびその他のボディケア器具
	置き時計・掛け時計、腕時計およびその他の時間の計測・表示・記録を目的とする器具
	重量計
3.	情報技術 (IT)・通信機器
	中央データ処理:

	メインフレーム
	ミニコンピューター
	プリンターユニット
	パーソナルコンピューティング:
	パーソナルコンピューター (CPU、マウス、スクリーン、キーボードを含む)
	ラップトップコンピューター (CPU、マウス、スクリーン、キーボードを含む)
	ノートブックコンピューター
	ノートパッドコンピューター
	プリンター
	コピー機
	電気・電子タイプライター
	計算機 (ポケットサイズ、卓上サイズ) および電子的手段で情報を収集・保存・処理または伝達するためのその他の製品・機器
	ユーザーターミナルおよびシステム
	ファクシミリ
	テレックス
	電話
	公衆電話
	コードレス電話
	セルラー電話
	留守電話システムおよび音声・映像・その他の情報を遠距離通信により送信するその他の製品または機器
4.	消費者機器
	ラジオ
	テレビ
	ビデオカメラ
	ビデオレコーダー
	ハイファイレコーダー
	オーディオスピーカー
	楽器
	信号または音声・映像を配布することを目的とする遠隔通信以外の技術を含むその他の製品・機器
5.	照明器具
	家庭用のものを例外とする蛍光灯用投光照明設備
	直管型蛍光灯
	コンパクト型蛍光灯
	高圧ナトリウムランプおよびメタルハライドランプ (金属蒸気放電灯) を含む高輝度放電灯
	低圧ナトリウムランプ
	投光または照明のコントロールを目的とするその他の照明または器具 (フィラメント電球を除く)
6.	電気・電子工具 (大規模な据付型工具を例外とする)
	ドリル
	のこぎり
	マシン
	旋盤、粉碎、研磨、切削、切断、穴あけ、パンチ、折りたたみ、折り曲げ、ないし、木材、金属その他の素材に対する類似の加工に使用される機器
	鋸打ち、釘付け、ねじ留め、ないし、鋸・釘・ねじの取りはずし、または類似の用途に使用される工具
	溶接、はんだ、ないし類似の用途に使用される工具
	噴霧、散布、消散、ないし、その他の手段による液体または気体物質のその他の処理に使用される機器
	芝刈りまたはその他のガーデニングに使用される工具
7.	玩具、レジャー用品、スポーツ用品
	電動電車またはカーレース・セット
	ハンドヘルドのビデオゲーム・コンソール

	ビデオゲーム
	自転車、ダイビング、ランニング、ボート漕ぎなどに使用されるコンピューター
	電気・電子部品を搭載したスポーツ用具
	コイン投入式スロットマシン
8.	医療機器（移植された・感染したすべての製品を除く）
	放射線治療機器
	心臓病
	透析
	肺換気装置
	核医学
	試験管診断のための実験器具
	分析器
	凍結器
	受胎検査
	疾病、傷害、障害を発見、予防、監視、治療、緩和するためのその他の器具
9.	モニター機器・コントロール機器
	煙探知機
	暖房調節器
	サーモスタット
	家庭用または実験室用として使用される測定、測量、調整に使用される機器
	工業施設で使用されるその他のモニターおよびコントロール機器（例：コントロールパネル）
10.	自動販売機・自動現金引き出し機
	温かい飲料の自動販売機
	ボトルまたは缶入りの温かいまたは冷たい飲料の自動販売機
	固体製品の自動販売機
	現金引き出し機
	あらゆる種類の製品を自動的に取り出すすべての機器

図1には、英国政府が2004年7月に発表したWEEE指令に関するガイダンス(ドラフト)に掲載された、対象製品となるかどうかを判断するための意思決定ツリーを参考に示す。指令第2条の条件を合わせ、特定の製品がWEEE指令の適用範囲に含まれるのかどうかを確認できる。ただし、この図はあくまでも英国政府の「見解」であることに留意する必要がある。

図 1： 製品が WEEE 指令の対象製品となるかどうかを判断するための意思決定ツリー（英国の場合）



出所：“WEEE Regulations Guidance Notes, Consultation Draft – July 2004”,

Department for trade and Industry（英国貿易産業省）より作成

(3) 指令で使用されている用語の定義 [第3条]

指令で用いられている用語には以下の定義が使用されている。

(a) 電気・電子機器 (electrical and electronic equipment / EEE)

正常に作動するためには電流または電磁場に依存する必要がある機器、そのような電流および電磁場の発生、移動、測定に使用される機器で付則 IA に示された分類に属し、電圧が交流 1,000 ボルト、直流 1,500 ボルト以下の定格電圧で使用するよう設計されているもの。

(b) 廃電気・電子機器 (waste electrical and electronic equipment / WEEE)

廃棄物に関する枠組みを定めた指令 75/442/EEC⁸第 1 条 (a) の意味において「廃棄物」とされる電気・電子機器であり、製品を棄てる時点で製品の一部を成しているすべての部品 (components)、組立部品 (subassemblies)、消耗品を含む。指令 75/442/EEC⁹第 1 条 (a) では廃棄物を「所有者が廃棄処分する、または施行されている国内法規定により廃棄処分を求められるすべての物質・物体」と定義している。

(c) 防止 (prevention)

WEEE と WEEE に含まれる素材・物質の数量と環境への有害度を低下させることを目的とした手段。

(d) 再利用 (reuse)

WEEE またはその部品 (components) が当初想定されたのと同じ目的に使用される活動 (オペレーション) を指し、回収ポイントや流通業者、リサイクル業者、メーカーに返却された当該機器またはその部品を継続して使用することを含む。

(e) リサイクル (recycling)

廃棄物となる素材を、その素材の元来の用途と同じ用途ないしそれ以外の用途向けに、製造プロセスにおいて再加工することを指すが、ここでは、「熱回収」を伴う「エネルギーの回収」(可燃性の廃棄物を、他の廃棄物と一緒にあるいは当該の廃棄物のみ、直接焼却することによってエネルギーを生産するために使用すること)

8 Council Directive 75/442/EEC of 15 July 1975 on waste (Official Journal 25.07.1975 L 194)

9 Council Directive 75/442/EEC of 15 July 1975 on waste (Official Journal 25.07.1975 L 194)

を除く。

(f) リカバリー (recovery)

WEEE 指令では、指令 75/442/EEC の付則 IIB (Annex IIB) の規定に該当する活動 (オペレーション) を指す」と定義されている。指令 75/442/EEC の付則 IIB にはリカバリーに該当する「オペレーション」が以下のように例示されている。

表 3: WEEE 指令におけるリカバリーの定義

指令 75/442/EEC 付則 IIB

(注) 本付則は、実際に行われているリカバリー作業をそのまま列挙するものである。廃棄物のリカバリーは第 4 条に従って、人の健康を害することなく、環境に悪影響を与える可能性のあるプロセス・方法を使わずに行わなければならない。

- R1: 主に燃料として、またはエネルギーを発生させるその他の方法としての利用
- R2: 溶剤の再生利用 (reclamation) / 再生 (regeneration)
- R3: 溶剤として用いられない有機物のリサイクル (recycling) / 再生利用 (コンポスト化およびその他の生物的な転換の過程を含む)
- R4: 金属および金属化合物のリサイクル / 再生利用
- R5: その他の無機物のリサイクル / 再生利用
- R6: 酸または基剤の再生
- R7: 汚染排除のために用いられた成分物質 (components) のリカバリー
- R8: 触媒からの成分物質 (components) のリカバリー
- R9: 石油の再精製またはその他の再利用 (re-use)
- R10: 農業または生態上の改善に寄与する土地の処理 (treatment)
- R11: R1 ~ R10 のいずれかの作業から得られた廃棄物の利用
- R12: R1 ~ R11 のいずれかの作業を行うための廃棄物の交換
- R13: R1 ~ R12 のいずれかの作業を待っている間の廃棄物の保管 (発生場所で回収を待っている間の一時的な保管を除く)

出所: 欧州委員会決定 96/350/EC

なお、指令 75/442/EEC が発効した当初には付則 IIB は存在せず、その後の改正指令

91/156/EEC¹⁰によって初めて追加された。現在有効となっている最新の「リカバリー」の定義は、これをさらに修正した欧州委員会決定 96/350/EC¹¹に掲載された付則 IIB である。またこの定義は、WEEE 指令以外にも、廃車指令や包装廃棄物指令などの EU 環境関連指令でも使用されている。上記の「リカバリー」の例をみると、「リカバリー」の定義は、いわゆる「リサイクル」や再生、再利用、エネルギー回収、コンポストなどを含む幅広い概念であることが分かる。WEEE 指令第 7 条では、後述「(7) リカバリー」の項で示すように、「リカバリー率」と「リサイクル率・再利用率」の目標が設定されているが、指令 75/442/EEC 付則 IIB に例示されたような手段を使って使用済み製品から何らかの形で一定の割合の素材や部品などを回収・回復しなければならないのが「リカバリー率」に当たり、そのうち手段をリサイクルに限定したものが「リサイクル率」となる。

(g) 廃棄処分 (disposal)

同じく、WEEE 指令では、指令 75/442/EEC の付則 IIA (Annex IIA) における規定に該当する活動 (オペレーション) を指す」と定義されている。廃棄物枠組み指令である指令 75/442/EEC の付則 IIA (Annex IIA) には、陸地 (地中・地上) への廃棄処分 (埋め立てなど)、陸地の処理 (土壌での廃棄された液体やスラッジの生分解など)、水中への放出、陸地や海上での焼却、永久保存など 15 種類の廃棄処分のオペレーションが示されている。指令 75/442/EEC の付則 IIA は付則 IIB と同様に、欧州委員会決定 96/350/EC に掲載されたものが最新のものとなっている。

(h) 処理 (treatment)

WEEE の汚染除去、解体、寸断、リカバリー、廃棄処分、または WEEE のリカバリーや廃棄処分のために、その他のすべてのオペレーションの準備のために施設に引き渡された以降に行われる活動を指す。

10 Council Directive 91/156/EEC of 18 March 1991 amending Directive 75/442/EEC on waste (Official Journal 26/03/1991 L 078)

11 96/350/EC: Commission Decision of 24 May 1996 adapting Annexes IIA and IIB to Council Directive 75/442/EEC on waste (Official Journal 06/06/1996 L 135)

(i) 製造者 (producer)

使用する販売の手法にかかわらず (指令 97/7/EC¹²に規定の遠隔通信販売などを含む)、以下の場合を製造者と定義している。

(i) 電気・電子機器を自社ブランド品として製造・販売する者。

(ii) 他の供給業者が製造する製品を自社ブランド品として再販 (OEM 購入) する者
(i)の製造者のブランド名が製品に表示される場合はこれに該当せず、再販業者は「製造者」とみなされない。

(iii) 電気・電子機器を業として EU 加盟国に輸出入する者。

ファイナンス契約 (下記 (m) の定義参照) のもと、あるいはファイナンス契約に従ってファイナンスを提供する者は、上記 (i) ~ (iii) の意味での「製造者」として活動するケース以外では「製造者」とはみなされることはない。

(j) 流通業者 (distributor)

電気・電子機器を、それを使用する者に対して商業的に提供するすべての者を指す。一般的には小売業者を指すことになると考えられる。

(k) 一般世帯からの WEEE (WEEE from private households)

指令では、電気・電子機器の最終使用者を「一般世帯 (private households)」と「一般世帯以外のユーザー (users other than private households)」に分け、それぞれの場合について WEEE に対する責任所在を明らかにしている。「一般世帯」には、通常の世帯のほか、商・工業、施設・機関などの場合でも、その規模と性格上一般世帯と類似する場合はこれに含まれると定義されている一方、「一般世帯以外のユーザー」は特に定義されていないため、その境界線にはややあいまいな部分が残されている。各国の国内法の用語定義の部分では、指令の定義を逐語的に流用していることが多いようであるが、「一般世帯以外のユーザー」を、業務遂行を目的に電気・電子機器を使用するビジネスユーザーとして併せて定義している場合もみられる。

12 Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council of 20 May 1997 on the protection of consumers in respect of distance contracts - Statement by the Council and the Parliament re Article 6 (1) - Statement by the Commission re Article 3 (1), first indent (Official Journal 04/06/1997 L 144)

(l) 危険物質・調合物 (dangerous substance or preparation)

理事会指令 97/548/EEC¹³または欧州議会・理事会指令 1999/45/EC¹⁴のもと、危険とみなされなければならない物質または調合物を指す。

(m) ファイナンス契約 (finance agreement)

あらゆる機器に関連するローン、リース、レンタル (hiring) または延べ払いによる販売契約・取り決めを指す。契約・取り決め条件に、当該機器の所有権を譲渡する、あるいは譲渡することができるという旨が規定されているかどうかには左右されない。

(4) 製品デザイン [第 4 条]

加盟国政府は、電気・電子機器の解体およびリカバリー (特に WEEE とその部品・素材の再利用とリサイクル) を考慮に入れ、リカバリーを容易にするような設計・製造を奨励しなければならない。これに対して加盟国政府は、製造者が設計上の特徴や製造プロセスを通して WEEE を再利用することを阻止できないよう適切な措置をとらなければならない。(ただし、例えば環境保護や安全性の面での要件などの点で、このような設計上の特徴や製造プロセスが他に大きく優る利点がみられる場合は認められる。)

(5) 分別回収 [第 5 条]

加盟国は、WEEE が分別されないまま自治体ゴミ (municipal waste) として廃棄処分されるのを最低限に留め、WEEE が高い水準で分別回収されるようにするため、適切な措置をとらなければならないことが指令で求められている。

一般世帯についての措置

上記 の目的のための具体的な措置として、一般世帯については 2005 年 8 月 13 日ま

13 OJ 196, 16.8.1967, Directive as last amended by Commission Directive 2001/59/EC (OJ L 225, 21.8.2001, p. 1).

14 OJ L 200, 30.7.1999, Directive as amended by Commission Directive 2001/60/EC (OJ L 226, 22.8.2001, p. 5).

でに以下の点を実施するよう規定されている。

(a) 無償返却制度の確立

加盟国は、WEEE の最終所有者と流通業者が WEEE を無償で返却できるような制度を確立しなければならない。加盟国は、無償返却制度の構築に当たって、特に人口密度を念頭に入れ、必要なだけの回収施設が十分にあり、アクセスできるようにしなければならない。この返却制度は、すでに一部の加盟国に存在するような、自治体が設置する回収ポイント（リサイクルセンターなど）を主に想定していると考えられる。しかし、新たに WEEE のための回収ポイントを制度に組み込まなければならない国もあることから、どのような制度にするかは指令ではあえて規定せず、加盟国に柔軟性を与えている。第 8 条（後述参照）では、この条項（第 5 条（2）（a））に基づいて設置された施設に返却された一般世帯からの WEEE の回収・処理・リカバリー・廃棄処分に対しては、製造者がコストを負担する¹⁵ことと規定されているが、製造者の責任はこの施設から WEEE を回収する時点以降について発生する。

(b) 新製品販売時における流通業者の引き取り義務

流通業者は新製品を販売する際に、WEEE が新製品と同等のタイプの製品で同じ機能を有する場合、WEEE（旧製品）を個別に無償返却できるようにしなければならない。しかし、加盟国は、ここで規定された個別返却ではなく、別の方法を考案することも認められている。ただし、どのような場合も、最終所有者には無償でなくてはならず、かつ WEEE の返却が最終所有者にとって個別無償返却よりも困難となってはならない。（個別無償返却以外の方法をとる加盟国は、どのような方法をとるのが欧州委員会に通知することが求められている）。

(c) 製造者による任意の引き取り制度

製造者は上記（a）（b）とは別に、一般世帯からの WEEE の引き取り制度を、同指令の目標に沿ったものであるという条件を満たす前提で、個別または共同で設置することもできる。

(d) 再利用（reuse）

上記（a）に基づいて設置された返却施設、および（b）のもとで流通業者によって

15 2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の WEEE については、個々の製造者が自社製品についてコストを負担し、同日以前に上市された製品については全製造者が共同でコストを負担する。

引き取られる WEEE が、加盟国または EU の健康・安全性基準を考慮して、作業に
関与する人員の健康・安全性にリスクを呈する場合、引き取りを拒否することができ
る。ただし加盟国はそのような WEEE については特別に取り決めを行う必要がある。

加盟国は、上記 (a) (b) について、機器に必須部品 (essential components) が
含まれていない場合や WEEE 以外の廃棄物を含んでいる場合の WEEE 返却の具体的
な取り決めを規定することができる。

一般世帯以外からの WEEE について

一方、一般世帯以外からの WEEE については、加盟国は、製造者または製造者に代
わる第三者が回収を行うことを保証しなければならない。

上記 ~ に基づき回収されたすべての WEEE が、第 6 条に基づき認定された処理
施設に輸送されるようにしなければならない。ただし、機器が解体されずそのまま再
利用される場合は例外となっている。加盟国は想定された再利用が同指令 (特に第 6
条「処理」、第 7 条「リカバリー」) の迂回につながらないようにしなければならない。
分別回収された WEEE の回収と輸送は、これら WEEE の部品または機器全体として
再利用とリサイクルを最適化できるような方法で行わなければならない。

加盟国は一般世帯について、2006 年 12 月 31 日までに国民 1 人当たりの年間平均で
最低 4 キログラムの WEEE を分別回収することが義務付けられた。ただし、後述の
とおり、一部の加盟国についてはこの目標達成に対して猶予期間が与えられている。
EU はまた、今後の加盟国の実績と経験を考慮に入れ、2008 年 12 月 31 日までに新た
な目標値を決定する。

(6) 処理 [第 6 条]

加盟国は、製造者ないし製造者に代わる第三者が、利用可能な最善の処理 (treatment) 、
リカバリー、リサイクルの技術手法を使った WEEE の処理システムを構築しなければ
ならない。このシステムは、製造者が個別に、または共同で、あるいはその両方で
構築することができる。処理は必ずすべて液体を除去し、また指令の付則 II (Annex
II、表 4 参照) に沿って選択的に処理を行う。これら以外の処理技術についても今後

導入が検討されていく。加盟国は環境保護のために、回収された WEEE の処理の質に対し、最低基準を設定することができる。(そのような基準を設定する加盟国は、欧州委員会に通知の上、基準を公表しなければならない。)

表 4: WEEE 指令付則 II 「第 6 条 (1) に則った廃電気・電子機器の素材および部品の例」

ANNEX II
Selective treatment for materials and components of waste electrical and electronic equipment
in accordance with Article 6(1)

1. 最低要件として、いかなる分別回収された廃電気・電子機器からも以下の物質、調合物および部品を取り除かなければならない。
- ポリ塩化ビフェニール (PCB) を含むコンデンサー: ポリ塩化ビフェニール (PCB) およびポリ塩化ターフェニール (PCT) の廃棄に関する 96 年 9 月 16 日付け理事会指令 96/59/EC¹⁶に則る。
 - 水銀を含むスイッチやバックライト・ランプなどの部品
 - 電池
 - 一般には携帯電話のプリント基板、またプリント基板の表面積が 10 平方センチメートルを超える場合はその他のデバイスも
 - 液体・練り粉状のトナーカートリッジおよびカラートナー
 - プラスチックを含む臭素系難燃剤
 - アスベスト廃棄物およびアスベストを含む部品
 - ブラウン管
 - クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、ハイドロカーボン (HC)
 - ガス放電ランプ
 - 表面積が 100 平方センチメートルを超える液晶ディスプレイ (適切な場合はフレームも) およびガス放電ランプのバックライトが装着されたすべての液晶ディスプレイ
 - 外部電気ケーブル
 - セラミックファイバー (97 年 12 月 5 日付け欧州委員会指令 97/69/EC の定義によるもの) を含む部品: 危険物質の分類、包装、ラベル表示に関する理事会指令 67/548/EEC 技術進化に適合した 97 年 12 月 5 日付け欧州委員会指令 97/69/EC¹⁷に記載されたもの。

16 OJ L 243, 24.9.1996, p. 31.

17 OJ L 343, 13.12.1997, p. 19.

- 放射性物質を含む部品（イオン化放射線から発生する危険性から労働者および一般公共の健康を保護するための基本的な安全性基準を規定する 96 年 5 月 13 日付け理事会指令 96/29/Euratom18 の第 3 条および付則 I に規定された例外のための閾値を下回る部品を除く）。
- 危険性の心配のある物質を含む電解コンデンサー（高さ・直径 25 ミリメートル超のもの、またはこれに類似する容積）

これらの物質、調合物、および部品は、理事会指令 75/442/EEC 第 4 条に則って廃棄処分またはリカバリーを行う。

2. 分別回収された下記の WEEE の部品はここに示されたとおりに処理しなければならない。
 - ブラウン管：蛍光膜は除去しなければならない。
 - フォーム（泡）や冷媒回路などにみられるような、オゾン層を破壊するガスと地球温暖化係数（global warming potential / GWP）が 15 を超えるガスを含む機器：これらのガスは正しく抽出し、正しく処理しなければならない。オゾン層破壊ガスは、オゾン層を破壊する物質に関する 2000 年 6 月 29 日付け欧州議会および理事会規則（EC）No 2037/2000¹⁹ に則って処理しなければならない。
 - ガス放電ランプ：水銀は除去する。
3. 上記 1、2 については、環境面で考慮すべき事柄と再利用とリサイクルの方が好ましいという点を考慮入れ、部品または機器全体の環境にやさしい再利用とリサイクルが妨げられないような方法で適用されるようにしなければならない。
4. 欧州委員会は、携帯電話のプリント基板および液晶ディスプレイ（LCD）について修正が必要かどうか、優先事項として評価する。

加盟国は、処理のオペレーションを実施するすべての設立物や事業が、指令 75/442/EEC の第 9 条（廃棄処分のオペレーションを行う事業者に対する定期的監察）および第 10 条（リカバリーのオペレーションを行う事業者に対する所管当局による監視）に則って所管当局から認可を取得することを確実にしなければならない。指令

18 OJ L 159, 29.6.1996, p. 1.

19 OJ L 244, 29.9.2000, p. 1. Regulation as last amended by Regulation (EC) No 2039/2000 (OJ L 244, 29.9.2000, p. 26).

75/442/EEC 第 11 条 (1)(b) では廃棄物のリカバリーを行う設立物・事業は事業認可取得要件の対象外とすることが規定されているが、これは WEEE のリカバリーのオペレーションについても、登録前の事前監察が所管当局によって実施される場合は同様に適用される。監査は以下の点を確認するもので、年 1 回以上実施し、加盟国政府は欧州委員会に監査結果を通知する。

- (a) 処理される廃棄物のタイプと数量
- (b) 遵守すべき一般的な技術要件
- (c) 安全面でとられている予防策

加盟国は、処理のオペレーションを実施するすべての設立物や事業が、同指令の付則 III (Annex III) に規定された技術要件に則って WEEE を保管・処理することを確実にしなければならない。付則 III には、WEEE を処理前に保管する現場 (一時的な保管も含む) と WEEE の処理を行う現場に関し、一定の基準が設けられている。

加盟国は、上記 の認可または登録に、 および の要件に則るために、また第 7 条に規定されたリカバリー目標を達成するために必要なすべての条件が含まれているようにすることが求められている。

処理のオペレーションはまた、加盟国が自国外あるいは EU 域外で実施することも可能であるが、これには、WEEE の輸送が、EU 域内での / 域外からの / 域外への廃棄物の輸送の管理とコントロールに関する 93 年 2 月 2 日付け理事会規則 (EEC) No 259/93²⁰の規定を遵守しなければならない。

加盟国は、WEEE の処理を行う設立物または事業に対して、2001 年 3 月 19 日付け欧州議会および理事会規則 (EC) No 761/2001²¹に沿って環境管理システムを導入することを奨励することが求められている。この規則は EU で 95 年から製造業の企業

20 OJ L 30 (6.2.1993)

21 Regulation (EC) No 761/2001 of the European parliament and of the council of 19 March 2001 allowing voluntary participation by organisations in a Community eco-management and audit scheme (EMAS) (2001 年 4 月 24 日付け Official Journal of European Communities L 114)

から登録・取得が始まった任意の環境管理・監査スキーム「EMAS」(Eco-Management and Audit Scheme Regulation)の制度について規定したもので、現在では企業だけではなく地方自治体も含むすべての組織を対象が拡大されている。

(7) リカバリー [第7条]

前述のように、WEEE指令では、「リカバリー」の定義は廃棄物枠組み指令 75/442/EEC の付則 IIB に示された定義に準ずると規定されている。

加盟国は、製造者またはこれに代わる第三者が、個別にまたは共同で、第5条で規定されたように個別に回収された WEEE のリカバリーのためのコストを負担する。これに当たり加盟国は、まずは機器全体を再利用することを優先しなければならない。その場合、これらの機器は下記の日付まで、下記に示された目標の計算には算入されないこととなっている。

WEEE のリカバリー率、再利用率、リサイクル率の目標

第6条に則って処理場に送られた WEEE について、加盟国は 2006 年 12 月 31 日までに、次のリカバリー率、再利用率、リサイクル率の目標を達成しなければならない。

- (a) 付則 IA に掲載された 1～10 の分類に該当する WEEE について：
- リカバリー率を 1 台当たりの平均重量で 80%以上にする。
 - 部品、素材、物質の再利用率およびリサイクル率を 1 台当たりの平均重量で 75%以上にする。
- (b) 付則 IA に掲載された 1～10 の分類のうち「3. 情報技術・通信機器」および「4. 消費者機器」に該当する製品について：
- リカバリー率を 1 台当たりの平均重量で 75%以上にする。
 - 部品、素材、物質の再利用率およびリサイクル率を 1 台当たりの平均重量で 65%以上にする。
- (c) 付則 IA に掲載された 1～10 の分類のうち「2. 小型家電製品」「5. 照明器具」「6. 電気・電子工具」「7. 玩具、レジャー用品、スポーツ用品」「9. モニター機器」に該当する製品について：

- リカバリー率を 1 台当たりの平均重量で 70%以上にする。
- 部品、素材、物質の再利用率およびリサイクル率を 1 台当たりの平均重量で 50%以上にする。

(d) ガス放電ランプについて：

- 部品、素材、物質の再利用率およびリサイクル率を 1 台当たりの平均重量で 80%以上にする。

「 8 . 医療機器」の目標については別途、2008 年 12 月 31 日までに決定する。

以上をまとめると、次の表のようになる。

表 5： WEEE 指令で定められたリカバリー率、再利用率、リサイクル率の最低目標
(機器 1 台当たりの重量比平均)

	製品からの 最低リカバリー 率	部品・材料・素材 の最低再利用率・ リサイクル率
大型家電製品，自動販売機	80%	75%
情報技術・通信機器，消費者機器	75%	65%
小型家電製品，照明器具，電気・電子工具，玩具・レ ジャー用品・スポーツ用品，モニター機器	70%	50%
ガス放電ランプ		80%
医療機器	2008 年 12 月 31 日までに設定	

照明器具のうちガス放電ランプは別途目標が設定された。

出所： WEEE 指令（第 7 条および付則 IA）よりまとめ

加盟国は以上の目標の計算において、製造者（またはこれに代わる第三者）が WEEE およびその部品、素材、物質が処理施設に入った量（インプット量）と処理施設から出る量（アウトプット量）と、またはリカバリー/リサイクル施設へのインプット量を記録するようにしなければならない。各国の目標達成の準拠状況モニタリングや素材の仕様について欧州委員会が詳細規定を定める。

EU はまた上記 全体と医療機器について、今後の加盟国の実績と経験を考慮に入れ、2008 年 12 月 31 日までに新たな目標値を決定する。その際、使用されている電気・電子機器の環境上の恩恵（素材や技術の革新によって得られうる資源効率向上など）

や、再利用、リカバリー、リサイクルの技術の進歩と加盟国や産業界の経験も考慮に入れて決定する。

加盟国は新たなリカバリー、リサイクル、処理の技術の開発を奨励する。

(8) 一般世帯からの WEEE に関するファイナンス [第 8 条]

加盟国は 2005 年 8 月 13 日までに、国内の製造者が少なくとも、第 5 条 (2) に規定された回収施設に返却された一般世帯からの WEEE の回収、処理、リカバリー、および環境にやさしい方法での廃棄処分に対してコストを負担することを保証しなければならない。

2005 年 8 月 13 日以降に上市された製品については、製造者各自が自社の製品について上記のコストを負担する。製造者はこの義務を個別に満たすこともできるが、共同スキームに参加してもよい。加盟国は、個々の製造者が EU 域内で製品を販売する際に、WEEE 処理費用を負担できるだけの財政能力があるという保証と、第 11 条 (2) に則って製品にマーキングを行うという旨の保証を提供させなければならない。これにより、上記のオペレーション (一般世帯からの WEEE の回収、処理、リカバリー、廃棄処分) の費用を保証させる。保証は WEEE 管理に対するファイナンス・スキームへの参加、リサイクル保険、保証金のいずれかの形態がとられる。また、新製品の販売時に、回収、処理、廃棄処分のコストを購入者に向けて別表示することは禁止された。ベルギーやオランダなど、国によっては現在、消費者が新製品を購入する際にリサイクル費用を負担する形になっている。これは「ビジブルフィー (visible fee)」と呼ばれているものであるが、2005 年 8 月 13 日以降に上市された製品については、ビジブルフィーを徴収できないことになる。

2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品からの WEEE (「過去の廃棄物」 / historical waste) については、各国において市場に参入している製造者にコストが発生する時点で、すべての製造者が、釣り合いの取れた割合に基づいた費用負担をしなければならない。指令では、具体的には、機器のタイプ別の市場シェアに比例した割合が例として挙げられた。「過去の廃棄物」については、指令の発効 (2003 年 2 月 13 日) から 8 年間 (大型家電製品については 10 年間) を移行期間として、製造者は新製品の

販売時に回収、処理、廃棄処分のコストを購入者に向けて別表示することが認められている。ただし、表示できるコストが実際に発生したコストを上回ってはならない。

通信販売（distance communication）により、電気・電子機器を供給する製造者も第 8 条の義務を負うが、これは機器の購入者が居住する加盟国において義務が発生する。

（ 9 ） 一般世帯以外のユーザーからの WEEE に関するファイナンス [第 9 条および改正指令 2003/108/EC 第 1 条]

加盟国は、2005 年 8 月 13 日以降に上市された製品の WEEE の回収、処理、リカバリー、廃棄処分のコストを製造者が負担するよう、2005 年 8 月 13 日までに確実にしなければならない。

2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品の WEEE（「過去の WEEE / historical waste」）のコスト負担については、以下のとおりとなる。

- 「過去の WEEE」を類似の新製品または同じ機能を満たす新製品に買い換える場合：新製品を供給する製造者がコストを負担する。ただし、一般世帯以外のユーザーの場合は、加盟国は一部または全部をユーザーがコストを負担するよう規定してもよいという裁量が与えられた。
- 上記以外の「過去の WEEE」について：一般世帯以外のユーザーが代替機器を購入せずに廃棄する場合のコストはユーザーが負担しなければならない。

製造者と一般世帯以外のユーザーは、（WEEE 指令の内容を侵害することなく）他のファイナンスの方法を明記した他の契約を結ぶことができる。

なお、第 9 条のうち、²²については、2003 年 12 月 31 日に発効した指令 2003/108/EC²²によって改正されたものである。改正の理由は、一般世帯以外のユーザーからの WEEE に対する製造者のコスト負担が多額になることが懸念されたこと

22 Directive 2003/108/EC of the European Parliament and of the Council of 8 December 2003 amending Directive 2002/96/EC on Waste Electrical and Electronic Equipment (WEEE) (Official Journal of European Union 31.12.2003 L 345)

で、製造者のリサイクル費用の負担軽減を狙ったものである。改正された部分についても加盟国は 2004 年 8 月 13 日までに国内法を整備することが求められた。

(10) ユーザーに対する情報提供 [第 10 条]

加盟国は、電気・電子機器の一般世帯ユーザーが下記に関して必要な情報が提供されるようにしなければならない。

- (a) WEEE を分別しない自治体ゴミとして廃棄処分してはならず、分別回収しなければならない要件
- (b) 一般世帯ユーザー向けの返却・回収システムがあること
- (c) WEEE の再利用、リサイクル、その他の形態のリカバリーに貢献する一般世帯ユーザーの役割
- (d) 電気・電子機器に含まれる危険物質が環境と人の健康に及ぼし得る影響
- (e) 指令付則 IV に示されたマークの意味

加盟国は、消費者が、WEEE の回収に参加するように適切な措置をとり、再利用、処理、リカバリーのプロセスを容易にするように奨励しなければならない。

加盟国は、WEEE が分別されずに自治体ゴミとして廃棄処分されることを最小限に留めて分別回収を進めるため、製造者が 2005 年 8 月 13 日以降に上市する電気・電子機器には下記のシンボル（付則 2、図 2 参照）をマーキングするようしなければならない。通常は製品自体にマーキングを行うが、例外的に製品のサイズや機能による理由からそれが不可能な場合は、パッケージと使用説明書および保証書に印刷することが認められている。

加盟国は、製造者または流通業者あるいは両方が、以上の ~ の情報について、製品の使用説明書が販売時に提供するようしなければならない。

図 2： WEEE 指令付則 IV「電気・電子機器のマーキング用のシンボル」
 分別回収する電気・電子機器に対するシンボルは、下記に示したようにコマ付きのゴミ箱と×印を使ったものとする。シンボルは、よく見えるように、はっきりと読み取れるように、また、消えないように付けなければならない。

ANNEX IV

Symbol for the marking of electrical and electronic equipment

The symbol indicating separate collection for electrical and electronic equipment consists of the crossed-out wheeled bin, as shown below. The symbol must be printed visibly, legibly and indelibly.



(11) 処理施設に対する情報提供 [第 11 条]

WEEE の再利用と正しく環境にやさしい処理(メンテナンス、アップグレード、改修、リサイクルを含む)を実施しやすくするために、加盟国は製造者が新たに上市する電気・電子機器の個々のタイプについて、上市後 1 年以内に再利用と処理に関する情報を提供することを確実にするために必要な措置をとる。この情報は、再利用センター、処理施設、リサイクル施設が同指令に準拠するために必要とする限りにおいて、さまざまな電気・電子機器の部品と素材、危険物質・調合物の含まれている位置を明らかにする。情報は電気・電子機器の製造者が、再利用センター、処理施設、リサイクル施設に対し、手引書(印刷物)の形で、あるいは電子媒体(CD-ROM やオンラインサービスなど)として提供する。

加盟国は、電気・電子機器を 2005 年 8 月 13 日以降に上市した、いかなる製造者も、機器にマークを表示し、はっきりと分かるようにしなければならない。さらに、これらの機器が上市された日付が明確に分かるように、機器に添付するマークには 2005 年 8 月 13 日以降に上市された旨を記載しなければならない。欧州委員会はマーキン

グに関し、欧州電気標準委員会（CENELEC）に委託し、規格の策定を進めている。マーキングはほとんどの加盟国国内法ですべての対象製品に表示することになっているが、一般世帯向け製品のみへの表示が義務付けられている国もあるなど、相違も出てきている。

（12）情報および報告 [第 12 条]

加盟国は製造者登録簿を作成し、加盟国内で上市された電気・電子機器の数量と分類、あらゆるルートからの回収重量、再利用重量、リサイクル重量、リカバリー重量、回収後輸出された廃棄物の重量（重量が不可能な場合は数量）などにつき、具体的な推定値を含む情報を毎年収集する。

加盟国は、遠隔通信を通して電気・電子機器を供給する製造者も第 8 条（4）で規定された要件の遵守について、また当該機器の購入者が居住する加盟国で上市された機器の数量と分類について、情報を提供するようにしなければならない。

加盟国は、以上の情報を欧州委員会に、2 年ごとの期間について期間終了後 18 ヶ月以内に提出する。第 1 回提出は 2005 年および 2006 年の情報をカバーした報告書を 2008 年 6 月末までに提出することになる。情報の提出様式は、WEEE およびその処理に関するデータベースの構築を念頭に入れ、WEEE 指令施行日から 1 年以内に欧州委員会が決定するとされている。

欧州委員会は、上記要件を遵守するに十分な情報交換（特に第 6 条（5）の処理に関するオペレーションに対して）を行う。

加盟国は WEEE 指令の国内実施状況について欧州委員会に対して 3 年おきに報告する。報告の形式については欧州委員会決定 2004/249/EC²³で決定されている。第 1 回

23 2004/249/EC: Commission Decision of 11 March 2004 concerning a questionnaire for Member States reports on the implementation of Directive 2002/96/EC of the European Parliament and of the Council on waste electrical and electronic equipment (WEEE) (2004 年 3 月 16 日付け Official Journal of European Communities L 078)

の報告は 2004 年から 2006 年の期間を対象とし、加盟国は対象期間終了後 9 ヶ月以内に欧州委員会に提出し、欧州委員会は加盟国から報告書受領後 9 ヶ月以内に内容を公表する。

(13) 科学・技術の進化への適応 [第 13 条]

WEEE 指令の第 7 条(3) 付則 IIB(特に一般世帯の投光照明設備、フィラメント電球、ソーラーパネルなど太陽光を利用する製品) 付則 II(特に WEEE の処理に関する新たな技術進化を考慮に入れる) 付則 III、付則 IV を科学・技術の進化に適合させるのに必要な改正はすべて、第 14 条(2)に規定された手続きに沿って行われる。これらの付則を改正する場合、欧州委員会は特に電気・電子機器の製造者、リサイクル業者、処理事業者、環境関連団体、労働組合、消費者団体への諮問を行う。

(14) 罰則、視察および監視 [第 15 条、第 16 条]

欧州委員会は、WEEE 指令に準拠する国内規定の違反に対し科される罰則を規定する。罰則規定は効果的で均衡が取れており、違反を思いとどまらせるようなものでなければならない。

加盟国は、視察および監視により、同指令が厳密に実施されていることを確認できるようにする。

2 . 国内法制化の期限と移行措置

(1) 国内法制化の期限

WEEE 指令は第 18 条に「EU 官報への掲載日に発効する」と規定され、2003 年 2 月 13 日に発効した。加盟国が WEEE 指令を国内法、規則、行政規定として施行することが同指令第 17 条(1)で求められた期日は指令発効日から 18 ヶ月後の 2004 年 8 月 13 日までであった。

また、一部の国については次項の移行措置が認められている。アイルランドとギリシャ

については、WEEE 指令第 17 条（4）で移行措置が規定されたが、EU 新規加盟 10 カ国については WEEE 指令発効時点では EU に加盟していなかったため同指令では規定されず、新規加盟国からの要請に応じ、加盟直前の 2004 年 3 月と 4 月に 2 つの理事会決定で決められた。

（2）移行措置

EU 旧加盟 15 カ国のうちアイルランドとギリシャの 2 カ国に対し、以下の 2 つの条項について 2 年間の移行期間が与えられた。これら 2 カ国は、遅くとも 2008 年 12 月 31 日までに、他の加盟国と同様に、下記の目標を達成しなければならない。

- ◆ 第 5 条（5）・・・2006 年 12 月 31 日までに国全体で、国民 1 人当たり年間平均で最低 4 キログラムの廃棄物を回収するという目標。
- ◆ 第 7 条（2）・・・2006 年 12 月 31 日までに製造者が達成することを義務付けられた、廃電気・電子機器のリカバリー率、再利用率・リサイクル率の目標。

これら 2 カ国に対する移行措置は、国全体として以下の状況にあることから、上記の目標を期限内に達成することは困難として認められた。

- ◆ リサイクルのインフラ施設が不足している。
- ◆ 田園・山岳地域や小さな島が密集しているなど地理的条件が不利。
- ◆ 人口密度が低い。
- ◆ 電気・電子機器の消費水準が低い。

2004 年 5 月に EU に新たに加盟した 10 カ国については、上記と同様の根拠から移行措置を要請した結果、以下の 2 つの理事会決定により猶予期間が与えられた。

- ◆ 2004 年 3 月 30 日付け理事会決定 2004/312/EC²⁴・・・チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、スロバキア、スロベニア

24 2004/312/EC: COUNCIL DECISION of 30 March 2004 granting the Czech Republic, Estonia, Hungary, Latvia, Lithuania, Slovakia and Slovenia certain temporary derogations from Directive 2002/96/EC on waste electrical and electronic equipment (Official Journal 2004.4.6 L100)

- ◆ 2004年4月26日付け理事会決定 2004/486/EC²⁵・・・キプロス、マルタ、ポーランド

移行措置の対象となった条項はアイルランドおよびギリシャと同様で、スロベニアに対しては1年、それ以外の9カ国には2年の猶予期間が与えられた。

- ◆ チェコ、ハンガリー、ポーランド、キプロス、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、スロバキアの9カ国・・・第5条(5)と第7条(2)に関し、2年間の移行期間が与えられた。
- ◆ スロベニア・・・同じく第5条(5)と第7条(2)に関し、1年間の移行期間が与えられた。

25 2004/486/EC: COUNCIL DECISION of 26 April 2004 granting Cyprus, Malta and Poland certain temporary derogations from Directive 2002/96/EC on waste electrical and electronic equipment (Official Journal 2004.4. 30 L162)

12 カ国における国内法整備の進捗状況および法令の概要と対応状況

1. ドイツ

(1) ドイツにおける国内法整備の進捗状況および法令の概要

ドイツにおいては、廃電気・電子機器（WEEE）リサイクルと特定有害物質使用規制（RoHS）に関する国内法制化が 2005 年 2 月に完了した。2005 年 2 月 18 日、連邦参議院において、WEEE 指令および RoHS 指令を国内法制化する「電気・電子機器の販売、引き取り、環境調和性のある廃棄に関する法律（Gesetz über das Inverkehrbringen, die Rücknahme und die umweltverträgliche Entsorgung von Elektro- und Elektronikgeräten）」（通称：電気・電子機器法、ドイツ語通称「ElektroG」）が過半数で承認され、同年 3 月 23 日に公布、同 24 日から施行となった。

国内法整備の経緯

EU の WEEE 指令および RoHS 指令を国内法制化するための法案は、2004 年 9 月 1 日に閣議決定され国会に提出された。その後審議が重ねられ、改正された電気・電子機器法案が、2005 年 1 月 21 日に連邦衆議院議会（下院）を通過した。同法案が 2 月 18 日に連邦参議院議会（上院）において承認され、3 月 24 日からの施行に至った。

法案採択の過程では、同法導入に伴い自治体の負担増大が懸念されることから、地方自治体からの反発が出ており、州政府の代表で構成される連邦参議院での承認が注目されていた。しかしながら、最大野党のキリスト教民主・社会同盟をはじめ連立与党の社会民主党なども法案に賛成し、問題なく参議院を通過した。採択された電気・電子機器法と、閣議決定法案とは、追加条項をはじめ数点の相違点がみられる。

国内法の概要

ドイツの電気・電子機器法は、大枠を EU の WEEE 指令に即した形で以下の構成になっている。

表 6： ドイツ電気・電子機器法の構成

ドイツ電気・電子機器法	WEEE 指令該当箇所
第 1 部 一般条項	
1. 廃棄物管理目的	1 条 目的
2. 範囲	2 条 範囲
3. 定義	3 条 定義
第 2 部 電気・電子機器の上市に際する義務	
4. 製品設計	4 条 製品設計
5. 使用禁止物質 <RoHS>	RoHS 指令
6. クリアリングハウス、登録、財政保障	8 条 一般世帯からの WEEE に関するファイナンス
7. ラベル表示	10 条 ユーザーへの情報提供
8. 通信販売	8 条 4
第 3 部 回収、引き取り、処理、リカバリーに関する義務	
9. 分別回収	5 条 分別回収
10. WEEE 引き取りに関する製造者の義務	5 条
11. 処理	6 条 処理
12. リカバリー	7 条 リカバリー
13. 製造者の情報提供および報告に関する義務	12 条 情報と報告
第 4 部 クリアリングハウスと所管省庁	(8 条、11 条、12 条)
14. クリアリングハウスの責務	
15. クリアリングハウスの組織構成	
16. 所管省庁の責務	
第 5 部 権限委譲	
17. 行政権限の移譲	
18. 監督	16 条 監視とモニタリング
19. 移譲権限の終了	
第 6 部 最終条項	
20. 第三者への委託	
21. 訴訟および司法審理	
22. 費用	
23. 規定違反	15 条 罰則
24. 移行期間	17 条 移行期間
25. 発効	18 条 発効
付則 カテゴリーと機器のリスト	付則 IB
付則 電気・電子機器特定のシンボルマーク	付則
付則 電気・電子機器の構成物質等の選択的処理	付則
付則 技術的要件	付則

このうちドイツ国内法の特徴的な部分について以下に記述する。

(a) 大目標

電気・電子機器法は、製造者の責任と電気・電子機器が満たすべき要件などを定めたもので、WEEE の排出削減とともに再利用、リサイクルを促進するものである。具体的には、2006 年末までに住民 1 人当たり年間 4 キログラムの廃棄機器の分別回収を行う目標が掲

げられている。この目標設定については、2004年9月の閣議決定法案では、一般世帯から住民1人当たり年間平均最低4キログラムの廃棄機器回収は2006年からとされていた。しかし採択された法律では、EUのWEEE指令(2002/96/EC)に示された期限と同じく、2006年末までに1人当たり4キログラムの回収とされた。

またこの大目標を示す第1項に、閣議決定法案にはなかった連邦政府による検査・報告義務についての項目が加わった。連邦政府は、施行後5年以内に同法第9条から13条まで(分別回収、製造者の引き取り義務、処理、活用、製造者の通知義務と情報提供義務)に定められた内容についての経済的効果の検査を行うこととなっている。また連邦政府は検査結果を衆議院と参議院に報告する。

(b) 上市に際する製造者の責務

電気・電子機器の上市に際し製造者は、製品設計や使用物質、回収・リサイクルに責任を負うが、電気・電子機器法では、同法施行後3ヵ月以内に情報の調整機関「クリアリングハウス(Gemeinsame Stelle)」を設置しなければならないとされている。クリアリングハウスは、製造者および所管官庁である環境庁(Umwelt Bundes Amt / UBA)などから提供された情報を調整し、各製造者のWEEE引き取り割当の算出などを行う。製造者は上市に際し、所管官庁であるUBAに登録する義務を負うが、UBAはこれらの詳細データをクリアリングハウスに提供することとなっている。登録の義務を怠った製造者は製品の上市ができない。

法律内では、所管省庁や管轄機関の権限委譲を認めており、現行ではUBAの監督下でクリアリングハウスが中央登録機関となることとなっている。実際にクリアリングハウスとして任命されているのは、製造業団体がすでに設立している廃電子機器登録財団(Elektro-Altgeräte Register / EAR)であるため、EARが中央登録機関となる。これらの詳細については、後述「(2) 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要」の部分で述べる。

製造者は、倒産などの場合に備え、2005年8月13日以降に上市する電気・電子機器の回収・処分費用に対する保証を毎年提供しなければならない(一般世帯からのWEEE)。保証の形態はEU指令の規定と同様、保険証券、用途をWEEE管理に限定し、管理者の

許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設、的確な WEEE 処理システムへの参加の形でなされる。

以上の規定は、通信販売による販売事業を行う製造者にも適用される。

(c) 回収・引き取りなどについて

分別回収についてはまず、WEEE の最終所有者がこれを一般ゴミとは区別して回収にまわすことが求められている。州法に基づき、WEEE の処理に責務を負う公的廃棄物管理当局（各自治体）²⁶が、一般世帯からの WEEE の回収ポイントを設置し、無料で回収が行われる。公的廃棄物管理当局は一般世帯から直接 WEEE を回収するための独自の回収システムを確立することもできる。同局が設置した回収ポイントには、回収設備としてコンテナが設置されることになっているが、このコンテナ提供は、製造者の責任となっている。また製造者は、このコンテナから（自治体の回収ポイントから）の回収を行う。

公的廃棄物管理当局は、回収ポイントに製品分野ごとに以下の 5 種類のコンテナを設置し、分別回収を行う。

- ・大型家電機器、自動販売機
- ・冷蔵庫・冷凍庫
- ・情報技術および通信技術機器、民生用電子機器
- ・ガス入り放電ランプ
- ・小型家電機器、照明器具、電気・電子工具、玩具、スポーツ・レクリエーション機器、医療機器、監視・制御機器

これらのコンテナ内の WEEE が一定量に達した時点で、公的廃棄物管理当局はクリアリングハウスへ引き取り要請の連絡をすることとなっている。一定量についても、ガス入り放電ランプ用コンテナ以外は、コンテナ内の WEEE が 30 立方メートルに達した時点で、ガス入り放電ランプ用コンテナについては 3 立方メートルに達した時点で連絡するとの基

26 同法内では公的廃棄物管理当局（öffentlich-rechtliche Entsorgungsträger、英訳 Public waste management authority）とされているが、広義で（一般的に）地方自治体として理解されていることが多いようである。

準が定められている。

また回収ポイントでは、そこで引き取る WEEE の種類を限定することができるとされている。さらに公的廃棄物管理当局は、クリアリングハウスへの 3 ヶ月前の告知を前提として、最低 1 年間は、同法中で定められた特定製品グループのすべての WEEE を引き渡さない（引き取り可能な状態にしない）という選択も可能となっている。その場合、これらの WEEE を再利用するか、同法規定に従い廃棄処理しなければならないとされている。この規定によって、自治体は WEEE 処理について一定範囲の裁量を得ることとなる。

一般世帯以外からの WEEE については、2005 年 8 月 13 日以降、代替品が購入された場合は原則的に製造者が回収・処理を行い、過去の WEEE に関しては最終保有者が処理を行う。しかしいずれの場合も、製造者とユーザーの間でこれら以外の方法を合意することも可能であり、処理に責任を負う側が費用を負担する。

(d) コスト表示（ビジブルフィー）

2005 年 8 月 13 日以降に上市する製品に関しては、処理費用を表示すること（ビジブルフィー）は禁止されている。2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品の WEEE に関しては、製品カテゴリ 1 に分類されている大型家電で 2013 年 2 月 13 日まで、その他の製品で 2011 年 2 月 13 日まで、それぞれ処理費用を表示することが可能である。

採択された国内法と閣議決定法案の相違点と論点

既述のようにドイツの電気・電子機器法は、同法閣議決定法案にいくつか改正・追加などがなされ、採択に至っている。その相違点については前項の国内法の概要中でも触れているが、ここで改正・追加の際の論点とともにまとめる。

まず、前項で述べた第 1 項の大目標に関する改正点の、連邦政府による検査・報告義務についての項目であるが、これは自治体によって加えられたものであるとされる。自治体は、同法草案発表時から自治体の負担の大きさに懸念を示しており、財政的な面でも同法の施行は困難であるとの姿勢を示していた。しかし採択法中に、連邦政府が施行後 5 年以内に同法に定められた内容について経済的効果の検査を行うこととするこの項目を追加し

たことにより、5年以内に経済効果の評価による規制の見直しの可能性ができたこととなる。自治体と製造者の費用負担のバランスなどに対する再検討の可能性も生まれる。

次に、公的廃棄物管理当局（各自治体）が回収ポイントに設置する5種類のコンテナについてであるが（前項「(c) 回収・引き取りなどについて」参照）閣議決定案では、ブラウン管機器（テレビやモニター）を含む6種類のコンテナ設置とされていた。この分類がなくなり、「情報技術および通信技術機器、民生用電子機器」のコンテナにブラウン管を納めることとされた。また、テレビやコンピューターの廃棄時には、付属のブラウン管機器も同じコンテナに入れられるようにした。この改正についても、回収分類削減による自治体の負担軽減に関連したもので、連邦参議院が自治体の意見を取り入れた結果となっている。

また、回収ポイントで引き取るWEEEの種類を限定することができる、という項目も追加された。回収ポイントへ持ち込まれるWEEEの種類によっては、材料やリサイクル処理工程の性質などを考慮した場合、すべての回収ポイントで扱うことができない、もしくは扱うことが適切でない場合なども想定できるため、閣議決定法案ではなかったこの項目が追加された。

このように、その負荷増大について懸念されていた自治体の要請がいくつか組み入れられた形で同法は採択に至った。

（２）ドイツにおける対応状況

WEEEの回収・引き取り制度の確立

2005年3月24日施行となった電気・電子機器法で定められた回収・引き取り制度については、「(1) 国内法の概要」で述べたとおりとなっている。要約すると、まずWEEEの最終所有者がこれを一般ゴミとは区別して回収にまわし、州法に基づき、WEEEの処理に責務を負う公的廃棄物管理当局（各自治体）が、一般世帯からのWEEEの回収ポイントを設置し無料で回収を行う。回収したWEEEの分別はこの公的廃棄物管理当局が行い、ここで分別回収されたWEEEの引き取りは製造者の責務となる。

製造者の自治体からの引き取り制度で中心的な役割を果たすのは、クリアリングハウスとなる廃電子機器登録財団（Elektro-Altgeräte Register / EAR）である（詳細後述）。製造者は毎月市場に投入した電気・電子機器の量を製品種別ごとにクリアリングハウスに報告する義務がある。また、回収した WEEE についても、1 年を通じた製品種別ごとの量、種別ごとのリサイクル量・再利用量などについても報告しなければならない。クリアリングハウスはこれらのデータをもとに、製造者が回収すべき量の算定を行う。独立した専門家により科学的であると立証された算定方法に基づき、個別の製造者の引き取り量を割り当て、これを所管省庁へ報告するとされている。製造者はこの割当量の回収を遂行する。

今後、製造者の義務となる中央登録機関への登録は、法の公布（2005 年 3 月 23 日）後 8 ヶ月以内、2005 年 11 月 23 日までに行われなければならない。この登録完了後 4 ヶ月間の準備期間において、法施行から 12 ヶ月後の 2006 年 3 月 24 日に製造業者の WEEE 引き取り制度が開始となる。製造業者は 4 ヶ月の準備期間を利用し、期限までに回収ポイントへのコンテナの提供を行わなければならない。その他具体的な引き取りシステムを確立することも急務となっている。

具体的な WEEE の引き取りスキームとして発表されているものには以下のようなものがある。既存の廃棄物回収スキームとしては、ドイツ・プラスチック・リサイクリング（DKR）が運営する廃プラスチックのリサイクル、デュアルシステム・ドイツ（Duales System Deutschland GmbH / DSD）の包装廃棄物回収システム Green Dot などがある。包装廃棄物回収・リサイクルのために設立された組織で、WEEE に対しても積極的な姿勢を示しており、同システムでの小型家電の回収についても検討している。

(a) パナソニック、トムソン、JVC の共同イニシアチブ

パナソニック、トムソン、JVC は、2004 年 8 月に WEEE 指令対応のため、WEEE 処理のための共同リサイクルプログラムを設立した。対象製品は、コンシューマーエレクトロニクス、IT 製品、白物家電などで、当面はドイツ国内のみの運営となる。他企業パートナーの参加も可能である。

(b) 欧州リサイクルプラットフォーム

欧州リサイクルプラットフォーム (European Recycling Platform / ERP) は 2002 年 12 月、ブラウン、エレクトロラックス、ヒューレット・パッカード、ソニーのイニシアチブで開始された汎欧州の引き取りスキームで、WEEE 指令に準拠したものとなっている。同スキームの運営会社は、フランス国籍の ERP SAS で、現在欧州の WEEE 市場の約 15% を扱っているといわれている。メンバーとして同スキームに参加したいという企業が増加してきている。

製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

「(1) (b) 上市に際する製造者の責務」で述べたとおり、製造者は電気・電子機器の上市に際し、同法施行後 3 ヶ月以内に情報の調整機関「クリアリングハウス」(前述参照)を設置すること、また所管省庁である環境庁 (Umwelt Bundes Amt / UBA) に登録することが義務付けられている。UBA は、クリアリングハウスに中央登録機関としての行政権限を委任しており、さらに、実際にクリアリングハウスとして任命されているのは廃電子機器登録財団 (Elektro-Altgeräte Register / EAR) であるため、この EAR が中央登録機関としての業務を行うことになる。

EAR は 2004 年 8 月、製造者によって設立された機関で(設立の経緯については後述) 上述のとおり、中央登録機関として登録に関する事務を行うほか、法中に定められたクリアリングハウスの履行義務として情報の調整や各製造者の WEEE 引き取り割当の算出などを行うこととなる。クリアリングハウス自体は、廃棄物処理業者と契約することはできず、また契約の仲介もしてはならないと定められており、データ収集と報告といった情報の調整業務を中立的に行う。

登録は、法の公布後 8 ヶ月以内とされており、2005 年 11 月 24 日以降は登録していない製造者は製品の上市が許可されない。事業活動には、登録番号が必要となる仕組みである。EAR は登録プロセスを 2005 年 6 月 1 日から開始するとしており、この日をもって製造者は「EAR ソフトウェア」を用いたウェブ登録も可能となる予定である (2005 年 4 月時点でトライアル登録が可能)。これらの登録は 2005 年 11 月 24 日付けで有効となる。この登録完了後 4 ヶ月間の準備期間ののち、法施行後 12 ヶ月の 2006 年 3 月 24 日、製造業

者の WEEE 引き取り制度が開始となる。

製造者の登録に関する規制は、電気・電子機器法を中心点の 1 つとなっているが、登録や情報調整を徹底したのは、「フリーライダー」を防止するためであった。環境政策実施の際によく問題となる「フリーライダー」については、ドイツにおいてもすでに実施されている包装材リサイクルなどで非常に問題視されていた²⁷。このようなことから、WEEE の場合、回収システム構築の段階から規制を敷き、登録の義務を怠った製造者は製品を上市できないという措置を講じた。

廃電子機器登録財団 (Elektro-Altgeräte Register / EAR)

Benno-Strauß-Str. 5
D-90763 Fürth
Deutschland
Tel: +49 911 76 66 50
Fax: +49 911 76 66 599
E-Mail: info@stiftung-ear.de
<http://www.stiftung-ear.de/> (ドイツ語のみ)

メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

(a) 自治体の反応

電気・電子機器法採択に際し、地方自治体の負担過大が問題視され、自治体の要請を受けた改正・追加がなされたことは既述した。自治体は、WEEE の処分に関して一定の裁量を得たが、回収ポイントに持ち込まれた WEEE を自治体がどのように利用できるか、という点については、自治体、製造者側ともに注目している。

自治体が、回収ポイントに持ち込まれた WEEE を製造者の引き取り段階に回さない

27 本来負うべき義務や財政的負担を負わずに制度に「ただ乗り」するフリーライダーの問題は各国でも議論されている。ドイツでは、包装材リサイクルの分野で、包装材業者がリサイクル機関にその費用を納付したことを示す「緑のマーク」をラベリングする仕組みがあるが、料金未納付でマークを付けている業者の存在が問題となった。現在でもこのような業者は存在するが、ここのケースを調査し法的手段を講じるためには莫大な時間と費用がかかるなどの問題がある。

いう選択をした場合、自治体には WEEE を利用した廃棄物処理ビジネスの可能性が生まれる。実際に自治体の中には、環境部門を独立させ、企業化を開始するところも出てきている。

(b) 製造者側の反応・対応

製造者サイドでは、EU の WEEE 指令採択後から国内法制化に備えた準備を開始していた。指令採択後の 2003 年 6 月、ドイツ情報通信機器産業協会 (Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien e.V. / BITKOM) とドイツ電気・電子機器製造業協会 (Zentralverband Elektrotechnik- und Elektronikindustrie e.V. / ZVEI) は、廃電子機器登録 (EAR) プロジェクト機関を設置し、WEEE 管理システム確立の準備を開始した。これを基礎に、その後 2004 年 8 月、BITKOM、ZVEI、光学機器産業の業界団体、これらの関連企業などで資金を調達し、上述の廃電子機器登録財団 (Elektro-Altgeräte Register / EAR) を設立した。

電気・電子機器法導入による負担については、自治体の負荷増大に焦点が当てられており、製造者側の代表は、同法の採択に際し、歓迎のコメントを表明している。ZVEI と BITKOM の会長は同法採択後、分別回収の責任を地方自治体が負うことになったこと、また製造者側の引き取り義務の開始が EU 指令に定められた 2005 年 8 月 13 日ではなく、国内法施行の 12 ヶ月後の 2006 年 3 月からとなったことに対し歓迎の意を示している。同時に、EAR では、引き取りシステムの運営やさまざまな可能性について検討し、運営システムを確立することが急務であると述べている。

また、同法で規定された自治体の WEEE 処理に対する裁量については、実態の把握が困難になり、製造者への WEEE 処理割当の算出にも影響するなど、処理計画ができなくなってしまうといった批判を表明した。また、回収分類が閣議決定法案の 6 種類から 5 種類に減ったことについても問題視しており、これにより質の高い処理を行うことがより困難となり、よりよいリサイクルングプロセスへのインセンティブを低下させるものとしている。

企業の対応例

シャープのドイツ販売会社シャープ・エレクトロニクス・ヨーロッパとレーベ (Loewe)

フィリップス・コンシューマー・エレクトロニクス の 3 社は、電気・電子機器法整備の動きに伴い、WEEE リサイクル事業における協業と、それによりドイツ国内で WEEE 処理事業を推進してゆくことを発表した。3 社は、EAR に参画するとともに、共同で既存の回収業者やリサイクル処理業者と契約し、回収・リサイクル処理業務の合理化やコスト削減を目指す。また、他のメーカーにもこのような協業参加を呼びかけるとともに、EU 域内の他地域での協業も検討してゆくとしている。

2 . フランス

(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

国内法整備の進捗状況

フランスでは、2005 年 4 月時点で WEEE 指令がまだ国内法化されていない。環境省は、製造者や再加工業者、廃棄物回収業者などから成る 40 の作業グループとともに WEEE 指令・RoHS 指令を導入した政令策定に携わってきており、2004 年 11 月 25 日には国内法制化政令の政府原案第 7 版（以下、政令案とする）が内閣で承認され、その後、公正取引委員会（Conseil de la Concurrence）に提出された。公正取引委員会では明示料金（ビジブルフィー）についての審査が行われているが、通常約 3 ヶ月間を要する。また、同政令案は 2004 年 12 月 15 日に欧州委員会にも提出されたが、最終的に国務院（行政裁判所と法令諮問機関の役割を併せ持つ）による約 1~2 ヶ月の審査が行われることになっている。議会の承認は必要としない。このため、環境省では、これらの検討期間を考慮し、政令交付は早くて 2005 年春頃になるものとみている。

フランスの廃電気・電子製品の国内法は DEEE（Décret relatif a la prévention et a la gestion des déchets d'équipements électriques et électroniques）と呼ばれ、WEEE 指令と RoHS 指令を一本化したものとなっている。RoHS および調整機関、スキーム運営機関、個々の準拠スキーム、ビジブルフィーならびに製造者の登録制度などについては、現在準備中の複数の省令によって制定される。

国内法の概要

上記の理由から、本レポートでは DEEE 最終版となる政令第 7 版に基づき、フランスにおける WEEE の概要を述べる。

フランスでは、一般世帯からの WEEE の分別回収は、現状では地方自治体が行っている。政令第 7 版では、一般世帯からの WEEE の分別回収を自治体が行った場合に自治体に発生する追加コストを、製造者が負担するものと規定している。ただし、この「追加コスト」の製造者負担については、自治体が分別回収システムを設置した場合の設置コストのみを指すのか、あるいは設置と運営の両方のコストを指すのかといった定義があいまいであることが指摘されている。また、回収・リサイクル目標値を上回る WEEE の回収に対するコスト負担責任の所在が明らかでなく、自治体が増えることによる可能性など、自治体の負担増が懸念されることから大きな波紋を呼んでいる。同政令第 7 版では、地方自治体が行わない WEEE については、製造者が独自に回収システムを設置・運用しなければならない。

同政令第 7 版では、一般世帯からの WEEE の引き取りと分別回収後の処理は製造者の責任で行うものとしており、製造者は引き取り・回収のための共同スキームに加入するか、個別の回収制度を設置することによりこの責任を遂行することができる。共同スキームおよび個別の制度に関する要件は同政令第 7 版に規定されている。

また、製造者は義務を遂行するだけの財政能力があることを示す義務があるが、加入している共同スキームに前もって負担金を支払った場合には免除される。2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品の WEEE の処理コストに関しては、当該政令の施行から 2011 年 2 月 13 日までの移行期間中(特定の大型家電製品に関しては 2013 年 2 月 13 日までとする) 小売価格とは別表示することとしている。

一般世帯以外からの WEEE についてのコストも製造者の責任で、要件を満たすために共同スキームに加入するか個別の制度を確立することができる。ただし、2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品の一般世帯以外からの WEEE については原則的に最終使用者負担となる。

以下に、フランスにおける WEEE の独特な点を挙げる。

(a) 一般世帯からの WEEE の回収・引き取りの要件

政令第 8 条では、一般世帯からの WEEE の回収・引き取りに係わる要件について規定している。WEEE が他の非分別家庭ゴミと一緒に回収されることを防ぐために、以下のことが規定されている。

- ・ 製造者は、上市した製品の WEEE のうち、どのタイプの製品を自治体のシステムを使って分別回収してもらうかを決定しなければならない。そのコストについては自治体にとって超過費用となるため、製造者がコストを負担しなければならない。このコストは、製造者が第 9 条の規定に従って認定された調整機関を通じて支払いを行うものとする。
- ・ 製造者は上市した製品の WEEE のうち、上記でカバーしないものに対しては独自に分別回収システムを設置しなければならない。環境、産業、経済の各担当相および地方自治体は政令によって、分別回収された WEEE の上市した製品に対する比率を測定するための管理システムを認定する。また、これらの担当相は、消費者担当相とともに、このような管理システムの認定条件や否認・撤回条件などを規定することになっている。
- ・ 流通業者は、一般世帯用製品の販売時に、廃棄物の引き取りや引き取りのための手配を製品の種類や販売数量に合わせて 1 対 1 制で無償で行うものとする。

第 9 条から 11 条では回収を調整する機関の認定制度について規定している。調整機関は、環境、産業、経済、消費の各担当相と地方自治体らの合意による認定を受けなければならない。認定の要件に関して、以下のスケジュールが規定される予定である。

- ・ 調整機関と製造者または第 13 条で示された個人の間で締結される契約の基本要件。一般世帯からの WEEE の分別回収システムの設置に伴い自治体に発生する超過費用補填のための製造者から自治体への支払いの基本原則および自治体が分別回収した WEEE の分配の手配。
- ・ 地理的な適用範囲と達成のための手段
- ・ 第 11 条で規定された情報要件（分別回収に関する使用者への情報提供）を満たすための手段

- ・ 一般に公開されている年次報告書で WEEE の分別回収の地理的範囲と達成結果を示すものを環境省に提出する義務

調整機関の認定は最長 6 年間有効で更新可能である。また、調整機関に対する認定の授与および撤回は、二次政令で規定される予定である。

また、第 10 条では分別回収された WEEE は選別、処理、リカバリーのための適正な条件で引き取り、回収、保管することとされる。

第 11 条では、使用者に対する情報について規定している。地方自治体および製造者、流通業者ならびに調整機関は、製品使用者に対して、適切な手段で以下の点を知らせるものとする。

- ・ 廃棄物の引き取りと回収の利用可能なシステムおよび流通業者による無償の引き取り制度
- ・ 利用可能な分別回収システムを利用する義務
- ・ WEEE の再利用およびリサイクル、リカバリーにおける使用者の役割
- ・ WEEE に含まれる危険物質の環境や人体に及ぼす影響

(b) 一般世帯からの WEEE の処分

第 12 条では、2005 年以降に上市した製品から分別回収された WEEE については製造者が回収、処理する義務があることを規定している。また、第 13 条および 14 条では、製造者がこの義務を遂行するために共同スキームに加入するかまたは個別の制度を設置することができるとしている。製造者は、環境、経済、産業、消費者の各担当相と地方管轄当局との合同による承認を受けた共同スキームに参加することでこのような義務を遂行してよい。また、製造者が個別に制度を設置する場合には、これらの担当相らによる承認が必要となる。共同スキームおよび個別に設置した制度の公的な認可は最長 6 年間有効で、更新が可能である。

(c) 製造者の財政能力保証

第 15 条では、製造者の財政能力の保証について規定している。製造者は、調整機関に前もって負担金を支払うほか、保険契約、用途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設、または信用機関によるデポジットなどによる方法で財政能力があるという保証を提示しなければならない。

(d) ビジブルフィー

第 16 条ではビジブルフィーについて規定している。これは、2005 年 8 月 13 日以前に上市した WEEE の回収と処理に関して製造者に発生したコストを、当該政令の施行日から 2011 年 2 月 13 日までの移行期間中、最終消費者が負担するというものである。回収・処分の費用は品目または品目グループ別にコストが決められており、小売価格に付加される仕組みとなっている。環境、産業、経済、消費者の各担当相は移行期間を 2013 年 2 月 13 日までに延長する品目について規定することになっている。

各製造者は、2005 年 8 月 13 日以前に上市した一般世帯用製品の WEEE の回収・処理過程で発生したコストを、一般世帯用新規製品のインボイス下部に実際の課税前製品小売価格とは別に明示することとする。同様に、流通業者は消費者に対してこの単位価格を明示する義務がある。流通業者は、費用および含まれるすべての税を消費者に知らせるとともに、製品小売価格を当該製品がカバーする回収・処理の単位コストと区別することになる。単位コストは値引きすることはできない。流通業者は、2005 年 8 月 13 日以前に上市したいかなる一般世帯用製品の WEEE の回収・処理過程で発生した単位価格を、すべての一般世帯用新規製品のインボイス下部に実際の課税前製品小売価格とは別に明示することとする。

また、一般世帯以外からの WEEE のファイナンスについて規定した第 18 条(後述)では、ビジブルフィーのシステムを、2005 年 8 月 13 日以前に上市された一般世帯以外からの特定の WEEE にもその適用範囲を広げることができるとしている。

このビジブルフィーの制度はフランスの競争関連規制下で合法とされないため、当該政令案は公正取引委員会に提出され、審議段階にある。2005 年 4 月現在、結果は明らかに

されていない。

(e) 一般世帯以外からの WEEE の処分

第 17 条から 19 条では一般世帯以外からの WEEE の処分について規定している。第 17 条では、2005 年 8 月 13 日以降に上市した製品の一般世帯以外からの WEEE については、購入者との販売契約による同意がない限り、製造者がコスト負担をするものとしている。この場合、一般世帯向け製品以外の販売契約には、購入者が当該製品の廃棄物の処分に対して部分的またはすべての責任を負うという条件が含まれていなければならない。

これを満たすために、製造者は環境、産業、消費者担当相らによる政令で合同認定された団体に参加することができる。このため、以下を規定するスケジュールが政令に加えられる。

- ・ 認定廃棄物管理事業者と製造者間の契約の基礎条項
- ・ これらの廃棄物のフランス領からの除去およびフランス領内外におけるこれらの廃棄物の処理、リカバリーまたは破壊を取り締まる法的・技術的な条件
- ・ 第 20 条に規定された条件下におけるリカバリーおよびリサイクル、再利用目標を達成するための手段
- ・ 第 7 条（使用者に対する情報）および 21 条（製造者の登録）で規定された情報に関する義務を満たすための手段
- ・ 認定廃棄物管理事業者の年間活動に関する公開報告書と WEEE の回収およびリカバリーまたは破壊の実施結果を提出する義務

廃棄物管理事業者の公的認定は最長 6 年間有効で再発行が可能である。個々の準拠制度に対する公的認定の授与と撤回の条件は関連省の担当相による合同政令で規定される。

また、第 18 条では、2005 年 8 月 13 日以前に上市された一般世帯以外からの WEEE の処理に対するコストは、製造者との事前の合意がない限り、当該製品の所有者が責任を負うものとするとして規定している。

第 19 条では、製造者が第 17 条で規定された義務を個別に満たそうとする場合、当該事業者は一般世帯以外からの WEEE の回収、リカバリー、再利用ならびにリサイクルに利

用する手段およびその結果を環境相および産業相に報告しなければならないとしている。

(f) 監視と管理

第 21 条では、製造者の登録制度を確立し、製品内容と製品廃棄物の処理についての情報を収集することを規定している。環境、産業、経済担当相らによる合同政令では、登録手続きや登録情報の内容、情報へのアクセスを取り締まる規制ならびに登録運営機関が規定されることになっている。

また、第 22 条では、一般世帯用製品の流通業者および一般世帯用以外の製品の購入者はサプライヤーに対して、当該製品に対する製造者の義務が満たされていることを証明する書類を要求することができると規定している。これは、仮に製造者が登録を行わないまま商業行為が行われた場合、流通業者または廃棄物の所持者が製造者とみなされ、製造者の法的義務を満たす責任を負うことになることを意味する。

(g) 処理とリカバリー

第 20 条は、WEEE 指令 6 条および 7 条に準じた WEEE の処理とリカバリーについて規定されている。分別回収された WEEE の種類別処理、リカバリー、破壊は、当該政令の付則と環境コード 5 巻見出し 1 に定められた技術要件に見合う場所で行われるものとしている。また、廃棄物の国外輸送が 93 年 2 月 1 日付け法に則したものであり、現地でのリカバリーと破壊が当該政令の規制に則して行われる場合に限り、他の EU 加盟国または非 EU 加盟国の認定施設で行うことができる。また、付則 2 に記載された WEEE の部分品のリカバリーおよび破壊の実施に当たり、製造者は種類別の処理を行わなければならない。2006 年 12 月 31 日までの WEEE のリカバリー、リサイクルまたは再生目標率は指令 7 条と同じに設定されている。

(2) 国内法対応状況

WEEE の回収・引き取り制度の確立

電気・電子機器の製造者を代表する組織・団体が後述のヨーロッパ・リサイクリング・

プラットフォーム（European Recycling Platform / ERP）や家電機器製造事業者連合（Groupement Interprofessionnel des Fabricants d'Appareils d'Équipement Ménager / GIFAM）のような団体を作り、WEEE の国内実施に向けて回収やリサイクルのシステムを設置する活動を始めている。ただし、現在のところ回収・引き取り制度は確立されていない。

製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

同法 21 条は製造者の国への登録制度の確立および登録情報の記録について規定している。登録手続きや登録内容、これらの情報へのアクセスの規定ならびに登録先機関などの詳細については環境省および産業省、経済省によって合同で制定される省令により規定される。これまでのところ、環境・エネルギー庁（l'Agence de l'Environnement et de la Maîtrise de l'Énergie / ADEME）が登録先機関になると考えられている。

ADEME は 92 年に環境省傘下に設置された機関で、持続可能な開発の促進を目標として掲げ、公共部門と民生部門の双方の機関に対するコンサルタント役として機能する一方、環境省の諮問機関として EU 指令の導入に協力している。ADEME の活動の中でも、廃棄物の削減と再利用・リサイクル、廃棄物の適切な処理などの促進は優先項目とされ、WEEE の管理についての情報を提供することで企業の取り組みを支援している。また、WEEE を含む特定の使用済み製品を除去するための新しいシステムの開発の支援にも携わっている。

これまで、フランスでは、認定廃棄物処理施設の国家的登録制度（WEEE に限定しない）を含む多くのイニシアチブや、製造者らが任意で行っている「Retour (Return)」ラベルなどが発足している。

図 3： Retour (Return) ラベル



Retour レベルは ADEME が提唱したもので、購入者への販売時に、製造者が回収サービスを行うことを保証するものである。これは、まったく新しい廃棄物回収のプロモーションで、環境保護のための現法律に沿ったものとなっている。製造者が Retour 規定に準じるかどうかは任意とされている。

ADEME は、リサイクル目標率や費用対効果を考慮した WEEE リカバリーシステムに関する R&D 活動の促進を積極的に行っており、2005 年 5 月までに WEEE やこれまでの WEEE の処理からの残留物のリカバリーについての革新的な方法、器具や機械などの R&D プロジェクトの入札を開始した。

一方、廃棄物処理システムや施設に対する認定証明書の発行は、地域レベルで運営されている政府機関である産業・研究・環境地域局 (Direction Regionale de L'industrie, de la Recherche et de l'Environnement / DRIRE) の管轄となっている。廃棄物処理に関して、DRIRE は 2 つの機能を果たす。生産および保管、処理が地域政令の規定に従っているか監視するとともに、これらの施設の査察を行う。また、地域政令では、廃棄物法に関して、製造者および輸送業者、特定の種類の廃棄物の処理に係わる業者は自己監視を行い、廃棄物処理の特性・量・経路などの情報を含むレポートを四半期ごとに提出しなければならない。DRIRE はこれらのレポートを管理するとともに必要に応じて統計を作成する。このほか、法律の遵守を取り締まることや違反者には罰金を科すことも任務としている。

ADEME 連絡先

ADEME (Agence de l'Environnement et de la Maîtrise de l'Energie)
Head Office
2 Square Lafayette
BP 406
FR-49400 Angers cedex 01
FRANCE
Tel: +33 1 47 65 20 00
Fax: +33 1 46 42 54 43
Website: www.ademe.fr

メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

(a) メーカー、電気・電子製造業界団体の対応

フランスでは、製造業界は WEEE 指令に協力的姿勢を示し、財政面での責任を引き受ける意向がある。多くの場合、以下に述べるような製造者を代表する組織・団体が WEEE の国内実施に向けて回収やリサイクルのシステムを設置する活動を始めている。

ヨーロッパ・リサイクリング・プラットフォーム (European Recycling Platform / ERP)

欧州初の汎欧州共同スキームである ERP (European Recycling Platform) は、WEEE 指令の導入に対応して、ブラウン、ソニー・ヨーロッパ、ヒューレット・パッカード、エレクトロラックスという4大電気・電子製造メーカー²⁸によるイニシアチブで2002年に設立された。ERPは、会員企業と顧客の双方に対して費用対効果の高いWEEE指令導入を保証することを目標としている。また、ERPは、個々の製造者の責任という概念に賛同しており、WEEE指令に対しては製造者への負荷というより市場拡大の機会ととらえている。このため、革新的でコスト効果の高いリサイクル方針や、汎欧州リサイクルサービスおよび廃棄物管理分野におけるクロス・ボーダーな取り組みを促進しようとしている。ERPはパリで企業登録されており、フランスのみならずオーストリア、ドイツ、イタリア、スペイン、ポーランド、英国もカバーしている。他企業の参与も検討しているが、ERPが市場において有力な立場にあることを望んでいる。

2004年12月には Geodis と CRC という廃棄物処理の下請け業者が決定し、国によってこの2社を使い分ける。フランスは Geodis が担当する。Geodis は大規模なロジスティクス企業で、指令に添えて Suez Environnement 傘下の SITA との合併にも従事している。SITA は欧州大手の廃棄物管理会社で、家庭用と産業用廃棄物の双方の回収、選別、リサイクルならびにバイオ再生加工を専門としている。同社は 24 カ国に拠点を有し、38 万 4,000 にのぼる企業を顧客としている。

28 これらのメーカーの合計で欧州市場における WEEE の 15% のシェアを有する。

ERP 連絡先

Tel: +32 2 777 0538

Fax: +32 2 777 0539

Email: info@erp-recycling.org

Website: <http://www.erp-recycling.org/>

家電機器製造事業者連合 (Groupement Interprofessionnel des Fabricants d'Appareils d'Equipement Ménager / GIFAM)

家電機器製造事業者連合 (Groupement Interprofessionnel des Fabricants d'Appareils d'Equipement Ménager / GIFAM) は、60 以上の家電製造者・団体によって構成されている業界団体で、これらの会員企業の製品は 150 ブランド以上にのぼる。EU 指令に先立ち、GIFAM は FIEEC (Fédération des Industries Electriques, Electroniques et de Communication) および FICIME (Fédération des Entreprises Industrielles et Commerciales Internationales de la Mécanique et de l'Electronique)、FCD (Fédération des Entreprises du Commerce et de la Distribution) などの団体や AMF (National association of French Mayors) と契約を締結した。これは、電気・電子製品の使用済み製品のリサイクルに関する任意の協定で、2000 年 10 月 5 日に調印された。GIFAM とこれら団体の協定の概要は以下に示すとおりである。

- ・ 各製品の品目ごとに管理会社を設置し、回収とリサイクルを最大限に行う。
- ・ 使用済み製品は流通業者または地方自治体によって回収され、環境省と ADEME の公式認定企業によってリカバリーが行われるものとする。
- ・ このような管理会社は、必要に応じて、製品が上市し最終使用者に渡る際に課される賦課金による資金援助を受けることができる。
- ・ 廃棄物の回収と選別のコストを削減するためのシステム設置に関する投資を補填するために、公的に認定された企業および地方自治体間で協定を調印するものとする。
- ・ 消費者は、消費者団体を通じて公的機関と同様に、これら廃棄物管理会社の運営基準の策定に関与する。

このような任意の協定は、2 つの理由から非常に重要とされる。1 つは、すべての関係者が、個別の企業のみならず産業全体が一体となって使用済み製品に対処すべきであると

いう原則を具体化した管理会社の必要性を認識しているということである。2 つ目には、流通業者が同協定を通じて、製品小売価格から別個に環境寄付金を捻出し、管理企業に融資するという考えに賛同した点である。

このビジブルフィーの制度は、99年3月16日付け電池および蓄電池に関する政令によりすでに承認されている。しかし、2000年3月に公正取引委員会はビジブルフィーの合法性について強い反対を示したほか、同年7月には大手流通業者数社が支払いを拒否した経緯がある。このため、流通業者の業界団体である FCD のこのような協定への調印は、製造と流通の業者間の摩擦解消に役立つとともに管理会社への融資を円滑で明白なものにすることを可能にするとみられている。

GIFAM 連絡先

GIFAM
39 avenue d'Iéna
75783 PARIS Cedex 16 France
Tel: +33 (0)1 53 23 06 53
Fax: +33 (0)1 47 20 20 73
Website: <http://www.gifam.fr/>

Recy'stem-Pro

Recy'stem-Pro は一般世帯以外からの WEEE のリサイクルと再利用を専門に行う企業で、政令が交付され次第、登録申請をする予定である。

Recy'stem-Pro 連絡先

8/10 rue Villedo
75001 Paris France
Tel: +33 (0)1 42 86 09 45
Fax: +33 (0)1 53 45 84 83
Email: contact@recystempro.com

(b) 地方自治体の反応

第7版の政令案については現在のところ政府で協議中であるが、8条について、地方自治体が強い反発を示している。これは、第6版で「製造者は地方自治体による分別回収システムの設置にかかる費用を受け持つ」とされたところを、第7版では「費用」に代わり

「超過費用」とされたことによるものである。廃棄物管理とエネルギーに関する地方自治体の全国組織である地域廃棄物・エネルギー管理のための地方自治体・専門家協会（Association des collectivités territoriales et des professionnels pour une bonne gestion locale des déchets et de l'énergie / AMORCE）は、異議を表すプレスリリースを発行するとともに、環境省に苦情申し立ての公式書簡を提出した。

AMORCE の 2004 年 12 月 8 日付けプレスリリースの要旨を以下に示す。

- ・ フランスでは、年間平均 1 人当たり 14 キログラムの WEEE が排出されている。
- ・ WEEE 管理によるすべてのコストは製造者が持つべきであるという EU 指令に対し、政令第 7 版では製造者は超過費用について責任を負うとされている。
- ・ 製造者に対する財政的責務は分別回収された WEEE にのみ限定されており、これは WEEE 合計の 3 分の 1 の量でしかない。
- ・ 一方、地方自治体で発生する廃棄物管理コストは過去 10 年間にわたり徐々に増加している。
- ・ また、ADEME の廃棄物管理および認定団体への支援に対する予算は、過去最低に削減されている。
- ・ AMORCE は、同政令第 7 版が改正されるまで、すべての自治体に対して WEEE の分別回収の導入を阻止するとともに現在の回収システムについても一時中断するよう求める。
- ・ 現在、製造者の財政面での寄与では一般世帯用製品の WEEE の 3 分の 1、また回収・処理費用のわずか 15%しかカバーしない。AMORCE は、製造者の財政寄与システムを明確化・強化するとともに改正することを目的として、すべての選出された団体・自治体が団結して政府に対するアクションをとることを求める。

また、以下に 2004 年 12 月 20 日付けで環境省に提出された書簡の要旨を示す。

- ・ 第 6 版と比較して第 7 版は明らかに後退しており、製造者の責任に対する AMORCE の期待に反するものである。
- ・ 新システムの導入は、地方自治体に対して新規にさらなる費用をもたらすものであってはならず、広義の製造者責任の原則に沿って製造者が自らの義務を遂行すべきである。
- ・ 政令第 7 版における「回収拠点」という表現は、第 1 次回収の責任を地方自治体へと転嫁

するように解釈することができる。一般世帯からの WEEE の回収ポイントは各世帯の玄関口であるが、地方自治体は WEEE を各世帯から戸別回収する義務はない。

- ・ WEEE の処理に対する製造者責任は完全なものであるべきである。製造者は、1 人年間 4 キログラムの規定量を超える WEEE の分別回収システムの実施の義務はないが、これはつまり、地方自治体が残りの 3 分の 2 の WEEE について納税者の負担により、引き続き処理をしなければならないということである。地方自治体の回収シェアは年間 5% 増加することになり、これは「汚染者負担」の原則に反する。
- ・ 政令案では、製造者による地方自治体への財政的寄与を通常の経路（焼却、埋め立て）による WEEE 処理に充当することになると思われ、これに対し AMORCE は焼却・埋め立て廃棄物の量に比例した最低支援額の導入を提案する。
- ・ また、導入予定である地方自治体の分別回収システムに対する財政寄与に関し、発効日を設定することが重要である。AMORCE は、2005 年 8 月 13 日ではなく、政令公布日を公式の発効日とすることを提案する。これは地方自治体の情報伝達のためであるが、指令の施行日以前にすでにシステムの導入開始をした自治体が資金補填の対象から除外されないようにするためでもある。
- ・ 第 7 版で新規に出てきた「超過費用」という表現は、それまでの「費用」に比べより制限されている。地方自治体が WEEE の分別回収システムを通常の粗大ゴミと同様なコストで実施する場合には、財政支援を受けられなくなるということになる。これらから、政令案の「超過費用」を「費用」と戻すことを要求する。
- ・ これらから、第 8 条 1 項の財政的寄与について以下のように修正すべきであると進言する。

「どのような回収方法がとられたとしても、地方自治体による分別システムの新設または既存システムの改良に対する投資コストおよび運営コスト、ならびに従来の地方自治体の経路を通じた WEEE の処理費用を完全にカバーする。」

現在のところ、地方自治体は保証された財政手段を有していない上、回収システムの設置方法があいまいであるため、責任や役割、費用などを早急に定義する必要がある。

3. 英国

(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

国内法整備の進捗状況

英国では、EU レベルでの WEEE 指令および RoHS 指令に関する交渉と、国内法整備（WEEE 指令のほとんどの面と RoHS 指令のすべて）は貿易産業省（Department for Trade and Industry / DTI）が所管している。実際に WEEE の実施を監視するのは、各地方の環境局に相当する機関で、イングランド・ウェールズが環境局（Environment Agency）、スコットランドがスコットランド環境保護局（Scottish Environmental Protection Agency / SEPA）、北アイルランドが環境・遺産サービス（Environment & Heritage Service / EHS）となっている。RoHS 指令の施行に関する所管当局は 2005 年 4 月時点でまだ決定していない。さらに、国内での WEEE 施行については環境食料地方問題省（Department for Environment Food and Rural Affairs / DEFRA）も WEEE の処理、廃棄許可、製造者のリカバリー・リサイクル・再利用率目標に対する遵守の評価などを所管しており、これらについても上記の各地方の環境庁が実施を監視する。

英国ではこれまで WEEE 指令の目的に沿った施策をカバーしている法令がなかったため、WEEE 指令に準拠するための法令を一から策定することになった。2003 年 3 月末から国内法策定の準備のため、3 回にわたり産業界や環境保護団体、消費者団体などとの諮問を実施した。3 回目の諮問は、2004 年 7 月末から 3 ヶ月間にわたり関係者の意見を聴取、結果を同年 11 月末に発表している。また DTI は、諮問の期間中に「National Clearing House Project Group」という小規模なステークホルダーグループを立ち上げ、製造者への WEEE の責任の割り当てに関する問題を検討した。WEEE の処理基準に対するガイダンスの内容については各地方の環境局が地方ごとに諮問を実施している。また、DEFRA が今後、英国全体の廃棄許可システムのレビューについて諮問を行う予定となっている。

英国は 2004 年 7 月末に発表した諮問文書をベースに、2005 年 8 月 13 日の施行に向け

て国内法「2004年 WEEE(製造者責任)規則²⁹⁾」とこれに伴うガイダンスの策定を RoHS の準備と並行して行ってきた。しかし、WEEE のためのシステムを一から作り上げなければならなかった英国では 3 度にわたる諮問を通した関係者間の調整もスムーズに進まず、政府は 2005 年 3 月 24 日、規則の実施を延期することを公表した。発表では、規則発効の時期は「2005 年夏」とされており、具体的に何月に発効させる予定かは明言を避ける形である。この時期には同時に、これまで作成を進めてきたガイダンス(政府見解を示した指針で法的拘束力はない)も発行する予定である。

具体的な制度の開始時期に関しては、2005 年 3 月 24 日時点で以下のような予定と意向が示された。

- ◆ 一般世帯と一般世帯以外のユーザー(英国国内法では「ビジネスユーザー」として定義)からの WEEE に対する製造者のコスト負担責任と、WEEE の小売業者および流通業者の引き取り義務については、2006 年 1 月から実施する意向が示された。
- ◆ マーキングについては、電気・電子機器がこの日以降に販売されたものかどうかを示すマーキングも含み、当初の予定どおり、2005 年 8 月 13 日から実施することを提案している。

製造者責任と小売業者・流通業者の義務については、かねてより業界団体やスキーム実施団体から 2005 年 8 月の実施には準備が追い付かないとして延期の要請が出ていたのを受けたものである。ただ、小売業界からは 1 月という時期はクリスマス後の商戦で繁忙期に当たるため、さらなる延期を要請する声が上がっている。一方、マーキングに関しては、EU 指令の期日どおりに遵守しないということは、製品がマーキングされないまま市場にいったん流通すれば英国はこれらの製品に関して永久的に指令違反となることを意味すると政府は危惧しており、すでに多くの製造者が 8 月に向けてマーキングの準備を行っていることを見込んだうえでの方針である。

また、製造者責任が実施されて分別回収された WEEE を処理する施設の認可についても、2006 年 1 月の実施に間に合わせるよう、政府は近いうちに規則草案に対する諮問を開始するとしている。規則草案と処理に関するガイダンスの内容は今後の発表となる。

29 The Waste Electrical and Electronic Equipment (Producer Responsibility) Regulations 2004

なお、RoHS 規則に関しては「近い将来」国内法を施行するとだけされており、RoHS 指令で規定された 2006 年 7 月 1 日からの特定有害物質の禁止使用については予定を変更する様子はみられない。

2005 年 4 月時点で公表されている WEEE 規則施行のスケジュールは以下のようになっている。

表 7：英国の WEEE・RoHS 規則の導入スケジュール

2003 年	2 月 13 日	WEEE・RoHS 指令発効
	3 月 31 日	英国における諮問のベースとなる文書が発表される
	5 月 30 日	上記諮問書への回答締め切り
	8 月 1 日	すべての諮問への回答要旨と初回の政府見解が発表される
	12 月初旬	詳細諮問（第 2 回諮問）書が発表される
2004 年	3 月 1 日	第 2 回諮問への回答締め切り
	7 月～10 月	規則草案および非法定ガイダンスに関する最終諮問
	11 月 30 日	最終諮問への回答要旨発表
2005 年	夏	WEEE・RoHS 規則発効
2006 年	1 月	小売業者の引き取り制度とコスト負担に関する製造者責任を開始
	7 月 1 日	RoHS 物質使用禁止の開始
	12 月 31 日	回収・リサイクル目標の達成

出所：英国貿易産業省（DTI）ウェブサイト（2005 年 4 月 4 日更新）

法令の概要

英国政府が 2005 年夏の発効を予定している「2004 年廃電気・電子（製造者責任）規則」（The Waste Electrical and Electronic Equipment (Producer Responsibility) Regulations 2004）は現在に最終草案段階にあるが、その内容は次の表のような構成となっている。

規則案は概ね指令に沿ったものとなっているが、指令で加盟国の裁量で決定できる部分がある。また、2005 年 3 月 24 日の WEEE 規則延期の発表を見る限り、2004 年 7 月に発表された表 7 の最終草案からさらに変更が行われることはほぼ確実である。以降では変更の可能性も含めて英国独自の規定部分について説明する。

表 8：英国「2004 年廃電気・電子（製造者責任）規則」最終草案の内容

The Waste Electrical and Electronic Equipment (Producer Responsibility) Regulations 2004

パート I (1~2 条)	一般条項 (規則の呼称、施行日、解釈)
パート II (3~5 条)	適用対象範囲 (適用対象製品、非対象製品)
パート III (6~15 条)	流通業者による分別回収 (流通業者の分別回収提供の義務、回収スキームへの参加、回収スキームの承認と登録・撤退・当局による登録拒否・抹消、製造者による任意の引き取りシステム)
パート IV (16~17 条)	製造者の義務 (製造者責任と例外)
パート V (18~21 条)	製造者登録 (登録期限、必要項目、通信販売、事業の譲渡)
パート VI (22~25 条)	一般世帯からの WEEE に関するファイナンス (製造者の責任割当、責任遂行に関する意向の通知、購入者に対するコスト表示)
パート VII (26 条)	ビジネスユーザーからの WEEE に関するファイナンス
パート VIII (27~31 条)	リカバリー (リカバリー率・再利用/リサイクル率の目標、目標達成度計算のための製造者の記録保管義務、報告期限、以上の準拠当事者・報告者、準拠証明の当局への提出)
パート IX (32~34 条)	情報 (ユーザーへの情報、処理施設への情報、製造者への警告)
パート X (35~42 条)	製造者準拠スキーム (スキームの登録、スキームメンバーから実施者への情報提供、スキームの承認・承認取り消し、スキームの登録条件・登録拒否・登録取り消し)
パート XI (43~46 条)	スキーム実施者による請願 (当局の決定に対する請願手続き)
パート XII (47~52 条)	規則施行 (所管当局、監視、公共登録簿、準拠証明発行者の承認、立ち入り検査)
パート XIII (53~54 条)	違反 (違反となるケース、罰則)
スケジュール 1	規則でカバーされる電気・電子機器の分類
スケジュール 2	流通業者の準拠スキーム承認申請とスキーム計画に含む情報の項目
スケジュール 3	製造者登録の申請に必要な情報
スケジュール 4	準拠証明に含む情報の項目
スケジュール 5	電気・電子機器に表示するマーク
スケジュール 6	製造者の準拠スキーム承認申請に含む情報の項目
スケジュール 7	請願手続き
スケジュール 8	公共登録簿に公開される情報
スケジュール 9	規則のもと、施行当局が施設を立ち入り検査する権限と義務

(a) 製造者登録

(i) 登録申請期限

規則第 18 条では、すべての製造者は貿易産業大臣に登録を求める申請を、2005 年 8 月 12 日 (施行予定日の前日) までに行うとされている。2007 年 1 月 1 日以降は、その年の 1 月 31 日までに登録することになっている。ただ、3 月 24 日の DTI 発表では登録期限について触れられていなかったため、これらの期日が最終的にどうなるかは現時点では不明である。

(ii) 「ナショナルクリアリングハウス」設立計画の廃止および新たな登録先

これまでは、英国における WEEE 管理機関として「ナショナルクリアリングハウス (National Clearing House)」を設立することで話が進んでいた。これは製造者側からの提案で、製造者登録、製造者への WEEE 責任の割当、データ報告などの窓口を一本化し、クリアリングハウスが管理するという方針であった。この方式は 2004 年秋に実施された第 3 回諮問の段階では概ね支持されていたものの、3 月 24 日の発表では、クリアリングハウスの実際的な役割についての協議でコンセンサスが得られなかったため、このアプローチには変更が加えられたとされている。クリアリングハウスの運営を外部委託するというアイデアにも多くの関係者が賛意を示していたにもかかわらず、パブリック・アカウンタビリティの問題など複雑な問題が絡み合って実施が困難になったようである。そのため、欧州委員会による WEEE 指令の見直しが予定されている 2008 年までの 3 年間はシンプルな方法にとどめ、見直しの時点でなお製造者側がこのアプローチを求めるのであれば再検討するという結論に至った。なお、このクリアリングハウスについては規則案では一言も触れられていない。規則第 50 条で、貿易産業大臣は規則中で与えられたその機能・権限を委任するために他の者を指名することができるとしており、これを利用してクリアリングハウスを設立しようとしていた。

クリアリングハウス設立の計画が頓挫したため、製造者の登録先は各地方の環境局が担当し、WEEE の製造者への割当は DTI が決定することになる見通しである。

(b) 製造者責任の割り当て

規則ではパート V(18~21 条)において、分別回収された WEEE の処理、リカバリー、リサイクル・再利用に関する製造者の義務が定められており、これらは WEEE 指令の内容から乖離はない。しかし、分別回収された WEEE の製造者への割り当てに関する具体的なアレンジは規則では規定されていない。割り当てについても前述の「クリアリングハウス」で管理する予定であったが、DTI が割り当ての決定を担当することになる。割り当ての方法は、市場シェアに応じたものになるが、大手製造者と準拠スキームに対しては WEEE の回収ポイントを割り当てる「物理的割り当て」、市場シェアの小さい製造者に対しては財政的に準拠できるような決済メカニズムを使ったアプローチをとるという方針が決定されている。これまで物理的割り当ての方法として 3 つの方法が検討されてきたが、いずれもクリアリングハウスが設立されるという前提で考案された方法であり、クリアリ

ングハウスの関与がなくなった現在は再検討を余儀なくされている。このアプローチはまだ詳細なところまでは確定しておらず、政府は 2005 年 4 月中には製造者らと詰めを行いたいとしている。

(c) 小売業者による引き取り制度

英国政府は WEEE の分別回収のための公共施設 (civic amenity) の改良に対する出資を含む資金調達を、チェーン店が加盟する英国小売業組合 (British Retail Consortium / BRC) に要請している。しかしこれについては双方の意向がかみ合わず、一般世帯からの WEEE の回収について先行きが不透明となっていることから、早期に結論を出さなければならない課題となっている。DTI は 4 月中旬までには協議を終えたいとしている。現在提案されているスキームを推進することになった場合、5 月までには全国的な回収ネットワークと参加施設のリストを含む詳細な提案を受けることを期待している。

(d) コスト表示 (ビジブルフィー)

ビジブルフィーについては任意とする意向が確認されている。自主的アプローチでどのようにすればうまく機能するか、製造者と小売業界間の協議が行われる予定となっている。

(e) 個別製造者の責任

施行日以降に上市された製品の WEEE に対し、「個別製造者責任 (Individual Producer Responsibility / IPR)」の原則に関する目標である。IPR は自社製品の廃棄処理費用だけを負担すればよいという考え方で、この原則に則ることで、製造者は自社製品の廃棄処理責任に集中できるため、費用削減のためにリカバリーや解体しやすい製品などの市場投入を促進することになる。政府は IPR を具体的に検討するため、ステークホルダーによるタスクフォースを設置する予定である。

(f) 再利用

英国政府は、現在 WEEE を取り扱っているチャリティ団体と第三セクターの立場を強化し、WEEE の再利用を進める。DTI は関心のあるステークホルダーを召集して再利用タ

スクフォースを設置する予定である。

(g) ビジネスユーザー

B2B (Business-to-Business) での販売で出た WEEE に関し検討するため、ステークホルダーによるタスクフォースを設置する予定である。

(2) 国内対応状況

WEEE の回収・引き取り制度の確立

前述のとおり、クリアリングハウスの設立の可能性がなくなったことで、制度の方向性が不透明になっているものの、製造者の回収制度については、英国に拠点を置く大手電気・電子機器メーカー45社が参加する REPIC (Recycling Electrical Producers' Industry Consortium) によるスキームや、英国小売業組合 (BRC) の検討している引き取りスキームがある。また、DTI によれば、英国ではすでに一部の WEEE、特に洗濯機、自動食器洗い機、冷蔵庫などの白物家電では解体と金属スクラップのルートが確立されており、廃製品の回収、リサイクル、再利用が進んでいる。そのため、WEEE 指令で加盟国に求められている国民1人当たり年間平均4キログラムを回収するという目標は英国ではすでに達成されているという。また、英国小売業協会 (British Retail Consortium / BRC) によれば、小型機器についてもすでに多くの地方自治体の回収システムを通して回収されているという。

小売業の引き取りスキームのコスト負担に関して政府は BRC との協議を進めてきたが、2005年4月半ば頃までに確定させるとしている。BRC の試算によると、使用済みの電気・電子機器を店頭で回収・保管する新たなシステムを確立するためのコストは小売業全体で7億5,000万ポンドにのぼるといふ。

政府の試算では、WEEE 規則実施にかかる年間コストを1億8,900万~3億8,900万ポンドと予測しており、うち7割が WEEE の処理とリカバリーに関連するもので製造者の負担となる。これ以外に、新製品を販売する際に旧製品を個別に無償で引き取らなければならない小売業者に対しても別途コストが発生する見込みである。地方自治体にも多少コ

ストが発生するものの埋め立てのコストが削減される。廃棄物は埋め立てが中心の英国では WEEE 指令導入によって年間 13 万 3,000 ~ 33 万 9,000 トンの埋め立て量が削減され、全体としては英国の環境の現状は改善するものとみられている。

製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

DTI によれば、製造者登録は、イングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各環境庁 (Environmental Agency) が所管する見込みであるものの、具体的な登録先やデータ提出に関する取り決めなどはまだ確定していない。登録は 2005 年夏に開始される予定であり、それに先立って詳細が発表されることになっている。環境庁への登録には、登録と製造者および小売業者の義務遂行の監視にかかるコスト回収のため、手数料が課される。すでに提案されている手数料額について短期の諮問が実施される予定である。なお、WEEE 規則案では、環境局の管轄は以下のように決められている。

- 製造者が事業登記を行っている事務所、または主な所在地がイングランド・ウェールズにある場合・・・イングランド・ウェールズの環境局
- 製造者が事業登記を行っている事務所、または主な所在地がスコットランドにある場合・・・スコットランド環境保護局
- 製造者の事業の主な所在地が北アイルランドにある場合・・・北アイルランド環境省 (Department of the Environment)

イングランド環境局 (Environment Agency)

Tel (問い合わせ代表 国内) : 08708 506 506 (管轄の地域事務所につなげてくれる)

Tel (問い合わせ代表 国外) : 00 44 1709 389 201

ウェールズ環境局 (Environment Agency Wales)

Rivers House

St. Mellons Business Park

Fortran Road, St. Mellons

Cardiff

CF3 OEY

Tel: 029 2077 0088 (上記問い合わせ代表番号にかけると管轄事務所につなげてくれる)

Fax: 029 2079 8555

www.environment-agency.wales.gov.uk

スコットランド環境保護局 (Scottish Environmental Protection Agency)

Producer Responsibility Unit
SEPA Corporate Office
Castle Business Park
STIRLING
FK9 4TR
Tel: 01786 457700
Fax: 01786 446885
Email: producer.responsibility@sepa.org.uk
www.sepa.org.uk/producer/weee.htm

北アイルランド 環境・遺産サービス (Environment & Heritage Service / EHS)

Environment & Heritage Service
Commonwealth House
35 Castle Street
BELFAST
BT1 1GU
Tel: 028 9054 6694/5
Fax: 028 9054 6480
E-mail: ehsinfo@doeni.gov.uk
www.ehsni.gov.uk

メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応 など

2005年3月に入ってから、8月からのWEEE規則の実施は見通しが立っていないことが明らかになって、報道でも取りざたされるようになった。WEEE規則の延期の決定については、メーカー、小売業界ともに安堵するとともに、「当然の対応」というのが一般的な反応である。

(a) スキーム実施団体

REPIC (Recycling Electrical Producers' Industry Consortium) は WEEE のリサイクルスキーム実施団体で、英国に拠点を置く大手電気・電子機器メーカー45社が参加する。製造者のスキームとしては最大で、主な参加企業は以下のとおりである。

- インデシット
- ボッシュ・シーメンス
- フーバー・キャンディ
- パナソニック

- フィリップス
- ソニー
- エレクトロラックス
- ケンウッド
- 日立
- シャープ
- グレン・ディンプレックス など

REPIC はかねてより、小売業者、リサイクル事業者、メーカーにスキームの準備は完了しておらず 2006 年春まで規則施行を延期するよう政府に要請していた。2005 年 3 月の新聞報道では、政府 (DTI) の制度運営に関与するすべての組織への働きかけが積極的でないことが原因であると示唆した。

規則施行の延期についての REPIC の反応は、指令を中途半端に施行することでかえって消費者にとってコスト高となるばかりか、英国の雇用にも影響を及ぼしかねないとの懸念を示し、政府の延期決定を歓迎した。

REPIC はビジブルフィーについても、消費者にとってリサイクルのコストが目に見えない形になると、サプライチェーンを通して必要以上にコストが上乗せされる危険性を指摘している。リサイクルにいくらのコストがかかり、そのコストがリサイクル目的だけに使われていることを消費者に知らせる必要があるとした。

REPIC Limited 連絡先

REPIC House
Waterfold Business Park
Waterfold
Bury BL9 7BR, UK.
Tel: +44 (0) 161 272 0001
Fax: +44 (0) 161 272 0015
Email: info@repic.co.uk
<http://www.repic.co.uk/>

(b)小売業者

英国小売業者協会 (BRC) は、EU 指令に対してもブリュッセル事務所を通してロビー

活動を行っていた。2002年秋にEUでWEEE指令の内容が合意された時は大筋で賛意を示していたが、2004年3月に政府に提出した第2回諮問への回答では、小売業界に対して大きな負担を強いるものとして、英国政府がWEEEの回収施設設置のために小売業界から1,000万ポンドを徴収しようとする一方的な計画に対して、その半分を自治体の予算に組み込むという以外に何ら具体的な支出計画ができておらず、資金がかかるだけの目的のあいまいな計画でなく、もっとコスト効果が高くあらゆる方面に恩恵が行き渡るスキームを考案すべきだと非難した。BRCは、政府は期限が迫っていることに気を取られ、自治体のために一括した資金を調達すればWEEE対応が成功するとばかりに固執しているが、英国が必要としているインフラ整備を構築するには、小売業界を飛び越えずに協議すべきとした。

BRCは、英国では小型機器についてはすでに多くの地方自治体の回収システムを通して回収されており、既存のインフラやこれまでの経験を活かすべきだとした。そうしなければ、自治体の既存の回収ネットワークの運用自体も不経済になり、輸送が増えて環境汚染も悪化するという考えである。

規則施行の延期について、「Dixsons」「Currys」「PC World」「The Link（携帯電話）」などの家電・電機小売チェーンを有する英国最大手の電機小売企業ディクソンズ・グループ（Dixsons Group）³⁰は「この難解な指令への移行対応として大筋では道理にかなっており、現実的」としながらも、政府が示した5ヵ月先の2006年1月ではなく、さらに2006年4月まで延ばすよう政府に働きかけると発表している。クリスマス後のセールがある1月は電機小売業界にとって年のうち最も多忙な時期であり、この時期が選ばれたことに対して驚きを隠せない様子である。ディクソンズは一部の製品に対して引き取りサービスを実施しており、2004年に大型家電製品50万台、携帯電話25万台、インクジェット・カートリッジ15万個を引き取った。

30 「Dixsons」「Currys」「PC World」「The Link」（英国、アイルランド）、「PC City」（フランス、スペイン、イタリア、スウェーデン）、「UniEuro」（イタリア）、「Elkjøp」（北欧諸国）、「Electro World」（ハンガリー、チェコ）、「Kotsovolos」（ギリシャ）など、欧州に計1,400店舗を持つ。

4. イタリア

(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

イタリアにおける廃電気・電子機器の回収・再利用に向けた取り組みの流れ

イタリアにおける廃棄物に関する現行の規制は 97 年 2 月 5 日の廃棄物管理法令 (第 22 号) (Decreto Legislativo n.22 del 5 febbraio 1997) によって導入されている。この法令は通称「ロンキ法」と呼ばれており、この中で廃電気・電子機器に関する一般規定もなされている。同法は EU が制定した廃棄物に関する理事会指令 (91/156/EEC)、有害廃棄物に関する理事会指令 (91/689/EEC)、また、包装・包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令 (94/62/EC) などを基礎にして作成されたものである。

同法令は、イタリアにおいて初めて廃棄物の分別回収を取り扱ったものであり、「市民生活で排出される廃棄物」「特定廃棄物 (企業からの廃棄物など)」「危険廃棄物」「非危険廃棄物」に分類するよう義務付けている。そういった意味では、この法令によって再生可能な廃棄物の分別回収体制が法的に整備された。また、他の EU 諸国に先立ち、廃電気・電子機器に関する規定も盛り込まれるなど画期的な法令であるともいわれた。同法令は 97 年 11 月 8 日 (法令 389 号) で条文細部の追加・修正が行われた。

WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況

97 年に画期的な廃棄物に関する法令を施行したにもかかわらず、WEEE 指令に対応した法令の制定には他の EU 諸国に対して遅れをとっている。まず、2003 年 10 月、議会において、WEEE 指令 (および RoHS 指令) を国内法に導入する法令を採択する権能が政府に与えられた。それを受けて、WEEE 関連法案を審議する作業部会が設置された。環境省内には、大臣直属の環境関連委員会と部局が約 25 設置されているが、廃棄物政策に関しては「生活クオリティ担当局 (Direzione per la Qualita Della Vita)」が国の政策立案上の重要な役割を果たしている。2004 年末から 2005 年初めにかけて WEEE 指令に対応する法令の成立を目指していたが、イタリア電気・電子産業連盟 (Federazione Nazionale delle Imprese Elettrotecniche ed Elettroniche / ANIE) の環境担当部門によれば、2005 年 7 月あるいは 8 月までずれ込む見通しである。WEEE 指令に対応した法案で、現段階

(2005年4月中旬)で入手可能な最新のものは、2005年1月12日に発行された政令最終草案である。従って、WEEE指令に対応した詳細にわたる省令など、2次法の施行もなされておらず、同最終草案が法制化してから6ヵ月以内に2次法案が施行される見通しである。従って、本調査では、2005年1月12日に発行された政令最終草案を基に、イタリアにおけるWEEE指令への対応状況を記述するものとする。

法案(2005年1月12日草案)の概要

2005年1月12日付けの政令最終草案は、全20条と4つの付則から構成されている。表9は最終草案とWEEE指令の内容を条ごとに比較したものである。これによると、最終草案はWEEE指令の構成とかなり似通っており、WEEE指令に準ずる形で整備されたといえる。実際、その内容をみると、廃電気・電子機器の、引き取り、分別回収、処理、廃棄処分は、基本的には製造者に責任があるとするWEEE指令の政策基本に準じている。同草案の独特な部分は、地方公共団体による既存の分別回収制度をWEEE指令にリンクさせようとしている点が挙げられるが、その内容は第6条に盛り込まれている。また、第16条においては細かな罰則が設けられている。さらなる具体的な内容は2005年8月までに策定される省令を待たなければならない。

表 9：イタリアの最終草案と WEEE 指令との関係

条	最終草案の項目	WEEE 指令の項目
1 条	目的	1 条
2 条	適用範囲	2 条
3 条	用語の定義	3 条
4 条	製品デザイン	4 条
5 条	特定物質の使用禁止	(付則 II)
6 条	分別回収	5 条
7 条	収集された WEEE の引き取り	
8 条	処理	6 条
9 条	リカバリー	7 条
10 条	財政(一般世帯からの過去の WEEE)	
11 条	財政(一般世帯からの WEEE)	8 条
12 条	財政(一般世帯以外のユーザーからの WEEE)	9 条
13 条	消費者への情報発信	10 条
14 条	登録	12 条
15 条	登録委員会	12 条
16 条	罰則	15 条
17 条	欧州委員会への報告	12 条
18 条	付則の改正	
19 条	財政負担	-
20 条	法の施行	

出所：2005 年最終草案と WEEE 指令を基に作成

(2) 国内対応状況

WEEE の回収・引き取り制度

(a) 既存の回収制度

前述したようにイタリアでは、97 年の廃棄物管理法によって分別回収システムが導入された。表 10 および表 11 は管理法導入後の 98 年末における地域別の分別回収の現状を示している。北部においては分別回収が進んでいるものの、南部は遅れているなど、地域格差が大きいのが現状である。

表 10：イタリアにおける廃棄物の地域別収集量（1998 年）

（単位：1,000 トン）

地域	非分別回収	分別回収	選別回収	大型ゴミ	計
北部	9452.3	2414.9	5.6	372.5	12245.3
中部	5362.7	454.4	1.6	22.1	5840.9
南部	8614.3	138.0	1.7	5.5	8759.5
全国計	23429.3	3007.3	8.9	400.1	26845.7

注）分別回収（リサイクルや原材料の再利用が可能な廃棄物）

選別回収（特殊な処理が必要な廃棄物や再利用できない廃棄物）

出所：イタリア国立統計局（ISTAT：Istituto Nazionale di Statistica）

表 11：イタリアにおける分別回収廃棄物の内訳（1998 年）

（単位：1,000 トン）

地域	ピン・ガラス	プラスチック	紙類	その他	計
北部・中部	614.0	132.4	950.8	1172.1	2869.3
南部	52.0	18.3	50.2	17.5	138.0
全国計	666.0	150.7	1001.1	1189.6	3007.3

出所：イタリア国立統計局（ISTAT：Istituto Nazionale di Statistica）

97 年の廃棄物管理法第 3 章「特定分野の廃棄物の処理」の中に耐久消費財の項目があるが、廃電気・電子機器はそこに含まれている。すなわち、同法では廃電気・電子機器は回収スキームの対象となっている。その中に含まれる製品は、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、コンピューター、洗濯機・皿洗い機、エアコンなどで、その回収方法は、廃棄物を「新旧交換」のルールのもと、小売業者に返還する、市町村のルールを通じて返還する、特定の回収ポイントに置いておく、といった 3 つの選択が想定されており、消費者はそこから選ぶことができるようになっている。回収にかかる経費の負担は 97 年 11 月 8 日付け法令第 389 号によって製造業者や流通業者にあると規定されている。

同法令の第 25 条では、政府（環境省と商工省）と関連業界や自治体によって、廃棄物の削減、回収、リサイクルに関する実施計画や実行プログラムを策定・締結するように規定されている。さらには、エコラベル（Eco label）エコオーデット（Eco-audit、環境会計）の普及・促進を行うように明記されている。廃電気・電子機器（WEEE）についても、製造業者、輸入業者、官民の廃棄物処理業者（回収、修理、リサイクルなど）との間で、実行プログラムを作成するように規定されており、その中に廃棄物の回収措置、回収センターの特定と全国各地での普及、製品に含まれている資材の修復・リサイクル、

公的サービスの実施機関による修復不能な製品の処理などを盛り込むことが義務付けられている。また、同プログラムの中に、製造業者、廃棄物処理業者、関連協会などで構成される委員会を設置し、政府が認定した廃棄物回収などの目標を本法令施行後 3 年以内に

達成するための行動計画を盛り込むことが規定されていたが、2004年12月現在、政府と企業間の同意が成立せず、プログラムの策定には至っていない。

(b) WEEE 指令に対応した回収・引き取り制度

EUのWEEE指令においては、原則的に、廃電気・電子機器の引き取り、分別回収に関する費用の負担は製造者にあるとしている。前述したように、イタリアには地方公共団体を主体とした既存の廃棄物分別回収システムがあるため、一部の既存のシステムを活用する形でWEEE指令に対応している。例えば、2005年1月の最終草案第6条によると、一般世帯からの廃電気・電子機器の分別回収に関しては、人口規模と人口密度を勘案して、地方公共団体がそのシステムの構築と費用の負担を行うと明記されている。しかし、消費者が買い替えを行う場合は、流通業者（小売業者）が使用済みの電気・電子機器を無料で引き取り、かつ引き取ったものが再利用できるか判断するとともに、可能な場合、再利用およびリカバリーのための適切な場所まで輸送する義務を負っている。この部分はWEEE指令に準じている部分である。一方、一般世帯以外からの廃電気・電子機器の分別回収のためのシステムの構築および運営は、製造者あるいはその受託業者にその責任があるとしている。この部分もWEEE指令に準じている。しかし、地方公共団体の合意があれば、製造者あるいは受託業者の自己負担のもと、地方公共団体の分別回収システムを利用できると明記されており、この部分は、既存システムとWEEE指令の複合部分である。製造者の義務履行形態は、WEEE指令と同様、個別もしくは共同で行うものと規定されている。

(c) リカバリー、再生、破棄などに関する制度

WEEE指令においては、原則的に廃電気・電子機器のリカバリー、再生、処理に関する費用の負担は製造者にあると規定している。イタリアの2005年1月の最終草案ではWEEE指令と同様、廃電気・電子機器のリカバリー、再生、処理に関しては製造者負担を明記している。例えば、2005年8月13日以降、一般世帯と一般世帯以外からの廃電気・電子機器の処理、リカバリー、破棄などに関する費用は製造者が負担することになっている。2005年8月13日以前の一般世帯以外からの廃電気・電子機器の処理、リカバリー、破棄などにかかるに関する費用は、買い替えという形態を取る場合、製造者が負担すると規定されているが、そうでない場合、所有者が負担することになっている。また、労働者の安全と健康の観点から、引き取られる電気・電子機器に有害な物質が含まれていたり、

本質的に電気・電子機器とは関係ないものが含まれていたりすれば、引き取りを拒否することができる」とあるが、この部分も WEEE 指令に準じている。

製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

2005 年 1 月の最終草案の第 14 条と第 15 条に製造者の登録制度に関する事項が明記されている。同草案によると、その草案が法制化されてから 6 ヶ月以内に法制化されることになっている環境領土保護省（Ministry of environment and territorial protection）の省令によって、環境領土保護省が廃電気・電子機器の管理のための登録委員会を設立することになっている。

イタリアにおいては、電気・電子機器を製造しそれを上市する場合、業者はまず、商工会議所に登録する必要がある。商工会議所は電気・電子機器の製造者として登録された企業のリストを廃電気・電子機器の管理のための登録委員会（Regulatory Committee for WEEE management）に送付することになっている。同登録委員会は商工会議所から受け取った資料に基づいて、リストの作成および更新を行うことになる。登録者は年間報告書を作成する義務もあるが、詳細は省令で決定されることになっている。

登録委員会の運営費用は電気・電子機器製造者が負担することになっているが、その負担額は市場シェアに基づいて割り出される。委員会は 5 人で構成され、そのうちの 2 人は環境領土保護相に、1 人は商工相に、1 人は保健相によってそれぞれ任命される。もう 1 人は、国家 / 州 / 地方自治体の代表者によって構成され政府諮問機関としての役割を有する統一会議（Conferenza Unificata）によって任命される。環境領土保護相に任命された委員うちの 1 人は委員長に、商工相に任命された委員は副委員長に、それぞれ任命されることになっている。また、廃電気・電子機器のための政策委員会（Policy Committee on WEEE management）も設立され、同委員会は廃電気・電子機器のリサイクルなどに関する運営内容の策定および規制の業務を担う。登録先機関の詳細に関しては省令に記載される予定である。

メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

現在、イタリアの産業界、とりわけ企業活動のレベルにおいても、環境問題は取り組む

べき重要な課題であるとの認識を持っている。環境問題に関連した規制の導入および強化に関する議論は常に政策レベルや産業界レベルで行われてはいるが、企業収益に直接影響を与える部分が大きいため、具体的な実行にまで至っていないのが現状である。特に、環境問題への取り組みを重要な政策課題に挙げる「緑の党」の発言力が必ずしも強くなく、イタリアは他の EU 諸国と比べても WEEE 指令に対する対応の進展が遅いといえる。実際、前述したように、97年に制定された廃棄物管理法の廃棄物の処理に関連した計画策定は産業界の反対にあって進んでいない。

イタリアの法制化の過程における最大の問題は廃棄物処理の「南北格差」である。廃棄物の分別回収率は、北部と南部で 12 倍の格差があるというデータもある。ミラノ商工会議所環境問題担当窓口は、イタリアの廃棄物処理に関する取り組みは、地域や対象分野、業種による格差が大きく、全国的、あるいは、産業界全体の足並みが必ずしも揃っていない点に問題があると指摘している。イタリア北部および北東部は従来から廃棄物の処理に対する関心が高く、欧州諸国平均かそれ以上の処理システムを持っているといわれている。商業都市ミラノを中心とするロンバルディア州、フィアット社のあるトリノを中心とするピエモンテ州、さらには工業都市の散在する北東部、ヴェネト州などイタリア北部および北東部は WEEE 指令に対する準備は比較的進んでいる。しかし、ローマを中心とするイタリア南部では、廃棄物に対する関心も薄く、製造者側の準備も EU 指令の国内法制化に対応できるレベルまで進んでいない。すなわち、地域間の格差が大きいため、地域によって、メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応などが、全く異なっているというのがイタリアの特徴である。また、地域間格差が国政レベルでの統一された法案づくりを難しくさせている。リカバリーシステムを構築するための組織としては、イタリア電気・電子産業連盟 (ANIE) が加盟企業と協議し、これまで Ecolamp、Ecolight (照明機器) 及び Ecodom (大型家電製品) の 3 つのコンソーシアム組織が設立された。IT 機器、小型家電製品、エアコンについては現在、協議中である。個々の企業レベルでは、環境問題に敏感なドイツや北欧諸国などの企業と取引のあるイタリア企業は、環境問題に関する意識が高く、廃棄物処理や自社の使用済み製品の回収に関しても積極的に取り組む傾向にある。

イタリアでは企業が行う廃棄物処理や環境関連活動に対する政府や行政当局の支援は少ないといわれている。財政的支援は少なく、各企業の判断と自助努力に任されており、積極的に取り組んでいる企業に対する表彰制度がわずかにある程度で、あまり知れ渡っていないのが現状である。なお、企業に対する廃棄物処理規制や改善措置に関する情報提供

窓口としては、以下の機関が挙げられる。

- ・ 商工会議所の環境担当窓口（EU 政策に関する情報提供、法務コンサルタント）
- ・ 関連業界（業種別の法務コンサルティング）
- ・ 各州の環境保護公社（監視）

イタリア電気・電子産業連盟 中央環境部

ANIE - Federazione Nazionale delle Imprese Elettrotecniche ed Elettroniche (National Federation of Electric and Electronic Enterprises)

Servizio Centrale Ambiente (Central Environmental Department)

Str. Gattamelata 34

20149 Milan, Italy

Tel : (+39) 2 3264 661

Fax : (+39) 2 3264 247

E-mail : ambiente@anie.it (D.ssa Daniela Capaccioli)

E-mail : riccardo.corridori@anie.it (Mr Riccardo Corridori)

<http://www.anie.it/>

5 . スペイン

(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

国内法整備の進捗状況

スペインにおいては 2004 年 7 月 6 日に WEEE 指令に対応した法案が作成されたが、産業界の強い批判を受け、大幅な修正を余儀なくされた。2004 年 10 月に諮問を終了し、2005 年 2 月 25 日に発令された王室令 208/2005 (Real Decreto 208/2005, de 25 febrero, sobre aparatos eléctricos y electrónicos y la gestión de sus residuos) によってようやく国内法化されたばかりである。

この王室令は、WEEE 指令だけでなく RoHS 指令も合わせて国内法制化したもので、98 年 4 月 21 日付けの廃棄物法 10/1998 (Ley 10/1998, de 21 de abril de Residuos) の第 1 条および第 7 条をベースとしている。廃棄物法では、再利用、リサイクル、リカバリーの促進を目的に特定タイプの廃棄物の管理に対して政府に特別規定を設定する権限を与え

ている。

当初は製造者登録については上記王室令ではなく、別途、法令の制定が必要とされていたが、最終的には既存の国家工業登記簿(El Registro de establecimientos industriales de ámbito estatal) に特別セクションを設けることで対応した。そのため、製造者登録要件も王室令 208/2005 に規定されることになった。

法令の概要

王室令 208/2005 の内容は以下のような構成になっている。

表 12：スペイン「王室令 208/2005」の内容

第 1 条	王室令の目的と適用範囲
第 2 条	定義
第 3 条	予防措置
第 4 条	電気・電子機器の返却
第 5 条	電気・電子機器の処理
第 6 条	電気・電子機器の回収・処理施設の技術的要件
第 7 条	製造者の義務
第 8 条	電気・電子機器の統合管理システム
第 9 条	回収、リカバリー、再利用、リサイクルの目標
第 10 条	電気・電子機器のマーキング
第 11 条	自治州政府への報告
第 12 条	環境省への報告
第 13 条	罰則
追加規定 1	製造者の国家工業登記簿への登録
追加規定 2	2005 年 8 月 13 日以前に上市された WEEE および一般世帯からの WEEE の管理に対するファイナンス
追加規定 3	労働者へのリスクの防止
最終規定 1	権限
最終規定 2	王室令の今後の開発・適用・適応
最終規定 3	施行日
付則 1	王室令でカバーされる電気・電子機器の分類(例示)
付則 2	鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの電気・電子機器の素材および部品への使用禁止の例外となる製品のリスト
付則 3	電気・電子機器の素材・部品の選択的処理
付則 4	WEEE の保管・処理施設に対する技術的要件
付則 5	電気・電子機器に表示するマーク
付則 6	個別に廃棄物管理システムを確立する製造者が提出しなければならない最低限の情報

スペインの法律で特徴的といえるのは、その行政システムによるところが少ない。

例えば第 11 条では自治州政府への報告義務について定めているが、第 12 条では環境省への報告についても規定されている。

製造者は、回収およびリカバリーなどの義務を履行する必要があるが、その手段は個別あるいは共同スキームで実施するものとされている。製造者が共同スキームに参加することによってその義務を遂行する場合、スキームは事業を行う地域の管轄自治体によって認可を受けなければならない。認可を取得するために提出する書類に最低限必要な情報は、実施する地理的範囲、スキームを実施する企業名および住所、回収ポイント、管理者の氏名、財政メカニズム、自治体に情報を提供するための方法などが含まれていなければならない。認可は 5 年間保証され、更新も可能となっている。

(2) 国内対応状況

WEEE の回収・引き取り制度の確立

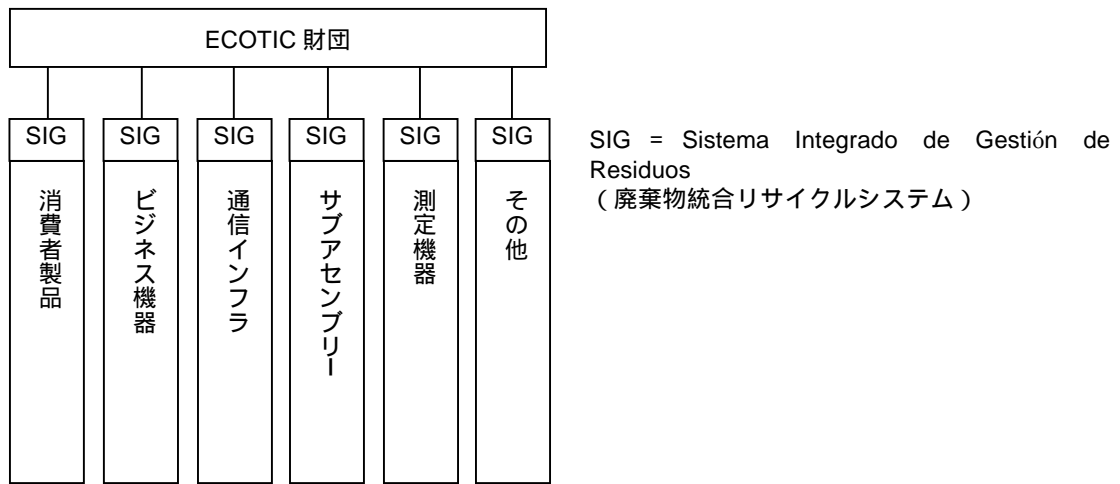
環境省によれば、スペインで検討されている回収スキームはまだ稼働段階には至っていない状況であるという。ただ、白物家電、電話、事務機器（コピー機など）などの分野については既存のリサイクルスキームがいくつか存在する。スペイン電子・情報通信技術企業協会（Asociación de Empresas de Electrónica, Tecnologías de la Información y Telecomunicaciones de España / AETIC）の環境担当者へのヒアリングでも、2005 年 8 月 13 日の期限までの実施には、まだ多くの点を具体的に詰めていく必要があるというコメントが返ってきた。関連セクターでは回収システムをようやく立ち上げようとしているところであり、確立までにはまだしばらく時間が必要なようである。

そのような状況の中で、制度の準備が比較的進んでいるのが「ECOTIC 財団」の消費者製品セクターにおける回収システムである。ECOTIC 財団（正式名称「環境保護と使用済み電子・情報通信技術機器の回収・処理・管理統合システムの確立運営のための財団」³¹）は独自の法人格を有する非営利団体で、WEEE 指令遵守のために電子・情報通信技術企業

31 Fundación para la defensa del Medioambiente y establecimiento y gestión de sistemas integrados de recogida, tratamiento y control de equipos electrónicos, de tecnologías de la información y telecomunicaciones al final de su vida

協会（AETIC）とスペイン国内に拠点を置く電気・電子機器企業が共同で設立した。ECOTIC 財団は、図 4 のように現在大きく 6 つのセクターに分かれており、各セクターで廃棄物統合リサイクルシステム（Sistema Integrado de Gestión de Residuos / SIG）を構築していく。各 SIG は運営と予算管理の面で原則的に他の SIG から独立したものとなる。

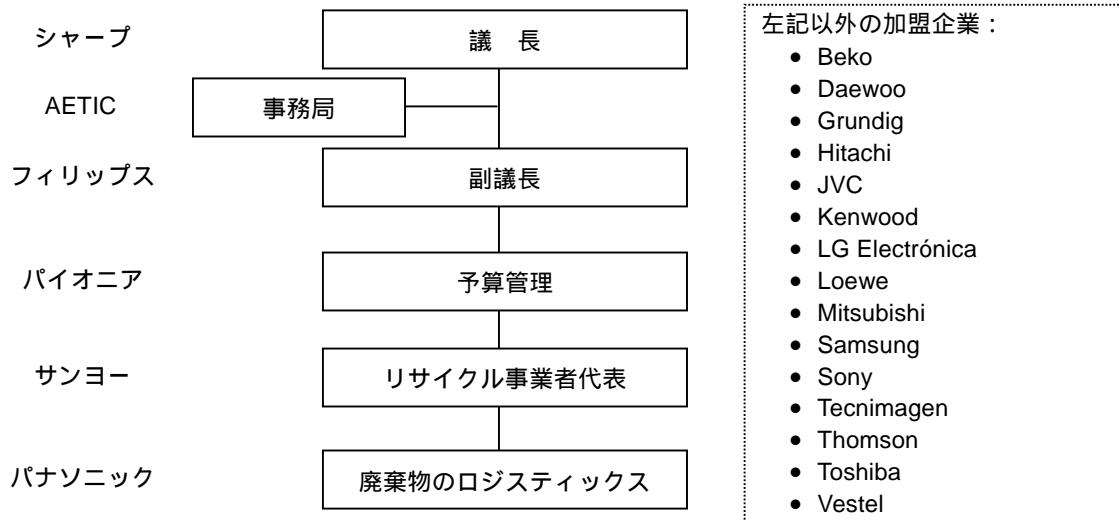
図 4： ECOTIC のセクター構成



出所： ECOTIC

全セクターのうち最も準備が進んでいるのが消費者製品セクターの SIG であるが、同セクターへの参加企業は国内市場シェア全体の 95% を占めており、スペインの消費者製品分野における主流システムといえる。同セクターでは電子・情報通信技術企業協会（AETIC）が事務局となり、大手電機メーカーが共同で廃棄物統合リサイクルシステム（Sistema Integrado de Gestión de Residuos / SIG）を組織している。図 5 からわかるように、議長を務めるシャープをはじめ日本の大手メーカーはほとんどすべてといってよいほど加盟しており、日本企業がリード役としての役割を果たしている。

図 5： ECOTIC 消費者製品セクターの廃棄物統合リサイクルシステム (SIG) の組織



出所： ECOTIC

ECOTIC 消費者製品セクターにおける活動は以下のようなものである。

図 6： ECOTIC 消費者製品セクターの廃棄物統合リサイクルシステム (SIG) の組織活動
Sistema Integrado de Gestión de Residuos (SIG).
SIG DEL SECTOR DE CONSUMO
Actividades del Sector

	<p><u>SIG の組織</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • SIG の内部組織の手続き・規則
	<p><u>リサイクル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • スペイン国内（必要に応じて国外も）におけるリサイクル施設の能力の特定 • 価格・サービス面の競争力に基づくリサイクル施設との契約 • サービス内容の交渉
	<p><u>廃棄物のロジスティックス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • ロジスティックスのサービスを提供している地域でまず自治体とサービス内容を交渉 • 自治体がサービスを提供していない場合は、ロジスティックスのサービス企業とサブコントラクトを交渉
	<p><u>市場コントロール</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • データ • SIG の非メンバー企業 • 他の SIG との関係 • 他のプラットフォームとの関係 • 他国、機関、リサイクル施設との関係

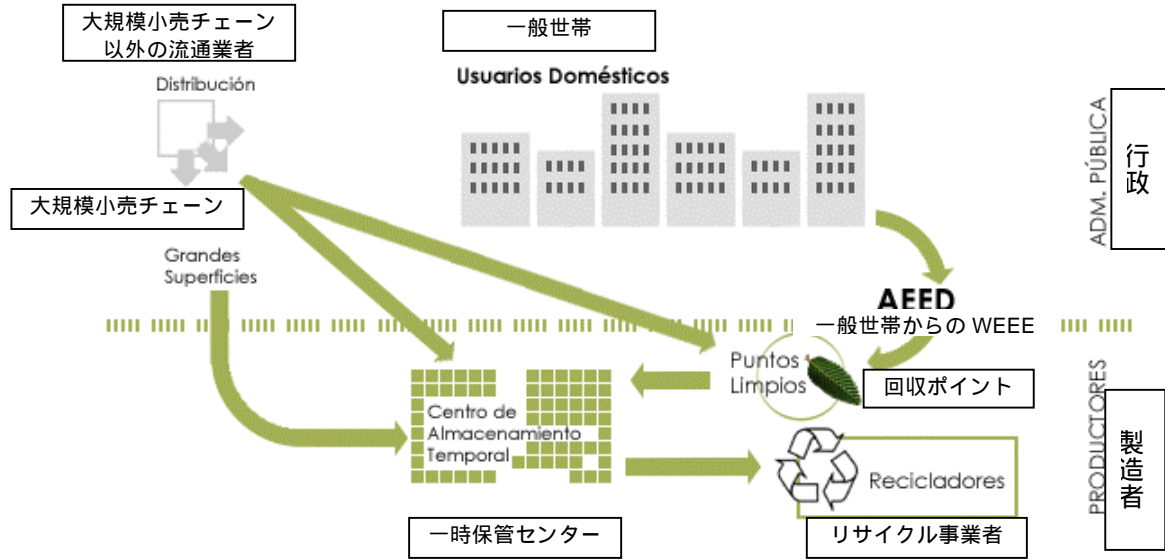
出所： ECOTIC

ECOTIC では 2004 年から 2005 年 8 月までの予定で、バルセロナ、ナバラ、マドリードの 3 州において州政府、メーカー、販売店、自治体の協力体制のもと、消費者製品セクターの WEEE 回収スキームのパイロットテストを実施している。パイロットは既存のインフラを活用したもので、以下の機関・企業が参加している。

- 大規模小売チェーン協会 (Asociación Nacional de Grandes Empresas Distribución / ANGED)
- スペイン家電小売業連盟 (Federación Española de Comerciantes de Electrodomésticos / FECE)
- 流通企業
 - El Corte Inglés (デパート)
 - Media Markt (コンピューター、カメラ、携帯電話、小型家電等)
 - Grupo Eroski (スーパーマーケットチェーン)
 - Élite (家電チェーン)
 - Expert (家電チェーン)
 - Milar (家電チェーン)
- ロジスティック・オペレーター
- リサイクル施設
- 地方自治体
- SIG 消費者製品部

この回収スキームの仕組みは図 7 から分かるように、すべての WEEE はいったん一時保管センターに輸送されてからリサイクル事業者が引き取る仕組みである。

図 7: ECOTIC 消費者製品セクターによる WEEE 回収スキームのパイロット



出所: ECOTIC

AETIC 連絡先

Departamento de Medio Ambiente

担当者名: Javier Sanchez Perez

Principe de Vergara, 74 - 4o. 28006 Madrid

Tel.: (+34) 91 590 23 06

Fax: (+34) 91 411 40 00

E-mail: jsanchez@aetic.es ecotic@ecotic.org (ECOTIC)

Web site: www.aetic.es

製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

すべての製造者が工業施設国家登記 (National Registry of Industrial Establishments) に登録しなければならない。しかし、地域によっては独自に登記簿を持っているところがあり、その場合は地域レベルの登録も必要で、国家レベルでの登録を行うことによって地域レベルでの登録が免除されるわけではない。これはスペインの行政システムが複雑なため、登録に関する情報および必要な経費については各地域に確認する必要があるなど、製造者にとっては手続きが煩雑となる。

スペイン環境省 (Ministerio de Medio Ambiente) の WEEE 担当者へのヒアリングによれば、製造者の工業施設国家登記への登録先機関は産業省 (Ministerio de Industria, Turismo y Comercio) が決定するもので、2005 年 4 月上旬時点で未定ということであっ

た。

スペイン環境省 連絡先

El Ministerio de Medio Ambiente
Plaza de San Juan de la Cruz, s/n 28071- Madrid
Tel.: (+34) 91 597 5845 (WEEE 担当部署直通)
Tel.: (+34) 91 597 6000 (代表)
Web site: <http://www.mma.es/>

メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応 など

環境省によれば、製造者や小売業では新たなコスト負担が発生するため、当初は強い反発がみられたが、最終的には義務として実施しなければならないものとして受け入れられたということであった。

6 . オランダ

(1) オランダにおける国内法整備の進捗状況および法令の概要

進捗状況

オランダでは、WEEE、RoHS とともに国内法制化がなされている。2004 年 7 月 19 日、WEEE 管理に関する規則 (WEEE Management Regulations) と WEEE 管理に関する政令 (WEEE Management Decree) が採択され両指令の法制化に至った。WEEE 管理に関する政令は RoHS に関する規則を定めたものである。いずれも、例外項目を除いて 2004 年 8 月 13 日を発効日としている。WEEE のリカバリーおよび再利用率などの目標が設定されている項目については、2005 年 1 月 1 日から、照明器具については同年 8 月 13 日から施行となっている。

この EU 指令の国内法制化以前にも、オランダには使用済み家電の処分に関する規則が

すでに存在していた。98年に「使用済み白物・茶物家電³²の引き取りおよび処理に関する法令」が採択されており、家電を中心にさまざまなカテゴリーのWEEEの回収と処理に関する規則が整備され、同法令のもと、回収システムも導入されている。同法令は、新たに導入されたWEEE管理に関する規則の施行に伴い廃止となる。新旧規則の相違点としてはまず、新規則では旧規則でカバーされなかった医療機器や照明器具などがカバーされ、より広範な機器について規制がなされているという点である。また、個人が無料で地方自治体にWEEEを返却できる設備の設置、過去のものなどを含むすべての製品に対する製造者責任などが新規則で明確化された。政府はこのような抜本的な改訂を望んでいたことから、旧規則の単なる修正ではなく、新たな法規の確立によるWEEE指令の国内法制化に臨んだ。

国内法の概要

WEEE管理に関する規則はEU指令に即したものとなっているため、概要のみを簡潔に記し、オランダ金属電気製品廃棄協会（Nederlandse vereniging Verwijdering Metalekro Producten / NVMP、詳細後述）が発表しているEU指令から国内法への詳細な移行対応表を表13に示す。

一般世帯からの分別収集に責任を負うのは地方自治体である。個人もしくは一般世帯から機器を回収している販売業者が無料でこれらの機器を地方自治体に引き渡す機会が創出されなければならない（第3項）。販売業者は、新たに製品を販売する際、一般世帯からのものに限りこれと同種の製品の引き取りを無料で行う義務がある（第4項）。製造者は、地方自治体および一般世帯からの回収を行っている販売業者からのWEEEの回収に責任を負う（第8項-1）。2005年8月13日以降に上市した機器については、一般世帯以外（企業や機関など）からのWEEEについても製造者の責任になる。製造者は、WEEEの回収や処理（システム構築）の責任を負う（第8項-2）。廃棄物管理が製造者の責任となるというのは、単に回収のための組織やシステムの構築という面からのみならず、財政的な面も含むものである。一般世帯以外からのWEEEに関しては、2005年8月13日以降に上

32 家庭用電気製品（家電）のうち、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、炊飯器、電子レンジなどを白物家電（ホワイトグッズ）と呼ぶのに対し、テレビ、ビデオレコーダー、DVDプレーヤー、カムコーダーなどのオーディオ・ビジュアル家電を総称して茶物家電（ブラウングッズ）と呼んでいる。

市した機器の廃棄物管理は製造者の責任となる（第 12 項 - 1）。ただし、一般世帯以外からの WEEE で 2005 年 8 月 13 日までに上市した機器の管理については廃棄者が費用を支払う（第 12 項 - 2）。

WEEE の処理についても定められており（第 8 項 - 3、9 項、10 項）第 10 項では、EU 指令と同率のリカバリー、再利用の目標が設定されている。製造者はアニュアルレポートとして自社の達成度などについて報告しなければならない。住宅・国土計画・環境省（VROM）³³の特別フォームを用いて同省にこの報告を行うこととし、欧州委員会もこれらアニュアルレポートのデータを入力することができる（第 16 項）。また、廃棄物管理の効用を最大化するためのロゴの使用に関しても EU 指令の規定に従う。

表 13：EU 指令とオランダ国内規則の対応表

EU の WEEE 指令 (2002/96/EC)	オランダ国内法規則
第 1 条〔指令の目的〕	履行に関連のない項目
第 2 条〔適用範囲〕, パラグラフ 1	第 2 項 (a)、第 1 項 - 2, WEEE Dec
第 2 条, パラグラフ 2	履行に関連のない項目
第 2 条, パラグラフ 3	第 2 項 (b), WEEE Regs
第 3 条〔定義〕 (a)	第 1 項 - 1 (b), WEEE Regs
第 3 条 (b)	第 1 項 - 1 (c), WEEE Regs
第 3 条 (c)	第 1 項 - 1 (d), WEEE Regs
第 3 条 (d)	第 1 項 - 1 (e), WEEE Regs
第 3 条 (e)	第 1 項 - 1 (f) and (g), WEEE Regs
第 3 条 (f)	第 1.1 項 - 1, EMA
第 3 条 (g)	第 1.1 項 - 1, EMA
第 3 条 (h)	第 1 項 - 1 (h), WEEE Regs
第 3 条 (i)	第 1 項 - 1 (j), WEEE Regs
第 3 条 (j)	第 1 項 - 1 (k), WEEE Regs
第 3 条 (k)	第 1 項 - 1 (l), WEEE Regs
第 3 条 (l)	第 1 項 - 1 (m), WEEE Regs
第 3 条 (m)	第 1 項 - 1 (i), WEEE Regs
第 4 条〔製品設計〕	プロジェクトベースの財政サポート
第 5 条〔分別回収〕, パラグラフ 1	第 3 項 - 1, 第 7 (WEEE Regs) 情報・促進イニシアチブ
第 5 条, パラグラフ 2 (a)	第 3 項 - 2, WEEE Regs
第 5 条, パラグラフ 2 (b)	第 4 項
第 5 条, パラグラフ 2 (c)	第 6 項, WEEE Regs
第 5 条, パラグラフ 2 (d) (1)	第 5 項, WEEE Regs / 第 10.21, EMA
第 5 条, パラグラフ 2 (d) (1)	同オプションの利用はなし
第 5 条, パラグラフ 3	第 7 項, WEEE Regs
第 5 条, パラグラフ 4	第 8 項, WEEE Regs, and 第 8.1, 10.37 and 10.1, EMA
第 5 条, パラグラフ 5	履行に関連のない項目
第 6 条〔処理〕, パラグラフ 1 (1)	第 8 項、第 9 - 1
第 6 条, パラグラフ 1 (2)	履行に関連のない項目
第 6 条, パラグラフ 1 (3)	同オプションの利用はなし
第 6 条, パラグラフ 2 (1)	第 8.1 項, EMA / Annex I, category 28, Establishments and Permits (Environmental Management) Decree
第 6 条, パラグラフ 2 (2)	同オプションの利用はなし

33 住宅・国土計画・環境省がモニタリングを管轄する。

第 6 条, パラグラフ 3	第 9 項 - 2, WEEE Regs
第 6 条, パラグラフ 4	第 8.1 項, EMA / the Establishments and Permits (Environmental Management) Decree
第 6 条, パラグラフ 5 (1)	国内法規制ではなく廃棄物船積み指令 (Waste Shipment Directive)
第 6 条, パラグラフ 5 (2)	第 10 - 3 項, WEEE Regs
第 6 条, パラグラフ 6	VROM 画設立する CCM Foundation により実現
第 7 条 [リカバリー], パラグラフ 1 センテンス 1	WEEE Regs 固有の性質
第 7 条, パラグラフ 1 センテンス 2	第 10.4 項、第 10.5 項, EMA / National Waste Management Plan
第 7 条, パラグラフ 1 センテンス 3	第 10 項 - 2, WEEE Regs
第 7 条, パラグラフ 2	第 10 項 - 1, WEEE Regs
第 7 条, パラグラフ 3 (1)	第 8.14 項、第 10.37 項, EMA
第 7 条, パラグラフ 3 (2), パラグラフ 4	履行に関連のない項目
第 7 条, パラグラフ 5	財政的手段で適応
第 8 条 [一般世帯からの WEEE に関するファイナンス], パラグラフ 1	第 11 項 - 1, 2, 3, WEEE Regs
第 8 条, パラグラフ 2 (1)	第 11 項 - 1, WEEE Regs
第 8 条, パラグラフ 2 (2)	第 11 項 - 4, 5, WEEE Regs
第 8 条, パラグラフ 2 (3)	第 11 項 - 6, WEEE Regs
第 8 条, パラグラフ 3 (1)	第 11 項 - 2, WEEE Regs
第 8 条, パラグラフ 3 (2)	第 11 項 - 7, WEEE Regs
第 8 条, パラグラフ 4	製造者に関する定義(第 1 項 (j), WEEE Regs)
第 9 条 [一般世帯以外のユーザーからの WEEE に関するファイナンス], パラグラフ 1 (1)	第 12 項 - 1, 2 WEEE Regs
第 9 条, パラグラフ 2	第 12 項 - 3, WEEE Regs
第 10 条 [ユーザーに対する情報提供], パラグラフ 1 (a) ~ (e)	消費者の分別回収に対するインセンティブプログラム(STAP and SAM)、VROM の情報提供プログラム、VROM ウェブサイトなど。地方自治体による分別回収と情報の一般公開。
第 10 条, パラグラフ 2	第 13 項 - 1 (a), 第 13 項 2, 3, WEEE Regs
第 10 条, パラグラフ 3	同オプションの利用はなし
第 10 条, パラグラフ 4	第 14 項 WEEE Regs
第 11 条 [処理施設に対する情報提供], パラグラフ 1	第 13 項 - 1 (b), (c), WEEE Regs
第 11 条, パラグラフ 2	第 16 項 WEEE Regs / 第 4 項, WEEE Dec
第 12 条, パラグラフ 1	履行に関連のない項目
第 12 条, パラグラフ 2 / 第 13 条 / 第 14 条	Part 18, EMA / 第 1 項 a, Economic Offences Act
第 15 条	履行に関連のない項目
第 16 条 / 第 17 条, パラグラフ 1, 2, 4, 5	同オプションの利用はなし
第 17 条, パラグラフ 3	同オプションの利用はなし
Annex IA	第 1 - 1 (b), WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス
Annex IB	第 1 - 2, WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス
Annex II	第 9 - 1, WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス
Annex III	第 9 - 2, WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス
Annex IV	第 13 - 1, WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス

(注) WEEE Regs : WEEE 管理規則、WEEE Dec : WEEE 管理政令、EMA : 環境管理法

出所 : NVMP

(2) オランダにおける対応状況

国内法に基づく WEEE の回収・引き取り制度

(a) 一般世帯からの WEEE

分別回収は地方自治体の責任で行う。各自治体（もしくは同一のジョイントスキームに参加している自治体グループ）は、機器の最終所有者および流通業者が無料で WEEE を返却できる回収ポイントを設置しなければならない。このような回収ポイントは、地方自治体に最低 1 ヶ所（共同スキームの場合、自治体グループに最低 1 ヶ所）は必要とされており、最終消費者および流通業者からの無料返却に対し十分な機会を提供しなければならないとされている。

流通業者は、電気・電子機器を販売する際に無料でそれと同機能の WEEE の引き取りを行う。流通業者および地方自治体は、健康・安全性を害する危険のある汚染物質を含む WEEE に関して引き取りを拒否することができる。しかしながら、このような WEEE に関して定めた環境管理法により、最終的には地方自治体が引き取ることになっている。

製造者は、地方自治体や流通業者によって一般世帯から回収された自社ブランドの WEEE について、回収ポイントからの引き取り、輸送、分別に対する責務を負うもので、同時に、2005 年 8 月 13 日以降に上市された製品に関してこれらの費用も負担する。一般世帯からの過去の WEEE に関しては、管理のための費用が発生した時点での市場シェアに基づき、費用を製造者が負担する。製造者は独自に一般世帯からの WEEE の回収システムを構築し運営することができるが、EU の WEEE 指令に準拠したものでなければならない。例えば、回収ポイントを管理する自治体や流通業者などに、このポイントでの製品の分類を依頼するなどのアレンジも可能である。

WEEE 管理コストの負担についての保証関連規定も EU 指令に準拠しており、適切な廃棄物処理スキームに参加する、もしくは用途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設によることとしている。

(b) 一般世帯以外からの WEEE

分別回収については自社ブランドの製品に対し各製造者が責任を負うと同時に、2005年8月13日以降に上市された製品に関してこれらの費用も負担する。それ以前の製品に関しては、廃棄者が責任を負う。製造者の責任となる回収の方法に関しては、廃棄物回収業者への外注なども可能であり、いくつかの回収システムと共同すればこの義務を履行することは比較的容易となる。

実際の WEEE 管理スキーム

既述のように、オランダには以前から使用済み電化製品の引き取りや処理に関する規則が存在していたため、回収・管理スキームも既存のものが機能している。以下に代表的な WEEE 管理システムに関して記述するが、これらのほかにも新たなシステムがいくつか加わる予定である。

(a) NVMP システム - 家電製品処理の共同スキーム

オランダ金属電気製品廃棄協会 (Nederlandse vereniging Verwijdering Metalekro Producten / NVMP) は、白物家電および小型家電製品を扱う非営利団体である。98年に採択された使用済み白物・茶物家電の引き取りおよび処理に関する法令のもと設立された機関で、白物および茶物製品のための共同スキームとして99年1月に運営開始したが、2000年以降はあらゆる種類の WEEE を扱うようになった。NVMP は、白物家電、茶物家電、換気関連機器、電子工具、金属および電子製品の5つの組織から成る。

NVMP の管理するシステムは、過去の廃棄物や生産者を特定できない製品を含むすべて

の WEEE にかかる廃棄物管理課徴金³⁴によって運営される。製造者は、オランダ市場に出荷した製品数を報告し、それに応じてコストをシェアする。しかし引き取り費用に関しては、製造者と輸入業者は販売業者にこれを転嫁しており、販売業者はこれを顧客に転嫁している。NVMP システムでは、製品の請求明細上で処分費用を別項目として示すよう流通業者に求めている。

各家電機器の処分費用は、VAT を含み 1 品目 1 ユーロ(コーヒーメーカーや掃除機など) から 17 ユーロ(冷凍庫、冷蔵庫など)。現在、電子レンジ、ヘア・ドライヤー、AV 機器、庭手入れ用の工具など、多くの小型製品は無料となっている。

電気・電子機器の提供者は、新製品が購買される際に、それと同機能の製品を無料で引き取る義務がある。提供者のうち、販売業者については以下のとおり。

- ・ 独自の流通センターを有する販売業者(カタログ販売企業や小売チェーンなど)は、自社の流通センターでの WEEE の引き取りが可能である。あるいは地方自治体の回収ポイントへ WEEE を送ることもでき、回収システムの契約運輸会社がある場合、この運輸会社に依頼することもできる。システムでこのような運輸会社との契約がない場合、流通センターで回収された機器はまとめて回収、処分に回される。このようなサービスは、スキームに参加しない限りは、家電機器を輸入しているカタログ販売企業には適用されない。
- ・ 独自の流通センターを持たない販売業者は、回収した機器を地方自治体の回収ポイントへ返却できるが、新製品を配達する際には運輸会社に回収してもらうこともできる。供給者は、生産者を特定できない製品などについても運輸会社による新製品配達の際の回収システムを通じて処分することが許可されている。

34 新規制では、Visible/Invisible waste management levy として規定されたが、以前は Disposal levy などとされていた。オランダの法律では、処理費用をまかなうため Visible Removal Fee を課すことが認められており、WEEE 管理費用としてこれを利用することができる。ただしビジブルフィーとして別表示できるのは 2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品のみで、それ以降の新製品の処理費用は販売価格に含まれるものとし別表示することはできない。別表示が可能な移行期間は、大型家電については 2013 年 2 月 13 日まで、それ以外は 2011 年 2 月 13 日までとなっている。

白物・茶物家電に特化した修理店は、生産者を特定できる製品についてのみ NVMP システムを通じた返却が可能となる。しかし、修理不可能な機器については、地方自治体もしくは修理を依頼した販売業者へ返却することが好ましいとされている。この場合自治体は、すでに処理費用が支払われているため、無料で機器を引き受ける。

現在オランダ国内に 600 カ所の自治体回収施設があり、これらの施設からの WEEE が 69 の地域センター (Regional Transfer Station) に回収され、ここで分類される。このような形で回収された WEEE は、2001 年では回収された WEEE 全体の 87% であった。地域センターでは、販売業者からの WEEE も受け入れており、これには料金を課すことが許可されている。3~4% が販売チェーンを持つ流通センターで回収された WEEE、残り 10% が直接小規模販売業者から受け入れたものであった。地域センターは、回収された機器の再処理についてリサイクル企業 5 社と契約を結んでいる。

地域センターが回収機器を、生産者を特定できない製品とそうでないものに分類する費用のために、製品 1 点当たり 1.80 ~ 3.40 ユーロの基金が支払われている。契約を締結している廃棄物管理会社は、各自治体につき 1 カ所のみから処理のための回収を行うことになっている。回収された機器は、認定された解体業者や処理工場へ引き渡される。このシステムに参加するには、処理工場は特定の目標リサイクル率を達成できることを証明しなければならない。目標とされるリサイクル率は、冷凍・冷蔵機器で 75%、大型白物家電で 73%、テレビ 69%、その他 53% となっている。

連絡先

Stichting NVMP (NVMP Foundation)

POBox 190
2700 AD Zoetermeer
Tel: +31 79 353 11 92
Fax: +31 79 353 13 65
Web: www.nvmp.nl
E-mail: nvmp@fme.nl

(b) ICT Milieu スキーム - IT 機器、事務機器、通信機器のリサイクルシステム

ICT Milieu 回収スキームでは、IT および事務機器、通信機器を扱う。同スキームに参加する 160 社のメーカーおよび輸入業者が資金を出し合っており、ビジブルフィーは採用

していない。企業は実際のリサイクル費用に応じて請求を受け取る。

流通業者は WEEE を引き取り、製造者はそれを解体工場へ輸送するアレンジを行う。リサイクル業者は、受け取った機器の質と量を記録し、製造者に課す料金を算定する。同回収スキームに参加する企業が実際のリサイクル費用と市場シェアに応じてコストを負担することとなる。機器の回収は、中古品販売業者、修理センター、地方自治体などあらゆる部門を対象としている。

同スキームでは当初、製造者を特定し各社に自社ブランド製品のリサイクル費用を請求するという方式が採用されていた。しかし、この処理費用の算定には多大な労力と時間を要することや、2002年に同スキームのもと回収された機器の32%が製造者を特定できない製品もしくはフリーライダー製品であったことから2003年にシステムを変更。現在製造者は自社ブランド製品のみならずすべての「グレー製品」の回収とリサイクルにも責任を負う。これにより分類などの処理が容易になった。現在企業は、特定の期間中に上市した製品の重量を報告し、それぞれの製品カテゴリー別に計算したものを市場シェアとして、これに応じて費用を負担している。市場シェアに関するデータは、コンサルティング会社 Cap Gemini Ernst and Young に提出され（非公開）、同社がこのシェアに応じてスキームの参加メンバーに料金を請求する。同時にリサイクル業者などへの支払いも手配する。スキームに参加している製造業者や輸入業者は、毎月費用の自社シェア分を支払う。支払いは、回収された製品が実際に処理された後に行われる。例えば、重量5キログラムのプリンターの処理には2.75ユーロ、重量30キログラムのコンピューターの処理には15ユーロがかかる。

表 14：NVMP と ICT スキームによって回収された WEEE（白物、茶物、グレー製品）

	99年	2000年	2001年	2002年	2003年
回収結果（1,000kg）	36,170	62,980	74,492	77,075	75,036
1人当たり回収量（キログラム）	2.26	3.94	4.66	4.82	6.69

出所：NVMP

連絡先

ICT Milieu

Tel: +31 348 49 3640

Web: www.ictmilieu.nl（オランダ語のみ）

E-mail: info@ictmilieu.nl

ICT Office (ICT Milieu は ICT Office の 1 機関)

Pompmolenlaan 10a

3447 GK Woerden

Postbus 401

3440 AK Woerden

Tel: +31 348 - 49 36 36

Fax: +31 348 - 48 22 88

製造者登録制度・登録先機関の概要

製造者の登録に関しては、製造者の情報提供および報告の義務という形で規定されている。具体的な規定は、RoHSを規定したWEEE管理に関する政令(WEEE Management Decree)の第4項にあり、製造者はWEEE管理規則(WEEE Management Regulations)の発効(2004年8月13日)後13週間以内に所管省庁の定めた所定のフォームを用いて同規則に定められた製造者の義務をどのように履行するのかについて(アクションプラン)所管省庁へ届け出なければならないとされている。所管省庁は住宅・国土計画・環境省(VROM)で、情報の報告義務遵守のモニタリングの責任を負う同省が登録機関となる。所定のフォームに必要事項を記入し、提供情報を証明するのに必要な書類を同封しVROMの届出処理事務所へ郵送もしくは電子的に送付する。

提出された製造者からのアクションプランは、VROMが評価し、認可を得ることが必要となる。認可期間は5年を超えないものとされている。

つまり製造者は、WEEEの管理・処理方法計画を含めた情報を所管省庁であるVROMに報告する義務があり、これを提出し認可を得るという仕組みがオランダの登録制度となっているといえる。このような情報提供の義務は、製造者の責任として、以前の使用済み白物・茶物家電の引き取りおよび処理に関する法令ですでに導入されていたものである。今回の新規則導入に伴い、登録制度に関する議論もなされたが、フリーライダー防止の観点から、企業名や住所などのみの単なるデータ登録よりも包括的な情報提供を課す方がよいとの結論に至ったとされる。

住宅・国土計画・環境省(VROM)届出処理事務所

P.O.Box 441

3440 AK Woerden

Tel: + 31 (0)348 487560

住宅・国土計画・環境省 (VROM)

Rijnstraat 8

2515 XP Den Haag

Tel: + 31 (0)70 339 5050

<http://www.vrom.nl/international/> (メールはウェブ内のフォームにて送信可能)

反応、インパクト

オランダでは、家電製品を中心とした WEEE の引き取りと処理に関する規則が以前から存在していたことから、EU の WEEE 指令の国内法制化による大きな混乱やインパクトなどは特に目立っていないとみられる。

2004 年 2 月 5 日に新規則の草案が政府の官報に発表された後、地方自治体の協会や小売業協会、エアコンサプライヤー協会など各種機関をはじめ多くの反応が寄せられた。中でも多かったのは、一般世帯からの WEEE の定義に関する意見や疑問点であった。質問では、回収された機器の分類に関するものや自治体の回収ポイントに関するものが多かった。また、規則の対象機器が国外へ輸出された場合などに、誰がどこで WEEE 管理に対する保証金を支払うのか、などの問題も指摘された。既存の法制下での活動の存続についても注目すべきであるという意見も多くみられた。

反応の中の 1 つに、特定のエアコン機器を新規則の例外とすべきであるというものもあった。同様の例外措置は、使用済み白物・茶物家電管理に関する規則でなされていたものである。オランダではエアコンは主に企業間取引引きによる製品 (Business-to-Business products) であるとみなされていることから、製造者が確立すべき回収や処理のシステムに関して、廃棄者と共同で費用負担する可能性について考慮すべきであるという見方である。エアコンは WEEE 指令の対象となっていることから、この例外措置は新規則には導入されなかった。

草案発表後に既存の活動についても見直すべきであるという指摘がみられたが、WEEE 指令の採択後、オランダ金属電気製品廃棄協会 (NVMP) は、国内の既存の WEEE 管理システムについて正しい理解を促進する活動を行っている。オランダ・オーディオ・ビジュアル産業協会は 2004 年 1 月、WEEE 指令の国内法制化を前に「オランダの廃棄物管理システムに関する神話と誤解 (The Dutch Waste management System: Myths &

Misunderstandings)」という情報文書を作成、発表した。

7. ベルギー

(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

国内法整備の進捗状況

ベルギーにおける廃棄物管理マネジメントは、ブリュッセル首都圏地域、フランダース地域、ワロン地域の3地域が独自の責任で行うこととなっている。3地域は製造者の責任に関する規制を地域間で調整して採用しており、EU指令の導入に備えてきた。WEEE指令の導入に関しても、製造者の責任に関する規制を3地域で調整して採択することになっており、このため、WEEE指令は全国的な単一システムによって施行される。地域レベルの整備状況をみると、フランダース地域ではすでにWEEE指令を導入した法令が施行されているほか、ブリュッセル首都圏地域では指令の一部が採択済み、ワロン地域では2005年3月に完全に導入された。(地域別の政令整備の経過については、後述参照。)

ベルギーにおける廃棄物に関する規制の流れをみると、97年に3地域は包装ゴミの管理に関する協力協定³⁵を締結した。これは、リカバリーや処理を目的とした包装ゴミの回収や防止策、再利用目標などの概念を導入したものであった。89年以来、経済および公共事業、交通、雇用、環境の部門に関しては各地域が責任を負うことになっている。99年4月22日の紙・段ボールゴミの防止と管理に関する政令で、製造者が包装ゴミや紙・段ボールゴミの回収を行うという原則が確立した。

その後、3地域は同一の環境政策協定を、それぞれ製造者、流通業者、輸送業者などを代表する機関と締結し³⁶、回収およびリカバリー、リサイクルに関する原則をWEEEにも適用することを決定した。さらに、リカバリーと再利用のための回収制度をWEEEだけ

35 96年5月30日付け「Accord de coopération concernant la prévention et la gestion des déchets d'emballages」: 97年3月5日交付。

36 ブリュッセル首都圏地域およびワロン地域: 2001年2月、フランダース地域: 2001年1月26日。

でなく、使用済み電池や廃車、使用済タイヤ、期限切れの薬品、写真関連ゴミ、使用済食用油脂などにも適用することになった³⁷。

各地域における法令の整備状況および概要

(a) フランダース地域

フランダース地域は、3地域の中で最も早く WEEE 指令を導入した国内法が整備された。国内法整備までの経過をみると、同地域では WEEE 指令導入に先がけ、97年12月に廃棄物防止・管理に関するアレテ (VLAREA) が制定された。同アレテでは、製造者および輸入業者、仲介業者ならびに最終消費者が WEEE の回収・分解・処理に対して共同で責任を負うものとし、99年7月からすべての WEEE に対して回収・引き取りが義務付けられた。その後、同アレテを改正するアレテ (VLAREA) が 2003年12月5日に地域政府により承認され、2004年4月30日に公布された。さらに、VLAREA を改正し特定の課題についてさらに明確化した 2004年7月14日付けアレテが規定され、WEEE 指令は完全に国内法に導入された。同改正アレテは 2004年10月8日に採択され、同年12月1日から施行されている。

以下に、同地域アレテで規定された内容の中で、特徴的なものを挙げる。

適用範囲

品目の適用範囲は WEEE 指令より 2品目多い 12品目となっている。これは、指令における電気・電子工具を園芸用工具とその他電気・電子工具の 2つに分けたこと、また一般世帯以外からの大型・小型器具という品目を独自に追加したことによる。政府は、各品目に該当する機器の詳細なリストを発行する予定である。

回収・引き取り要件

同改正条例では、回収センターの法的地位に関する最低要件や、設置に関する密集度 (7万5,000人に最低1ヵ所) について規定しているほか、回収センターの運営に必要な認定

37 ブリュッセル首都圏地域：2002年7月18日、ワロン地域およびフランダース地域：2002年6月18日

プロセスについて定義している。

小売業者は、販売場所に「使用済み電気・電子製品の引き取り義務」というサインを掲示し、小売業者が引き取り義務を負うことを示さなければならない。また、小売業者は 2004 年 7 月からはランプについては無償で 1 対 0 ベースで、また照明器具については 1 対 1 ベースで引き取りを行う。

同地域では年間 1 人当たり 4 キログラムの回収・リサイクル目標率がすでに達成されている。このため、同改正条例では 2006 年までの同目標値に代わり、住民 1 人当たりの最低年間回収目標率を以下のように規定した。これは 2009 年 7 月 1 日以降、地域政府によって改正が行われる。

- ・ 2004 年：5 キログラム
- ・ 2005 年：6 キログラム
- ・ 2006 年：7 キログラム
- ・ 2007 年以降：8.5 キログラム

リカバリー

改正条例では、リカバリー目標率が WEEE 指令と同率またはそれ以上に規定された。

- ・ 素材の種類別再利用・リサイクル目標率
 - 鉄金属：95%
 - 非鉄金属：95%
 - プラスチック：50%
 - 電池・蓄電池：65%
- ・ プラスチックのリカバリー目標率：80%
- ・ 品目別再利用・リサイクル目標率
 - 大型家電・ランプ：80%
 - 自動販売機：75%
 - その他すべての WEEE：70%
- ・ 品目別リカバリー目標率
 - 大型家電・ランプ：85%
 - 自動販売機：80%
 - その他すべての WEEE：75%

WEEEのファイナンス

同地域では、Recupel（後述参照）が統括する WEEE 指令の要件に則した回収制度が導入されており、2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品の WEEE のコストについても網羅するものとなっている。アレテでは、製造者および輸入業者、流通業者が引き取り義務を遂行するために既存のコンテナパークやリサイクルセンターを利用する場合、WEEE の回収と分別のコストを支払わなければならないと規定している。

現在は、製品価格と並べて「リサイクル負担金（Recycling Contribution、新製品を購入する際に支払われる）」³⁸と呼ばれるリサイクルコストが表示されている。（リサイクル負担金についての詳細は、「(2) 国内法対応状況 (b) Recupel の運営」参照）このようなビジブルフィーは、WEEE 指令により 2011 年（大型家電の場合 2013 年）まで許可されているが、今後どのように対処するかは検討中である。

また、製品を上市する際に、製造者は WEEE を管理できる財政能力の保証を提供しなければならない。この保証はリサイクル保険や、用途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設、または WEEE の引き取りを行う第三者機関との契約を証明するもののいずれかでよい。

情報および報告

小売業者および流通業者は、毎年 7 月 1 日までに以下の WEEE（重量）についてフランダース廃棄物事業団（OVAM、後述参照）に報告しなければならない。

- ・ 過去 12 ヶ月に回収した WEEE
- ・ 再利用に分別した WEEE
- ・ 製造者またはその他リカバリー・リサイクル機関に戻した WEEE

製造者と輸入業者は、毎年 7 月 1 日までに各 WEEE 品目について以下の情報を OVAM に報告しなければならない。

- ・ フランダース地域市場に上市した電気・電子機器の量（重量）
- ・ 引き取り義務に関連した WEEE 回収量

³⁸ Recupel は、同リサイクル負担金をインボイス上で “Recycling Contribution” または “Recupel” という用語を使って表示することを勧めている。

- ・ 契約処理施設と使用されている処理方法
- ・ リサイクル、リカバー、焼却または廃棄処分された WEEE の量

小売業者および流通業者、輸入業者、製造者の引き取り義務は OVAM の廃棄物防止・管理計画および地域環境省と民間セクターの間で締結された環境協定でさらに具体的に決められる。

新製品が上市して 1 年以内に、製造者は分解・リサイクル施設に、製品に使用されたさまざまな素材に関する情報や製品内の危険物質（テレビであればブラウン管や電子回路など）についての情報を提出しなければならない。

(b) ブリュッセル首都圏地域

ブリュッセル首都圏地域では、廃棄物管理と防止に関する 91 年 3 月 7 日付けオールドナンスが法的な基盤となっている。2002 年 7 月 18 日付けアレテでは、特定の廃棄物のリカバーまたは破壊を目的とした製造者の回収義務が導入された。その後、同アレテを改正する 2004 年 6 月 3 日付けアレテ³⁹により、WEEE 指令が部分的に導入された。回収・処理施設に関する 2 次法は同日に採択されたが、まだ交付されていない。アレテの大枠は WEEE 指令と同様であるが、特徴的な点を以下に挙げる。

リサイクル目標率

2002 年 7 月のアレテでは、WEEE のリカバーおよび再利用目標率は特定の白物家電について 90%、その他については 70%と、WEEE 指令の目標率より高い数値が設定されていたが、2004 年 6 月の改正により、これらの目標率は WEEE 指令に準じた数値に変更された。

分別回収

2005 年 8 月 13 日以降に上市した製品の一般世帯以外からの WEEE の回収、処理、リカバー、破壊のコストは製造者の負担となる。2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品の WEEE については、同様な機能を持つ同様な製品への買い替えの場合には製造者、輸

39 2004 年 7 月 28 日交付。

入業者または契約した第三者機関が負担するが、その他の場合には最終使用者が負担する。製造者と一般世帯以外の使用者は異なるコスト負担の契約を交わすことができるが、その場合は契約内容をブリュッセル環境管理研究所（IGBE、後述）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これらは暫定的な措置であるとし、ブリュッセル首都圏地域政府は、2005年8月13日以前に上市された製品の一般世帯以外からのWEEEに関しては同様な機能を持つ同様な製品との取り替えの場合でも部分的または全体を最終使用者が負担すると規定する可能性もある。

(c) ワロン地域

ワロン地域では、廃棄物に関して規定した96年6月27日付けデクレの補足として廃棄物に関する新しいデクレが2001年12月20日付けで承認された(2002年2月6日公布)。また、特定の廃棄物のリカバリー・管理のための回収義務を規定した2002年4月25日付けアレテが2002年6月18日に公布された。ワロン地域政府は、2002年4月25日付けアレテを改正するアレテとWEEEの保管や分別、事前処理、処理を行う施設の運営条件をセクター別に規定するアレテの2つを採択し、2005年3月10日に正式にWEEE指令は地域条例に導入された。

以下に、同地域アレテの規定のうち、特徴的なものを挙げる。

定義

「製造者」の定義が通信販売やEコマースによる購入製品にまで拡大されたほか、他社の製造製品を自社ブランドで販売する者にも適用されるようになり、WEEE指令に則したより広義なものに置き換えられた。

特定の種類の廃棄物のリカバリー・管理のための回収義務に関するアレテの改正は、ブリュッセル首都圏地域により採択された同様の改正よりも適用範囲が広く、WEEEだけでなく他の形態の廃棄物にも適用される。

回収・引き取り要件

既存のアレテに追加された唯一の新しい要件は、回収目標率と引き取り義務を一般世帯または同様な量の廃棄物を産出する場所からのWEEEにのみ適用するという詳述の部分

である。

- ・ 小売業者は、同等な製品が購入された場合、消費者から無償で引き取る
- ・ 流通業者は小売業者から無償で引き取りを行う
- ・ 製造者は小売業者または流通業者から無償で引き取りを行う
- ・ 2006年までに1人当たり4キログラムの回収目標を達成する

リカバリー

既存のリカバリーとリサイクルの目標率（鉄金属：95%、非鉄金属：95%、プラスチック20%）は、指令と同率に置き換えられた。

一般世帯からの WEEE のファイナンス

既存のアレテに規定されているように、2005年8月13日以前に上市された製品で製造者が特定できない一般世帯からの WEEE のコストについては市場シェアに応じてすべての製造者が共同で負担する。

一般世帯以外のユーザーによる WEEE のファイナンス

2005年8月13日以後に上市した製品の一般世帯以外からの WEEE に対しては、製造者の負担となる。また、2005年8月13日以前に上市した製品の一般世帯以外からの WEEE については、同様な機能を持つ同様な製品の取り替えの場合には製造者が、それ以外は最終的な消費者が負担する。製造者と一般世帯以外のユーザーは異なるコスト負担の契約を交わすことができるが、その場合は契約内容をワロン廃棄物庁に提出し、承認されなければならない。

ユーザーに対する情報提供

小売業者が販売場所に WEEE の引き取り義務について述べたサインを掲示することは既存のアレテで規定されていたが、このほか、各新製品に回収、管理、処理、廃棄処分にかかるコストを表示する義務が加わった。これらのコストは実際に発生するコストを上回るものであってはならない。また、2011年8月13日までは、小売業者以外に製造者や輸入業者も購入者に対して同コストを価格とは別に明示することが認められている。ワロン地域に関しては、他の地域の条例と異なり、大型家電に限定したビジブルフィーの表示期間については別途規定されていない。

情報および報告

既存のアレテで定められているように、製造者は廃棄物管理データをワロン廃棄物庁に提出しなければならない。小売業者については、要請に応じて情報を提供できるよう準備をしておくだけでよい。

報告内容については指令に沿ったものとなっており、機器の量（重量）、上市した部分品や素材・物質の量、回収量、処理施設に渡した量および処理した量、利用した処理施設となっている。また、各新タイプの機器の上市に当たり、製造者または輸入業者は、再利用と処理の情報をリサイクルルや処理を実施する機関に対して報告しなければならない。

処理

回収および処理に関連するアレテは、回収や事前処理、処理を行う施設の事業者に対する義務について規定し、これらの施設の設立や運営、事故や火災の防止、廃棄物と騒音、保証と保険ならびに制御と報告義務の措置などを網羅している。

(2) 国内法対応状況

WEEE の回収・引き取り制度の確立

ベルギーの連邦レベルでの WEEE の回収・リサイクル制度は、廃棄製品の単一の回収制度を導入することを目的として、ベルギーの電気・電子機器の製造者および輸入業者と地域政府が 2001 年初頭に締結した「電気・電子機器の廃棄物に対する回収義務に関する環境政策協定」に端を発する。電気・電子製品の輸入業者および製造者の多くが、各セクターの業界団体を通じて環境政策協定に加盟している。同協定は、フランダース地域では 2001 年 1 月 26 日、ワロン地域ならびにブリュッセル首都圏地域では同年 2 月 19 日に締結され、2001 年 7 月に現在の制度が施行された。

同制度のもと、WEEE の回収、分別、処理ならびにリサイクルは非営利団体である「Recupel」が統括している。Recupel は、もともとフランダース地域における引き取り・回収の要件および地域間協定に基づき、97 年に設立された団体である。2001 年 2 月の WEEE に関する地域間協定の締結に伴い、2002 年 1 月から Recupel はその活動範囲をベルギー全土に拡大した。

ベルギーでは、一般世帯からの WEEE の引き取り・リサイクルは製造者および輸入業者の責任により行われるものとされている。これを満たすために、製造者と輸入業者は Recupel の会員となるか、独自の廃棄物管理計画を政府機関に提出して認可をもらうかの 2 つから選択することができる。

(a) Recupel の会員制度

Recupel の入会費は無料である。入会するには入会同意書に署名するだけでよい。この際、当該製品のベルギー国内での販売数量を報告するとともに、法的に決められた分担金を Recupel に支払う必要がある。Recupel は品目により 6 つのセクターに分かれた機関で構成されている。企業は自社の事業活動範囲に基づき、1 つまたは複数の機関の会員となる。

- ・ BW Rec : 大型家電
- ・ Recupel AV : オーディオ・ビジュアル機器
- ・ Recupel ICT : IT、通信、オフィス機器
- ・ Recupel SDA : 小型家電
- ・ Recupel ET&G : 電気工具、園芸機器
- ・ LightRec : 照明器具 (2004 年 7 月より)

ただし、Recupel は、医療機器のように専門的な用途で使用される機器や一般世帯で最終使用されることのない部分品については取り扱わない。また、ワロン地域およびブリュッセル首都圏地域のアレテでは、WEEE 指令で規定されたすべての品目の製品について製造者の責任として引き取り義務が定められているものの、これらの地域と Recupel との協定では電子玩具およびレジャー・スポーツ用具、医療用装置、自動販売機、モニター装置の取り扱いについていまだ合意に至っていない。しかしながら、これらの製品については他の引き取りシステムが設置されていないため、政府・業界間では Recupel がこれらの WEEE の取り扱いをするかどうかについての討議が 2004 年 12 月に開始されたが、現在のところ結果は出ていないもようである。

(b) Recupel の運営

Recupel は新製品購入の際に支払われるリサイクル負担金により運営されている。負担金の額は年間に回収された製品の数量と回収、処理、リサイクルにかかるコストを基準に算出される。同負担金は最終小売業者からサプライヤーを経て製造者または輸入業者から最終的に Recupel に到達する。Recupel の各セクター（上記参照）の資金運営は個別に行われており、ICT（情報・通信技術）機器に対して支払われた料金は他のセクターの製品の処理に使用されるということはない。リサイクル負担金は、製品小売価格と分けて別途表示される。製品群ごとの料金は詳細に設定されており、毎年見直しが行われ、環境省による承認の後に公表される。

以下に、2004 年 7 月 1 日から適用されている製品群別リサイクル負担金（21%の付加価値税を含む）の例を示す。

表 15 : Recupel による製品群別リサイクル負担金の例 (2004 年 7 月以降)

1 . 大型家電
● 冷蔵庫・冷凍庫 : 20.00ユーロ
● 大型器具 (皿洗い機、洗濯機、衣類乾燥機、電気コンロなど) : 10.00ユーロ
● 小型器具 (オープン、電子レンジ、編み機、ミシン、ズボンプレスナーなど) : 5.00ユーロ
● 掃除機 : 3.00ユーロ
2 . オーディオ・ビジュアル機器
● 画像再生機 (テレビ、チューナー/ビデオ付テレビ、モニター別ナビゲーションシステムなど) : 11.00ユーロ
● オーディオ・ビデオ受信・録音/録画・再生機 (ビデオカメラ、ビデオ録画・再生機、スピーカーセット、など) : 6.00ユーロ
● 音声録音・再生機 (オーディオアンプ、DVDプレーヤー・レコーダー、テープ/カセット/CDプレーヤー・レコーダーなど) : 4.00ユーロ
● ワイヤレス機器、カーオーディオ (ヘッドホン、ハンドマイク、モニター内蔵ナビゲーションシステムなど) : 1.50ユーロ
● 画像プリンター、プロジェクター (カメラ用プリンター、LCDプロジェクター、ビデオプリンターなど) : 2.00ユーロ
● その他 (アンテナ、リモコン、アナログカメラなど) : 0.10ユーロ
● 周辺装置 (ワイヤレスビデオ送信機など) : 3.00ユーロ
3 . 小型家電 (SDA)
● 住居用 (電気毛布、アイロン、小型扇風機、ポータブルヒーターなど) : 1.00ユーロ
● 男性用髭剃り・グルーミング器具 : 1.00ユーロ
● 女性用美容器具 : 1.00ユーロ
● 健康用マッサージ器など : 1.00ユーロ
● 調理用具 : 1.00ユーロ
4 . ICT機器
● パソコン・タイプライター : 3.00ユーロ
● LCDモニター : 6.00ユーロ
● ラップトップ・周辺機器 : 2.00ユーロ
● プリンター (感熱式・ラベル用除く) : 2.00ユーロ
● コピー機 : 3.00ユーロ
● 小型IT機器 : 0.50ユーロ
● 通信装置 : 0.50ユーロ
● その他 : 0.10ユーロ
● CRTモニター : 8.00ユーロ
● コンピューター用スピーカーセット : 6.00ユーロ
5 . 電気工具・園芸機器
● 電気園芸機械 : 2.00ユーロ
● 電気工具 : 2.00ユーロ
6 . 照明器具
● 家庭用屋内照明器具 : 1.40ユーロ
● 家庭用屋外照明器具 : 1.40ユーロ
● 装飾照明器具 : 1.40ユーロ
● 機能照明器具 : 1.40ユーロ
● 安全照明器具 : 1.40ユーロ
● 屋外装飾照明器具 (道路、歩道、公園などに設置してあるもの) : 1.40ユーロ
● 屋外機能照明器具 (道路、歩道、公園などに設置してあるもの) : 1.40ユーロ
● トンネル照明器具 (車両用・歩行者用地下道などに設置してあるもの) : 1.40ユーロ
● スポットライト (運動場、空港、港、農地に設置してあるもの) : 1.40ユーロ

出所 : Recupel ウェブサイトに基づき作成

WEEE 指令に準拠するため、リサイクル負担金は 2012 年から製品の販売価格に統合さ

れる必要がある。このような変更点について 3 地域の法律には含まれないが、各地域と Recupel との間では合意に至っている。

Recupel 連絡先

Recupel
A. Reyerslaan, 80
1030 Brussels Belgium
Website : www.recupel.be

一般・加盟問い合わせ
Tel: +32 (0) 2 706 86 18
Fax: +32 (0) 2 706 86 13
E-mail : info@recupel.be

回収に関する問い合わせ
Tel: +32 (0) 2 706 86 31
Fax: +32 (0) 2 706 86 24
E-mail:
logistics@recupel.be

財政に関する問い合わせ
Tel: +32 (0) 2 706 86 11
Fax: +32 (0) 2 706 86 80
E-mail: finance@recupel.be

製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

(a) フランダース地域

フランダース地域における製造者登録は、フランダース地域廃棄物事業団 (De Openbare Afvalstoffenmaatschappij voor het Vlaamse Gewest / OVAM)が行う。OVAM は廃棄物管理と土壌浄化に関する管轄が一元化した公的機関で、81 年 7 月 2 日付けデクレにより設立された。OVAM の目的はフランダース地域の環境相に代わって廃棄物管理や土壌浄化に関する法規制を整備することである。OVAM は、政府が承認した廃棄物管理や土壌浄化に関する法規制について、その施行と監督の権限を持つ。

フランダース地域廃棄物事業団 (OVAM) 連絡先

De Openbare Afvalstoffenmaatschappij voor het Vlaamse Gewest (OVAM)
Stationsstraat 110
B-2800 Mechelen
Belgium
Tel: +32 15 284 284
Fax: +32 15 203 275
Email: info@ovam.be
Website: <http://www.ovam.be>

(b) ブリュッセル首都圏地域

ブリュッセル首都圏地域では、廃棄物登録に関するアレテは 97 年 1 月 30 日に採択され、登録内容について最新の情報に更新されていなければならないことが規定された。対象となるのは、以下のとおり。

- ・ 危険廃棄物および特別廃棄物の製造者
- ・ 第三者に代わって廃棄物を回収・輸送する者
- ・ 自らの地域の廃棄物を他地域へ輸出する者
- ・ 廃棄物処理を実施する者

危険廃棄物および特別廃棄物の製造者は登録提出の義務はないが、査察に備えて保管しておかなければならない。登録には、廃棄物回収に関するインボイスが必要である。また、第三者に代わり廃棄物の回収・輸送に携わる者には廃棄物マネージャーなどが該当し、登録提出の義務がある。ただし、自らの廃棄物を回収しブリュッセル首都圏地域内の処理施設に輸送する者は含まれない。これは、このような廃棄物については当該施設が申告することになるという理由による。同様に、廃棄物の回収および処理をブリュッセル首都圏地域内外の第三者事業者と契約している場合には、処理や輸送を実際に行う事業者が申告の義務を負い、委託した側の個人・事業者は登録する必要はない。ただし、当該廃棄物がどこで発生したかが重要なポイントとなるため、廃棄物マネージャーの登録は所在地に限定されない。例えば、ブリュッセル首都圏地域外に所在する廃棄物マネージャーがブリュッセル首都圏地域内で発生した廃棄物の輸送や処理を行う場合には、ブリュッセル首都圏地域に登録を提出する必要がある。また、ブリュッセル首都圏地域内に所在する廃棄物マネージャーが同地域内で発生した廃棄物をブリュッセル首都圏地域外へ輸送する場合には同様にブリュッセル首都圏地域の管轄当局の担当となる。

ブリュッセル首都圏地域の廃棄物の登録は 2002 年 7 月のアレテによりさらに厳しいものとなり、廃棄物の回収・分別を自らで行おうとする製造者や流通業者は廃棄物登録のみでなく、廃棄物管理に関する計画を提出しなければならなくなった。これには、廃棄物防止のための措置や事業活動による環境への影響を改善するためのその他のいかなる措置も含まれる。アレテでは、すでに廃棄物管理のための個々の計画を受理・承認する管轄当局が規定されていた。

ブリュッセル首都圏地域政府と製造者および流通業者間で締結された環境協定では、廃棄物管理事業者および製造者や流通業者が参与している組織ならびに処理やリカバリーを下請けする組織などを承認する管轄当局をブリュッセル環境管理研究所（Institut Bruxellois pour la Gestion de L'Environnement / IBGE）とした。

IBGE は 89 年に王令により設立された機関で、リサーチ・諮問・情報センターとして機能するほか、監視や規制の役目も併せ持つ。IBGE は、環境に関するいかなる問題にも対処する公共窓口として、廃棄物をはじめ、水、大気、騒音、公園その他緑地、土壌、エネルギーなどを管理している。

王令では、IBGE の使命を以下のように定めている。

- ・ 環境に関する欧州規制の適用と導入に関する研究
- ・ 地方自治体の支援（指示、監査、アドバイス）
- ・ 環境に関する商業認定の授与に対するアドバイス
- ・ 大気・水・土壌汚染および騒音公害、廃棄物回収に関する規制、監視、対抗措置
- ・ 廃棄物計画の考案
- ・ 廃棄物のリサイクルと再利用の促進
- ・ 自然保護および野生動植物と天然資源の保護・監視
- ・ 公園およびその他緑地の管理
- ・ 天然の土地の管理

また、IBGE は以下のような法的・行政上の義務も併せ持つ。

- ・ 地域政府に対して 6 ヶ月に 1 度の環境に関する報告書の提出
- ・ 都市計画および環境に関する許可についての協議への参加
- ・ 環境に関する特定の許可の発行
- ・ 特定の研究に関するスケジュールの起草およびこれらの研究の監視する委員会の統括
- ・ 環境への配慮に対する特定分野の取り締まり、特に許可発行など
- ・ 環境に関する情報サービスの設置
- ・ 大気の状態を監視・管理する環境研究所の設置
- ・ 産業廃水に対する課税システムの導入

このほか、WEEE の拒否といった問題に関する訴訟が起こった場合に IBGE は判決を

下す役目も持つ。IBGE は、民生部門や産業ならびに他の地域を含む行政機関と提携して活動を行っている。

IBGE 連絡先

アドミニストレーション

IBGE-BIM's administrative office
Gulledelle 100
1200 Brussels, Belgium
Website: <http://www.ibgebim.be>

Halles Saint-Géry 情報スタンド

Halles Saint-Géry
1 Place Saint-Géry, 1000 Brussels
Belgium
Tel: +32 (0)2 7757575
Fax: +32 (0)2 7757621
E-mail: info@ibgebim.be

(c) ワロン地域

ワロン地域における廃棄物登録と廃棄物の回収・分別・リカバリーの申請認可を行う管轄当局はワロン廃棄物事務所 (Office Wallon des Dechets / OWD) で、その権限は 2002 年 4 月の廃棄物アレテですでに確立されていた。OWD の前進であるワロン地域産業廃棄物事務所 (Office régional wallon des déchets non ménagers) は 85 年 7 月に地域政府の環境部門の一部として設立されたが、91 年に OWD となった。アレテの継承により OWD より多くの責任を負う立場となり、96 年 6 月の廃棄物に関するアレテで OWD は廃棄物による被害の賠償請求に対する判決や廃棄物引き取り義務の監視のほか、廃棄物処理事業や汚染地域の再建、ガソリンスタンドなどの登録・認可の任務も課せられた。

OWD は関連の廃棄物税の管理や埋立地の計画の監視も行う。このほか、廃棄物の地域データベースの編集・管理、環境保護の目的に沿った廃棄物の防止・リカバリー・廃棄処理に関する研究への支援ならびに廃棄物管理企業の融資や活動の監視なども OWD の管轄となっている。また、OWD は、地域廃棄物計画「Plan wallon des déchets - Horizon 2010」のコンサルタントの役目も果たしている。

OWD 連絡先

Office Wallon des Dechets
Avenue Prince de Liège, 15 B-5100 NAMUR
Belgium
Tel: +32 (0) 81 33 65 75
Fax: +32 (0) 81 33 65 22
E-mail : OWD.DGRNE@mrw.wallonie.be
Website: <http://mrw.wallonie.be/dgrne/owd/orwd.htm>

メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

(a) フランダース地域

フランダース地域は、欧州でも最も人口密度が高い地域の1つであることもあり、廃棄物管理やリサイクルに関する消費者および事業者の意識がもともと高い傾向があった。現在、ベルギー連邦レベルでWEEEの回収・引き取り制度を運営しているRecupel(前述)は、元来、同地域でベルギー・テクノロジー産業複合セクター協会(Multi-sector Association for the Technology Industry in Belgium / AGORIA)によって設立されたものである。なお、AGORIAの前身はベルギー金属産業連盟(Fabrimetal)で、Fabrimetalが2000年11月に参加業種を拡大するとともに名称を変更したものである。

AGORIAは、同地域において産業界を代表してロビー活動や地方自治体との問題解決に当たってきた。2001年1月に産業界と地域間で環境政策協定が締結されたことによって、廃棄物に関する問題について、AGORIAおよび他の業界団体を含めた産業界と地域政府が共同で取り組む体制が形成された。これらからもわかるように、同地域における産業界の廃棄物管理に関する関心は高く、WEEEへの取り組みにも積極的に関わっており、政策についても協力的である。

(b) ブリュッセル首都圏地域

産業界はWEEE指令と地域条例への導入に対して協力的な姿勢である。97年には包装ゴミの回収についてのデクレで製造者の広範な責任についてのコミットメントをしており、WEEE指令導入に備えて2001年2月19日にはこの取り組みをWEEEにまで適用するよう、ブリュッセル首都圏地域政府と協力協定に調印した経緯がある。同協定に加盟している主な団体は以下のとおり。

- ・ 警報装置産業協会 (Association of Alarm Industries / AIA)
- ・ ベルギー・ダイレクトマーケティング協会 (Association of Belgian Direct Marketing / ABMD)
- ・ ベルギー技術産業複合セクター協会 (Multi-sector Association for the Technology Industry in Belgium / AGORIA) ベルギー金属産業連盟 (Fabrimetal) が参加業種

の拡大に伴い 2000 年 11 月に改称。

- ・ ベルギー・メカノグラフィー会議所 (Belgian Chamber of Mechanography / CBM)
- ・ 全国建物・産業用電気技師連盟 (National Federation of Building and Industrial Electricians-installers / FEDELEC)
- ・ ベルギー小売業者連盟 (Federation of Belgian Distributors / FEDIS)
- ・ 電気・電子連盟 (Electricity and Electronics Federation / FEE)
- ・ 電気資材卸売業者組合 (Union of wholesale electrical materials / ICGME)
- ・ ベルギー工具製作所フランチャイズ・輸入業者連盟 (Professional Group of Belgian importers and franchisers of tools factories / IMCOBEL)
- ・ 全国ベルギー電気技師職業協会 (National Association of Belgian Electrician Professionals / ANPEB)
- ・ 科学・医療・モニター機器輸入業者組合 (Union of Scientific, Medical and Monitoring Apparatus Importers / UDIAS)
- ・ 医療装置製造業・輸入・流通業者職業協会 (Professional Association of Manufacturers, Importers and Distributors of Medical Devices / UNAMEC)

(c) ワロン地域

ブリュッセル首都圏地域と同様に、ワロン地域政府と産業界とは 2001 年 2 月に協力協定を締結した。ワロン地域でも、上記のブリュッセル首都圏地域と同様の業界団体が同協定に加盟している。

8 . スウェーデン

(1) スウェーデンの国内法整備の進捗状況および法令の概要

国内法の概要

スウェーデンでも EU の WEEE 指令を受け、2005 年 8 月 13 日の施行を前に、国内法の整備を進めているが、スウェーデンの場合、すでに発効されている電気・電子機器関連の国内法を WEEE 指令にあわせてどう修正するかが議論の争点となっているのが現状で

ある。

既存の法令を EU の WEEE 指令の規定条項と比べた場合、その内容はほぼ同じであるが、スウェーデンの特徴は、廃棄物の回収やリサイクルの法整備に関して他の EU 加盟国よりも進んでいること、自国の環境政策が EU の環境政策に少なからず影響を与えていること、また、製造者が廃品回収を無償で行うことを同法令ですでに義務付けていたことである。

スウェーデンでは、WEEE の回収とリサイクルに関して、2000 年 4 月 6 日に議会で採択された「電気・電子機器の製造者責任に関する法令 (Ordinance on Producer Responsibility for Electrical and Electronic Products/SFS2000:208)」が、2001 年 7 月 1 日より施行されている。この法令は、生み出される廃棄物の量が増え続けている現状に対して、資源の再利用や再生など市場ベースの解決策を奨励することを目的としており、次条で示すように全国的な回収・リサイクル制度も自治体と民間会社によりすでに実施されている。

WEEE 指令では、2006 年 12 月 31 日までに少なくとも年間 1 人当たり 4 キログラムの廃品回収を達成することを各国に義務付けているが、スウェーデンの場合、2003 年に約 8 万トン回収・リサイクルし、これは国民 1 人当たり換算すると 9 キログラムにのぼる。従って、WEEE 指令の規定をはるかに上回る実績をすでに上げている。

「電気・電子機器の製造者責任に関する法令」の概要を以下にまとめる。

- ・ 電気・電子機器に使用されている付属品、あるいは消耗品に関しては、それらが、電气的あるいは電子的な機能を現在も有しているか、過去に有していた場合に限り、この法令が意味する範疇内の電気・電子機器であるとみなす。(第 2 条)
- ・ 「製造者」とは、スウェーデン国内市場で活動を展開している電気・電子機器に関するすべての製造業者、輸入業者、ならびに小売業者と定義し、事業者すべてが製造者責任を負う。(第 3 条)
- ・ 法令が適用される電気・電子機器は、一般世帯用から業務用の範囲をカバーする 10 のカテゴリーに分類されている。(付則)
- ・ 製造者は新しい製品を販売する店舗などで、古い製品を引き取る義務を負うとしてい

るが（第 7 条）、これに限らず自治体との協議後、消費者と環境に配慮して、製造者自身に代わって製品が引き取られる適切な場所を指定することにより、この義務を果たすことができる。（第 8 条）

- ・ 製造者は、古い製品の返却が無償で行えることを消費者に知らしめる義務を負う。（第 10～12 条）
- ・ 製造者は、当該地域の自治体の要請があれば、古い製品を回収するための適切な方策に関して自治体の助言をあおぐ義務を負う。（第 13～14 条）
- ・ 製造者は、スウェーデン環境保護庁（Swedish Environment Protection Agency / EPA）に対して、法令遵守のモニタリングのために必要なすべての情報を提供する義務を負う。（第 15 条）

さらに、この製造者責任に関する法令を適用せず、環境政策の基本と言われる環境全集（Code of Environment/1998：808）を初めとするその他のスウェーデン国内法を個別に適用するケースもある。WEEE に関連した国内法を下記に示す。

- ・ 「自動車の製造者責任に関する法令（The Ordinance on Producer Responsibility for Cars/1997：788）」の適用対象となる車両用電気・電子機器
- ・ 「バッテリーに関する法令（The Battery Ordinance/1997：645）」の適用対象となる電気・電子機器に含まれるバッテリー（第 4 条 適用範囲）

国内法整備の進捗状況

2004 年 5 月に提出された WEEE 指令および RoHS 指令に基づく草案が 2004 年 12 月に 1 度改定され、その後、2005 年 1 月に議会の採択を受けて 4 月 1 日付けで施行される予定であった。しかし、持続可能省エコマネージメント部担当（Eco-Management Section）の Johan Graberg 氏によれば、施行に向けた協議が難航しており、再協議が 4 月 14 日に開かれること、また、8 月 13 日の法施行日ぎりぎりまで協議が繰り返される可能性も示唆されていた。結果的には 4 月 14 日の再協議で法案が採択され、8 月 13 日に施行されることが決定した。

同氏は国内法整備の進捗状況と自治体と製造業者が合意するべき回収システムの案件について以下のように述べている。

「施行の遅延の原因は他の法令なども山積みとなっており、時期がずれ込んでいるためだ。法令の内容については、産業界や製造者の意見も取り込んで検討してきているので、ここに来て大きな問題があるという訳ではない。あえていうと、産業界からは、回収作業に対して自治体の関与をもっと高めてほしいという要望があがっている。自治体は、回収ポイントに関する情報を市民にパンフレットなどで通知することになっている。この他、基本的には製造者と自治体の間では、回収作業に関して、金銭的取り引きを行わないことになっているが、双方が自主的合意を結ぶことで、新たな問題が出てきているのも事実である。これは、電気・電子機器の中でも特にテレビやビデオレコーダーなど茶物家電⁴⁰に関連しており、自治体と製造者はリサイクル費用をどう分担するのか協議を続けている。ただし、4月14日までにはもっと進展すると思う。」

また、自治体と産業界の承認を受け非営利目的で WEEE の回収サービスを提供している有限会社「El-Kretsen⁴¹」(後述「(2) WEEE の回収・引き取り制度の確立」の項参照)では、こうした特定の電気・電子機器に関する課題を以下のようにみている。

「テレビ、オーディオ機器など茶物家電の回収率が増え、それに伴いリサイクル費用も上昇している。弊社のリサイクル費用単価も上がっている。製造者は、こうした製品の市場販売価格が比較的安くなっているため、当初からこの費用を負担することに反対していた。従って、自治体との合意が得られないままで今日まで来ている。おそらく今後の妥協点は、自治体が茶物家電に関するリサイクル費用を全額負担することだと思う。」

現状では、El-Kretsen は登録している製造者に代わって、一般世帯と一般世帯以外の消費者に対して、古い製品を返却できる権利と回収ポイントに関する情報を提供することになっている(法令第10条)。しかし、El-Kretsen では、製造者の方が消費者のニーズに関する知識をより豊富に持っていることがあるため、同社が提供するサービスを利用で

40 家庭用電気製品(家電)のうち、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、炊飯器、電子レンジなどを白物家電(ホワイトグッズ)と呼ぶのに対し、テレビ、ビデオレコーダー、DVD プレーヤー、カムコーダーなどのオーディオ・ビジュアル家電を総称して茶物家電(ブラウングッズ)と呼んでいる。

41 El-Kretsen の語意について：読み方は「エル・クレツェン」。「El」は Electricitet (電気、エレクトロニクスの意)の略。「Kretsen」は単数形の Krets(循環、または業界グループの意。英語では Circle)の複数形を意味する。

きる権利について、製造者が消費者に対して自ら、情報を提供するように強く奨励している。なお、回収ポイントなど詳細情報のすべてが El-Kretsen のウェブサイトや地方当局から入手可能であるため、製造者が提供する情報も、El-Kretsen とそのシステムの紹介になるとみられる。

今後の最終案では、製造者各自が自治体との協議と自主的合意などを通じて独自に回収システムを構築する選択肢を維持できる一方で、El-Kretsen がすでに運営している Elretur システム（後述）を継続する方向で合意する可能性がある。なお、El-Kretsen が運営する Elretur システムでは、製造者が達成すべき回収やりサイクルの特定目標を設定していない。

・一般世帯と一般世帯以外からの WEEE 回収のための資金調達について

2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の引き取りには無償で応じる義務を負うが、同日以前に上市された電気・電子機器については、家電の場合はマーケットシェアに基づいて費用を負担することになっている。

スウェーデンでは、「マーケットシェア」に関しては、原則的に、スウェーデン国内で出る廃棄物の割合は、スウェーデン国内で販売される一般世帯用機器すべてに対する製造者の市場占有率と同等の割合であるとみなすが、草案では、マーケットシェアは、「ある特定の種類の製品、ある特定の種類の製品市場、あるいはその他適切な分割を指す場合もある」と追記している。

さらに、他の EU 加盟国で遠隔販売に従事する場合は、当該国内で出される廃棄物の割合は、当該国内で遠隔販売として販売される一般世帯用機器すべてに対する当該製造者の製品が占める市場の割合と同等の割合であるとみなされる。

一般世帯以外から出される WEEE については、製造者は、8 月 13 日以降、「1 対 1」ベースで無償で引き取ることになっているが、WEEE の第 9 条改定条項に規定されている一般世帯以外のユーザーの部分的、あるいは全面的な回収費用負担については、一般世帯以外のユーザーとの間で、引き取り費用の払い戻しに関する合意などを結ぶ余地も残している。

これに関して、環境保護庁法律業務部（National Environmental Protection Authority/EPA, Legal Affairs Section）の Erika Palmheden 氏が以下のように述べている（2005年4月8日時点）。

「法令施行が遅れている原因の1つは、負担金に関する製造者の反論である。具体的には、2005年8月13日の施行以前に上市された電気・電子機器の処理にかかる費用をどうやって分担するのかということである。WEEE指令に準じて、8月13日以前の古い製品に対しても、マーケットシェアに応じて自己負担とするかどうかの点で反論があり、この問題が解決しない限り、法令施行は難しいかもしれない。」

このため、環境保護庁では、法令施行の実施を待って、実施規則を交付する。現段階では具体的な規則の内容は得られていない。

・ビジブルフィー（リサイクル費用徴収目的の上乗せ料金）について

前述の Johan Graberg 氏によると、販売される電話器に関しては、リサイクル費用をビジブルフィーとして、消費者に分かるように別途に掲載することを検討したことがあるが、実施には至っていないとのこと。今後もリサイクル費用を別途に記載しないで、すべて製品の表示価格に含む。

（2）スウェーデンにおける対応状況

WEEEの回収・引き取り制度の確立

スウェーデンでは、「電気・電子機器の製造者責任に関する法令」に基づき、製造者各自が引き取りシステムを構築する義務を負うが、同法令第5～9条と付則の規定に基づいて、El-Kretsen ABが自治体と共同で、Elreturシステムと呼ばれる全国的な無償の廃品回収サービスを2001年7月1日より開始している（P. 116の図8参照）。

El-Kretsenは、製造者責任を負う電気・電子機器製造者を代表する事業者団体20団体が設立した非営利有限会社で、所有権もこれら20団体に属する（エラー！参照元が見つかりません。参照）。事業者団体はIT製品、白物家電、茶物家電、その他のコンシューマー

エレクトロニクス製品、照明器具、医療・研究機器などの業務を代表している(表 16 参照)。

2003 年度時点で、国際的に事業を展開する製造者と国内の製造者のあわせて 511 社が El-Kretsen のスキームに参加しており、スウェーデンにおける電気・電子機器の総販売の 90%以上を代表しているとされる。2003 年度中に新たに登録した企業社数は 107 社(前年比 25%増)である。

表 16 : El-Kretsen AB 基礎データ

El Kretsen AB	P.O. Box 1357 SE-111 83 Stockholm, Sweden Barnhusgatan 3, 4 tr. Phone: +46 (0) 8 545 212 90, Fax: +46 (0) 8 545 212 99 E-mail: info@el-kretsen.se. Website: http://www.el-kretsen.se/
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001 年 7 月 1 日に事業を開始 ・ 事業者団体 20 団体が所有 ・ 非営利目的でサービスを提供する有限会社 ・ 製造者からの収益は 3 億スウェーデンクローナ(2003 年度、国民 1 人当たり 30 スウェーデンクローナ) ・ 2003 年度の登録企業数は 511 社で、そのうち約 200 社が大企業(2004 年度末時点では、511 社から 607 社まで登録企業が増加) ・ 登録企業 511 社がスウェーデンの電気・電子機器市場の 90%以上を構成する ・ 事業はストックホルムの中心に位置する、従業員 13 人のオフィスが調整する 	

出所 : El-Kretsen AB Annual Report 2003-2004

表 17 : El-Kretsen AB を所有する事業者団体と契約業者の一覧

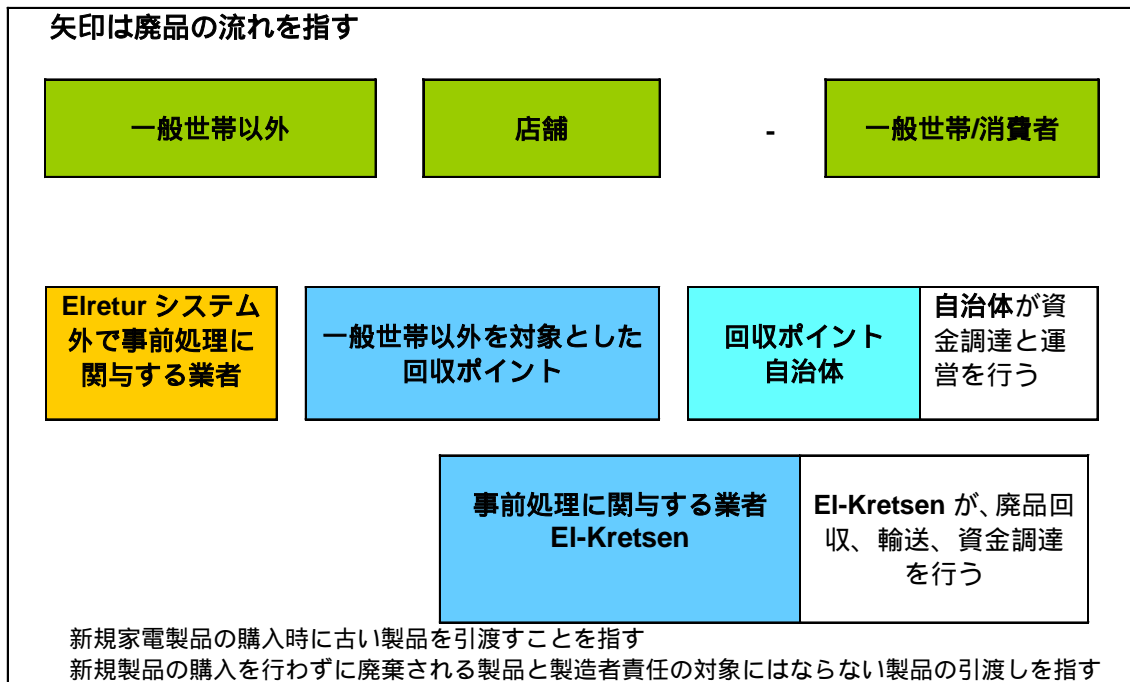
事業者団体 <ul style="list-style-type: none"> • Association of Swedish Electrical Installation Material (E.L) • Association of Swedish Suppliers of Toys and Hobby Articles (LLH) • Supplier's Association for Professional Audio, Video & Lighting Equipment (LLB) • Swedish Association of Electronics Industries (EIF) • Swedish Grocers Federation (SDH) • Swedish Interior Lighting Industry Association • Swedish IT and Telecom Industry Ltd • Swedish Lighting Industry Association • Swedish Paper Trade Association (SP) • The Federation of Swedish Building Materials and Hardware Merchants • The Swedish Association of Antenna- and Cable TV- Suppliers (CANT) • The Swedish Association of Industrial and Institutional Hygiene Products (IIH) • The Swedish Association of Suppliers of Electric Domestic Appliances (EHL) • The Swedish Association of Suppliers of Hand Tools (LEH) • The Swedish Association of Suppliers of Hardware and Building Materials (JLF) • The Swedish Association of Suppliers of Medical Devices (SLF) • The Swedish Association of Radio- & Consumer Electronics Suppliers (SRL) • The Swedish Consumer Electronics Retail Association • The Swedish Mobile Telecommunications Association (MTB) • Stiftelsen Branschorganisationernas kansli 		
輸送業者一覧 (2003 ~ 2005 年)		
<ul style="list-style-type: none"> • Allfrakt AB • BPM Transport AB • Elektronik & Atervinning i Vetlanda AB • Municipality of Eskilstuna • Gotlands Akericentral • Hagens Akeri AB • Municipality of Jokkmokk 	<ul style="list-style-type: none"> • Municipality of Jonkoping • Kristianstad • Renhallnings AB • LBC Askersund AB • Liselotte Loof AB • Nora Lindefrakt AB 	<ul style="list-style-type: none"> • Municipality of Pajala • Ragn-Sells AB • Renova AB • Stena Technoworld AB • Stena Transport AB • Sysav Malmo • WAAB
リサイクル業者一覧 大型白物家電 (2003 ~ 2005 年)		
<ul style="list-style-type: none"> • Elektronik & Atervinning, Vetlanda • Municipality of Jokkmokk, Jokkmokk • Kuusakoski, Skelleftea • Municipality of Pajala, Pajala 	<ul style="list-style-type: none"> • Skrotfrag, Gothenburg, Sodertalje • Sorterarna, Kristianstad • Stena, Halmstad, Hallstahammar • Sysav, Malmo 	
リサイクル業者一覧 小・中型機器 (2003 ~ 2005 年)		
<ul style="list-style-type: none"> • Municipality of Boden, Boden • Elektronik & Atervinning, Vetlanda • Municipality of Eskilstuna, Electronics Recycling Unit • Municipality of Jokkmokk, Jokkmokk • Kooperativet, Gavle • Kuusakoski, Skelleftea, Sundsvall • Municipality of Jonkoping, Jonkoping • Mirec, Norrkoping 	<ul style="list-style-type: none"> • Municipality of Pajala, Pajala • Renova, Arjang • Stena Technoworld, Brakne-Hoby, Vasteras • Sysav, Malmo • Municipality of Uppsala, Electronics Recycling Unit • WAAB, Orebro • Municipality of Ornskoldsvik, Bredbyn 	
リサイクル業者一覧 直管型蛍光灯 (2003 ~ 2005 年)		
Kuusakoski, Ornskoldsvik, • Renova, Gothenburg, • Sydskraft SAKAB, Norrtorp		

(a) El-Kretsen の返品引き取り・リサイクルシステム：Elretur システム

Elretur システムでは、店舗や自治体によって回収された廃品を El-Kretsen が回収する仕組みになっており、包括的で費用対効果が高く、他の返品引き取りシステムに比べても好実績を生み出している。また、Elretur システムは宣伝効果も手伝って、スウェーデン国内での認知度も高く、一般世帯ユーザー、一般世帯以外のユーザー、製造者が幅広く活用している。

Elretur システムでは、一般消費者は、新製品を購入する時に店舗で古い製品を引き取ってもらうか、あるいは指定の回収ポイントに古い製品を持ち込むことになっている。特に店舗での引き取りの場合、消費者が持ち込む古い製品と購入する新製品のメーカーが同じでなくても、機能が同じであれば引き取りの対象となる「Old-for-new（新旧交換）」のルールが適用される。企業などの一般世帯以外のユーザーについては、原則的に一般消費者と同じ方法であるが、企業用に設けられた特別の回収ポイントや自治体内のリサイクルセンターなどに古い製品を持ち込むことができる。これとは別に、追加手数料を支払えば、自社まで古い製品を引き取りに来てもらうことを要請できる。El-Kretsen はスウェーデンの 289 の地方自治体すべてと合意を締結（法令の第 8、13、14 条に準じる）しているため、El-Kretsen に登録している製造者は、新しい製品の配達先と全く同じ場所で古い製品の引き取りに応じる義務（同法令の第 7 条で規定されている通常の義務）を負う必要がない。

図 8: Elretur システムのメカニズム



出所: El-Kretsen AB Annual Report 2003-2004 のデータを基に作成

現在スウェーデン国内には、合わせて 1,000 カ所以上の有人回収ポイントが設けられているほか、3,000 店以上の店舗が El-Kretsen の回収サービスを受けるための契約を結んでいる。さらに保健医療部門、修理店、大企業など特定の消費者のニーズを満たすために、追加の回収スキームも実施している。なお、2003 年度時点では、El-Kretsen と契約を結んでいるリサイクル業者数は 22 社、輸送業者数は 19 社で、El-Kretsen は、回収品輸送車両全体の 70% を自社所有とし、残り 30% をリースしている。

表 18: Elretur システムの回収ポイント

<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に設けられた有人回収ポイントは、1,000 カ所以上 ・ 電化製品を販売する店舗 ・ 多くの住宅エリア (自治体の廃棄物回収サービスとその他の現場処理 (Sorting-at-Source) サービスと提携) ・ 家庭用エレクトロニクスと IT 製品のサービスワークショップ ・ 照明を大量に消費する消費者 ・ スウェーデン国内の病院すべて (現在システム開発中)
--

出所: El-Kretsen AB Annual Report 2003-2004

El-Kretsen は、2001 年の運営開始以来、Elretur システムを通じて 18 万トンの廃電気・

電子機器を回収しており、2003年には約8万トン回収・リサイクルした実績を持つ。これはスウェーデン国民1人当たりでは9キログラムにのぼり、WEEE指令の基準を上回っていることを示す。冷蔵庫と冷凍庫に関しては、この法令によって製造者責任が問われておらず、「廃棄物回収・投棄に関する法令(1998:902)」の第9条の規定にあるように、自治体が回収とリサイクルを行う。自治体による冷蔵庫と冷凍庫の回収総重量は2万3,500トンで、国民1人当たりでは2.5キログラムとなる。

El-Kretsenでは、廃品の種類や大きさに応じて、輸送の際に利用する容器を区別している。例えば、大型白物家電はばらで扱われるが、それ以外の小・中型の製品は400キログラムまで収容できるケージを使用して輸送される。また、プラスチック製の箱も使用されており、蛍光灯管は1,150管まで、低エネルギーランプとその他の放電ランプは1,400個まで、さらに、電球は2,500個まで収容できる。現時点でも、箱やケージを改善するために、自治体、輸送業者、リサイクル事業者と協議が継続して行われている。

下請けの輸送業者、分離業者、リサイクル業者、ならびに処理工場はすべて、国際的基準でも厳しいとされるスウェーデンの環境法に従って営業を行っている。下請け業者など第三者の選定は、当局が産業リサイクル企業に適用可能な規定を定め、入札制度を基に行われる。El-Kretsenは、製品が同法令(第9条)やその他の法規制に準じて処理されているかどうかを確認するために、定期的にこうした下請け業者のモニタリングを行い、異常が確認されれば、その事象の重大性に応じて、警告あるいは契約の解約などの措置を取る。

(b) El-Kretsenへの登録、費用、製造者の役割について

El-Kretsenは環境庁など所管省庁によって承認されている組織であるが、政府機関ではない。従って、製造者はEl-Kretsenへの参加を強制されず、廃品を引き取るシステムを独自に構築できる選択肢も与えられている。しかし、こうしたシステムの構築には費用がかさむ上、スウェーデンの環境法規制に精通した知識が要求されるのが現状である。例えば、El-Kretsenへの不参加を選択した製造者は、法令に従って、環境当局に対して、法律で規定された製造者責任を満たすシステムを自ら所有していることを示さなければならず、義務不履行が発覚すると、罰金を課されたり、ISO基準に準じた証明書を取得できなくなったりする場合がある。

従って、電気・電子機器の製造者は、El-Kretsenの回収スキームに参加することによ

り、製造者責任に関する法的義務を果たすことができる。El-Kretsen では、共同スキームに参加することで、各製造者は回収とリサイクルを目的とした一貫性、統一性を有する全国的なシステムへのアクセスを消費者に提供できるだけでなく、大規模に運営されている同システムから恩恵も享受できるとしている。

El-Kretsen の運営システムは、新しい製品の販売時に徴収する手数料と、製造者が納める登録料と年会費により賄われている。El-Kretsen に登録する際に、製造者が負担する費用は固定価格制となっており、下記に示すとおりとなっている⁴²。

- ・ 参加費： 製造者 1 社につき 3,500 スウェーデンクローナ（税は含まない）
- ・ 年間会費： 製造者 1 社につき 500 スウェーデンクローナ（税は含まない）

これ以外に、新しい製品の売上高をベースとした変動手数料を支払うが、その総額は廃品のタイプ、重量、サイズ、回収される容量、さらに、新製品の販売量などの要素を合わせて決定する。スウェーデン国内法では、リサイクル費用徴収の際、手数料である上乗せ料金を別途に表記することが禁止されているため、新製品の価格は、リサイクル費用を含んだ価格になる。また、テレビなどの茶物家電や、医療・研究機器と玩具に関しては、廃品回収量も増加しているために、製造者が負担する手数料が上がっている。徴収された手数料は、廃品の回収や輸送、分別、リサイクル、ならびに El-Kretsen の運営に充てられる。

El-Kretsen は登録している製造者に代わって、環境保護庁と 289 の地方自治体の当局に、システム運営と回収実績等を含む業務実績の情報を提供する。この際に、登録している製造者が El-Kretsen に報告する製品の販売量なども合わせて報告する。（第 13～15 条に準じる）

42 各電気・電子機器の分野別：製品別価格表はウェブ上で閲覧できる。

<http://www.el-kretsen.se/Index-e.htm> より、Pricelist 2005 をクリックする。

製造業登録制度の確立および登録先機関の概要

現状では、製造者は El-Kretsen に自主的に登録しているのみで、WEEE 指令で義務付けられている国家登録制度は、法令が施行されていないため、まだ実施に至っていない。スウェーデンでは、環境保護庁が登録制度を実施する予定である。

El-Kretsen のマーケティング & インフォメーション統括を担当する Peter Mellgren 氏は以下のように述べている。

「El-Kretsen への登録制度と、この法令で定められている環境保護庁による国家登録制度の違いについては、製造者は El-Kretsen への登録義務を負わないが、環境保護庁に対しては法的に拘束されるため登録が義務付けられる。ただし、El-Kretsen に登録した企業の情報は、われわれを通じて、環境保護庁に提出される。環境保護庁がどのような登録システムや内容を採用するかは定かではなく、この法令が施行されたからといって、環境保護庁からの資金援助があるわけでもない。今後のあり方について環境保護庁と最善策について協議を続けていくが、われわれは独自に事業を進めていくことになるだろう。また、法令施行後には、各自で回収システムを構築するより、弊社に登録する方を選ぶ企業もさらに増えると思う。」

また、前述の環境保護庁法律業務部の Erika Palmheden 氏は、以下のように述べている。

「環境保護庁が国家登録制度を開始する予定はあるが、国内法令が施行されないと前に進めないというのが現状である。製造者が国家登録を行うのが義務となれば、その業務を運営するための資金調達として、製造者から登録費用などを徴収することも検討している。登録する製造者は、スウェーデン市場での販売実績だけでなく、おそらく廃棄物回収実績なども環境保護庁に報告することが義務付けられ、これを基にわれわれでマーケットシェアなどを算出することになる。これとは別に、われわれが今後、El-Kretsen をどのように扱うかも重要な課題となる。現段階では具体策はないが、El-Kretsen はすでに好実績を達成している企業であり、今後も密接な協力関係を築いていくものと予想している。なお、環境保護庁が金融支援を行うのかなど具体策はわからない。」

メーカー、電気・電子製造業団体、小売業者の対応について

スウェーデンのメーカー、電気・電子製造業団体、小売業は、Elretur システムなど、回収・リサイクルシステムを活用しているにもかかわらず、依然として、法令の規定条項に関して、詰めの協議が必要であると認識している。以下には、持続可能環境省（旧環境省）に対して IT 企業団体が提出した意見書の概要である。

- ・ 法令で規定されている情報開示について

製造者は製品の特質、および取り扱いに関する情報を提出することを義務付けられているが、こうした新たな手続きを簡略に済ませる方法（例：電子的な手続き）、形式だけのものに終わらせないという保証、さらに、所管省庁や自治体による企業情報の機密性の保証を確実にする必要がある。また、法令第 11 条に準じて製造者が義務を負う IT 製品の構成に関する情報開示に関しては、その開示内容を最小限にするべきだと認識している。

- ・ 国家登録制度について

国家登録制度の実施により、環境保護庁が製造者から徴収を予定している登録料の用途や、それが実際に製造者責任に関する費用をまかなうものであるのかを明確にし、定期的に会計報告することを要請する。

- ・ リサイクル費用産出のベースとなる市場占有率について

市場占有率の具体的な算出方法についてさらに検討が必要である。数量ではなくて、製品の категория が重要視されるべきである。例えば、1 台のプリンターといっても、その重量はさまざまだからである。

- ・ マーク記載について

小さな製品（Little Product）に関しては、実際にマークをパッケージ・ケースに記載するだけで済むのかどうかを明確にする必要がある。パッケージ・ケースは、消費者により最初に捨てられるものであり、製品に記載がないと過去の廃品と区別しづらい。

- ・ 引き取り制度について

1 対 1 ベースの廃品引き取り制度では、レンタル・リースの製品をどのように扱うかを具体的に決める必要がある。

また、これとは別に、スウェーデンで環境対策にすでに取り組んでいる企業を掲載した

ウェブサイトを参照することもできる。分野やセクターごとに検索でき、現在ウェブ上で閲覧できるのは 14 社となっている。

ウェブサイト Best Practice <http://www.bestpractice.nu/>

9. ポーランド

(1) ポーランドにおける国内法整備の進捗状況および法令の概要

国内法整備の状況

ポーランドにおける WEEE 指令の国内法制化は、2005 年 1 月に政府省庁間委員会が WEEE 法の草案を採択したところであり、現在は国会で承認を得るべく審議中である。RoHS 指令に関しては、RoHS 条例 (RoHS Ordinance) として 2004 年 10 月に採択されている。

EU の環境関連指令の法制化における草案作成などは環境省が行い、各産業団体によって審議される。2004 年 6 月には WEEE 法の草案が作成され、関連省庁や産業団体などに提示された。草案は、意見や修正などの提案を募る目的で多数の関係者に配布される。この結果により審議・修正などが行われ、草案が合意されると、総理府委員会に提出され、法的な確性の確認が行われる。特に問題がない場合、省庁間委員会に提出され、ここで合意された後、議会へ提出される。WEEE 法案は、2005 年 1 月 4 日に省庁間委員会で採択され、国会へ提出された段階である。

ポーランド環境省の WEEE 法に関するプロジェクトの担当者によると、この法制化のプロセスの終了が最終的にいつになりそうかを予測するのは困難であるという。ポーランドの立法プロセスは概して非常に長いもので、上述のプロセスの後、国会 (Sejm) で第 3 読会まで、上院 (Senat) で同じく第 3 読会までを経てまた国会へ戻り、ここで承認されてから公布に至る。

国内法案の概要

現在審議中の草案の要旨は以下のようになっている。180 ページ以上にわたる草案は、おおむね EU 指令の内容に準拠したものとなっており、リカバリー、リサイクル率も EU の WEEE 指令と同率が定められている。

(a) 製品税について

現行のリサイクル制度に基づき、特定の製品を対象とした製品税制度が電気・電子機器にも導入される。現行では、産業用冷蔵・冷凍庫や電球などが対象となっており、これらの製品グループごとにリサイクル率を設定し、それが達成できない場合に製品税として課徴金が課されている。

草案で定められている WEEE に関する製品税は、実際に達成された回収・リカバリー率とその設定目標との差に基づいて算出される。対象は、EU の WEEE 指令で規定された 10 の製品グループで、各製品グループそれぞれについて製品税額が算定される。製品カテゴリーごとに、適用される製品税が条例という形で決定されるが、1 キログラム当たり 4 ズロチ（約 130 円）を超えないものとされる（インフレ率に応じて調整される）。未払いの製品税に対しては利子が課され、最大 50% の追徴金が発生する。

製品税は、主にポーランド環境保護財団の資金として利用される。同財団では、消費者への WEEE のリサイクルや分別回収に関する情報普及、製造者を特定できない製品の管理、WEEE のリサイクル技術の開発などを行う。

(b) 分別回収

2004 年 9 月の草案では（2005 年 1 月に採択された草案とは大きな相違点なし）、分別収集に対する地方自治体の役割については定義がなされていない。回収ポイントの運営者の要件などの定義はあるが、回収ポイントの設置数などに関しても規定がなされていない。

しかしながら製造者の責務として、地方自治体および流通業者によって回収された WEEE の引き取りと処理に責任を負うとされている。製造者は、回収ポイントにおいて一

一般世帯からの WEEE が無料で回収されるよう保証しなければならない。流通業者は、製品販売の際に同機能の WEEE を無料で引き取らなければならない（1対1ベース）。製造者の回収ポイントからの引き取りと処理に関する責務は、共同システムの構築によって履行することができる。照明器具の製造者に関しては、共同のリサイクル組織に加盟しなければならない。共同のリサイクル組織は、有限会社（Ltd）でなければならず、株主は製造業者のみに限定される。

一般世帯からの WEEE に関して製造者は、2005年8月13日以降に上市された製品については自社ブランドの WEEE の引き取り義務を負う。それ以前の過去の WEEE に関しては、ブランドに関係なく引き取りの義務を負う。引き取り量の割り当ては、中央登録機関（後述）によって行われる。

一般世帯以外からの WEEE に関しては、2005年8月13日以降に上市された製品については製造者が回収・引き取りに責任を負い、それ以前の過去の WEEE に関しては最終使用者が費用を負担し処理を行う。

回収率目標について、製造者は、一般世帯からの WEEE について、市場に出された電気・電子機器の最低 90% を回収する義務があるとされている。

(c) 登録制度

WEEE 草案では、国が管理する強力な中央登録制度の確立がポイントの 1 つとなっている。

中央登録は環境保護検査局（Chief Inspector of Environmental Protection）⁴³が担当することになっており、同局は、登録業務をはじめ、製造者、輸入業者、回収センターおよびリサイクル処理プラントからのデータ収集、各関連機関のコーディネートなどを行う。さらに、収集データに基づき、製造者の市場シェアの決定に責任を負う。登録に関しては、

43 Chief Inspector of Environmental Protection は、環境保護検査局（Inspectorate for Environmental Protection）の主任検査官で、この主任検査官が同局の活動を管理する権限を持つとされるため、以下にこれを環境保護検査局の活動として述べる。

同局のウェブサイト上で公的に閲覧できるようにする。

製造者は登録の際に、自らが参加する（もしくはアレンジした）共同リサイクルシステムを特定するか、そうでなければ財政保証を提供しなければならない。リサイクルの共同システムに参加しない製造者に対しては、中央登録機関が製品税の徴収を行う。財政保証については、環境保護検査局が詳細を定める。

中央登録に関する義務の一部は3～12年という期限付きで外部機関に委任することができるが、登録番号の提供、共同リサイクルシステムに参加しない製造者から提供される財政保証の詳細に関する決定、法的事項の執行などの業務は委託することはできない。市場シェアの75%以上を代表する製造者組織が中央登録の運営を希望した場合、公共入札の手順を踏まず、中央登録運営の責務を委譲することができる。

登録費用は今後決定されるが、現在の草案では5,000ユーロを超えないものとされている。

(d) 情報・報告などについて

製造者は中央登録機関に対し、機器の出荷から6ヵ月後に、達成したリサイクルのレベルを報告しなければならない。また製造者は、リサイクル処理施設に対し、再利用やリサイクル処理に関する情報を提示することが可能な状態にしておかなければならない。情報を要求された場合30日以内に、ハードコピーもしくは電子的に提出する。

WEEE処理に対するコスト表示（ビジブルフィー）は、2005年8月13日以前に上市されたWEEEに対して認められている。ビジブルフィーの表示が可能な移行期間は、大型家電については2013年2月13日まで、それ以外は2011年2月13日までとなっている。

(2) ポーランドにおける対応状況

WEEE の回収・引き取り制度の確立

現在のところ草案で定められている回収・引き取り制度については、「(1) 国内法案の概要」で示したとおりとなっている。

ポーランドの廃棄物処理全般に関しては、ゴミ分別システムが整っておらず、埋め立てへの依存度が非常に高いなどの現状がある。ゴミの分別施設は国内でわずか 50 数ヵ所のみで、分別システムの整備された自治体も少ない。また自治体が回収する廃棄物のうち 9 割以上が埋め立て地に運ばれている。

このような中、製造者は、回収ポイントにおいて一般世帯からの WEEE が無料で回収されるよう保証し、地方自治体および流通業者によって回収された WEEE の引き取りと処理の義務を負う。これを規定した WEEE 法が実際に採択・施行に至るまではまだ時間を要するとみられているが、これらの責務を履行する共同システムおよび共同組織の構築が急務となっている。

現在のところ政府は、この共同回収・リサイクル組織の数を制限する意向を示している。包装容器セクターで製造者および輸入業者を代表する共同回収組織が 40 以上も設立されており、混乱をきたしていることから、このような措置の導入が検討されることとなった。共同リサイクル組織の株主を製造者のみに限定するという規定により、ある程度の制限効果が期待されている。

製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

登録制度に関しては、「(1) (c) 登録制度」に示したとおりとなっている。

中央登録を担当する環境保護検査局 (Chief Inspector of Environmental Protection) は、環境保護に関する法規制の遵守や天然資源の合理的な利用などを監督するなど環境保護に関する監督業務全般を行う。

環境保護検査局 (Główny Inspektorat Ochrony Środowiska)

ul. Wawelska 52/54
00-922 WARSZAWA
Tel: (+48 22) 57 92 208
E-mail : gios@gios.gov.pl
http://www.gios.gov.pl (ポーランド語のみ)

現在の主任検査官⁴⁴

Mr. Krzysztof Zaręba
Tel: (+48 22) 57 92 695, or 825 33 25
Fax: (+48 22) 825 04 65

メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

ポーランドの WEEE 法採択・施行に至るまでにはまだ時間を要するとみられるが、これらの責務を履行する共同システムおよび共同組織の構築が急務となっている。

企業の環境に対する取り組みも行われてきており、リサイクルに関する見本市・フォーラムなどに対する関心も高まっている。国際環境トレードフェアである POLEKO では、フェアの一部としてリサイクルに関するエキジビションを開催している。POLEKO は、企業側の専門家が参加する Business to Business の国際見本市である。POLEKO 2004 で行われたリサイクルに関するエキジビションは、今回で 3 回目となったが、WEEE 指令の国内法制化を意識したものとなっており、製造者が負うこととなる機器のリサイクルや再利用に関するシステム構築の必要性を強調している。廃棄物管理に関する問題の重要性が増大しているとしており、このようなエキジビションがシステム構築の足がかりとなることが期待される。

44 主任検査官 (Chief Inspector of Environmental Protection) と環境保護検査局の関係については前述参照。

10. ハンガリー

(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

既存の廃棄物関連法

ハンガリーでは 95 年の製品税法（「LVI」法）で、エアコン、家庭用・産業用冷蔵庫・冷凍庫、製氷機に製品税を課することが規定され、政府は同法によって廃製品処理にかかるコストを捻出することに成功した。2000 年の「XLIII 法」では、製造業者に対する自社製品の廃棄物の回収・リカバリーに関する基本的な義務が規定された。2002 年後半以降、製造業者が規定されたリサイクル率を達成できると、製品税を免除するという制度が導入された。同制度策定の意図は、民間による廃棄物処理はリサイクルコストを安く抑えることができるため、製造業者・輸入業者が民間の処理システムに加入することを促すようなインセンティブを与えることにあった。しかし、インセンティブの導入によって、廃製品の処理に必要な製品税の税収が減収するという問題が生じ、製品税の内容が頻繁に変更されるという事態を招いた。そのため、処理業界は製品税の廃止を要求しているが、政府は 2005 年 1 月にこれまで含まれていなかった廃電気・電子機器（携帯電話など）にも製品税の適応範囲を広げている。

WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況

ハンガリーでは、前述のような廃棄物の処理に関する既存の法制度を背景に WEEE 指令への対応を行った。特に、2000 年「XLIII 法」が WEEE 指令に対応する国内法の基本になっている。2004 年 9 月に WEEE 指令を導入するための政令（No.264/2004/9/23）が施行され、同年 10 月にその実施細則を規定した省令（No.16/2004/10/8）が環境水利省によって策定され施行された。すなわち、ハンガリーにおいては 2004 年の 10 月時点で、WEEE 指令に対応した国内法の整備が完了している。環境水利省担当者によると、国内法の整備が他の EU 諸国と比較して比較的早く完了したのは、同国が先進的な取り組みを実施してきた実績があるからだとしている。

法令の概要

政令では、再使用などの対象となる電気・電子機器の種類と適応範囲、製造者および配給業者の義務、処理に関する主要条件、2008年12月31日までに達成すべきリカバリー率などが定められている。この政令の付則には機器の種類別に製造者の年間リカバリー義務が表で示されている。また、製造者が確実に義務を遂行できることを証明する財政保証金額も示されている。

省令では、政令の導入措置が定められており、処理に関する条件、モニタリングや報告に関する詳細な規定などが示されている。

(2) 国内対応状況

WEEEの回収・引き取り制度

(a) 製造者の義務

ハンガリーでは、WEEE指令に基づく上記の国内法の施行により、製造者（輸入販売業者も含む）は2005年8月13日までに使用済み電気・電子機器のリサイクル制度を確立することが課せられる。回収、リカバリーなどに関する製造者の義務の詳細は、政令の第3条から9条で規定されている。廃電気・電子機器のリサイクルなどにかかるコストは企業（製造者）負担であることはEU指令と同様であるが、ハンガリー法令では2005年8月12日までに発売された電気・電子機器を一般世帯以外のユーザーが破棄する場合、製造者ではなくユーザーがリサイクル費用を負担すると定められている。しかし、買い替えの場合は製造者が負担することになっている。

(b) 義務履行形態

廃棄物のリサイクルは、企業が個別にもしくは共同で行うことができる。企業が個別にリサイクルを実施する場合は保証金を拠出する必要があるが、リサイクル団体（Coordinating organization）を設立する場合は、加盟企業はその財政保証の規定から除外される。リサイクル団体は、ハンガリー国内法に基づく非営利会社として設立すること

が条件になっており、廃棄物を回収・リカバリーする製造業者によって設立運営される。リサイクル団体の最低出資額は資本金 7,000 万フォリントと定められている。国内法違反については 2 万 5,000 ~ 30 万フォリントの罰金が課される。

(c) リカバリー率・リサイクル率に関する移行措置

製造者は、製造者自身によって引き取られた廃棄物のリカバリーも行わなければならない。ハンガリーでは電気・電子機器の消費量が比較的少なく回収率も低いいため、WEEE 指令が要求するリカバリー率・リサイクル率に関して 2 年間の移行期間が認められている。ハンガリーの WEEE に関する移行措置に関する日程は以下のとおり。

- 2005 年 8 月 13 日 : 回収およびリカバリー計画（財政保証やラベリングなど）の開始
- 2006 年 7 月 1 日 : 危険有害性物質の使用に関する規制の実施（RoHS 指令）
- 2008 年 12 月 31 日 : 国民 1 人当たり最低 4 キログラムの廃棄物を回収し、リカバリー率を 70% ~ 80%、リサイクル率を 50% ~ 80% とする。

政令付則ではリカバリー、リサイクルに関する目標率の詳細が別途明記されている。

(d) リサイクルシステムに関する動き

ハンガリーでは、数年前から家庭ゴミにおける回収システムが整備されており、いくつかのリサイクル団体が設立されている。このような先例に倣って、廃電気・電子機器についても、同等の制度が導入され始めている。後述するように、いくつかの非営利リサイクル団体が設立され、運営実施に向けて動き出している。ハンガリーのシステムはよくできたシステムであるといわれており、欧州では多数の国で採用されている。

製造登録制度の確立および登録先機関の概要

製造業者およびリサイクル団体は登録する義務がある。登録は申請書と政令に記載してある書類の提出をもって行われる。ハンガリーにおける登録担当機関は国立環境自然監査局（National Inspectorate for Environment, Nature Conservation and Water）で、登録は 2005 年 1 月より義務となる。国立環境自然監査局は、リサイクル団体が政令で規定さ

れたサービスを遂行しているかどうか、製造業者によって提出されたデータが正しいかどうかなどをチェックする。

メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の対応など

(a) メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の反応

WEEE 指令の国内法制化がもたらす影響については、草案作成前に環境水利省によって示された。草案準備段階においても関連協会、製造業の代表者、小売業者と継続的な会合が続けられた。環境水利省に電話インタビューを行ったところ、そのような継続的な会合を行った結果、WEEE 指令の国内法制化に関しては、メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者から肯定的な反応を得ているとの回答を得た。ハンガリーでは、WEEE 指令の前に、製品税およびリサイクルに対するインセンティブ制度が導入されていたため、企業の WEEE 指令に関する肯定的な態度につながったと思われる。

(b) メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の対応

ハンガリー政府は、企業が廃棄物リサイクルの運営を行う場合、WEEE 指令と同様、その運営を個別あるいは共同で行うかについては、個々の企業の意思に任せている。ハンガリーではこれまでのところ、WEEE 指令に対応するため、関連業界団体によって以下の 2 団体が設立されている。

i) ELECTRO - COORD ハンガリー

2004 年 9 月 21 日、WEEE 指令に対応するため、欧州家電工業会 (CECED) と照明機器製造者組合が主体になって、非営利組織として ELECTRO - COORD ハンガリーが設立された。2005 年 1 月から白物家電と照明機器の廃棄物処理から始めることになっている。最終的には WEEE 指令のすべての電気・電子機器を扱うとしている。

ii) ElektroWaste Kht

ElektroWaste Kht は、IT 廃棄物を処理する目的で 2003 年に設立されている。2005

年 1 月には認可が下りており、2005 年 6 月から工場の運営を始めるとしている。

11. チェコ

(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

廃棄物に関連した国内法制定の流れ

チェコにおける電気・電子機器のリサイクルなどに関する取り組みは 2001 年に施行された「チェコ廃棄物法」(Czech Waste Act : No.185・2001Col) に端を発する。同法によって 2003 年 1 月から蛍光灯および冷蔵庫の回収責任は地方自治体に帰すると定められた。その後、チェコ政府は、WEEE 指令に対応した国内法を整備する過程において、関連諸団体と協議を重ねてきた。特に、環境省が中心となって廃棄物の処理・再生業者、製造者、地方公共団体をはじめとする利害関係グループと廃棄物法および WEEE 指令における(製造者の)主要な義務について話し合うため、一連のセミナーを実施し、利害関係者の意見をまとめてきた。2004 年 9 月 21 日には、チェコの専門誌『コミュニケーション・テクノロジー』が電気・電子機器メーカーの業界団体である「チェコ・モラビア電気・電子機器協会」の協力を得て主催した工学技術の国際見本市「国際エンジニアリング・フェア」(ブルノで開催)の中で、WEEE 指令(および RoHS 指令)に関するディスカッション・ミーティングも行われた。

2005 年 1 月には「廃棄物法等改正法」(Amending Act : No.7・2005Col) が施行された。この改正法が施行されたのを受け、フォローアップ・ディスカッションがスタートした。環境省はその後もプラハのチェコ工科大学、プラハ化学工学研究所、ブルノ工科大学、水質調査研究所・廃棄物管理センター、チェコ・クリーナー生産センターなどの専門家と協力体制を構築している。さらに、チェコ商業観光連盟、チェコ産業連盟、欧州家電工業会(CECED)チェコ支部、照明器具製造・輸入業者協会などの他関連業界団体やメーカーの企業団体とも連携を図っている。

環境省では WEEE 指令に関連して以下の 3 つのプロジェクトに取り組んだ。

- ・「実現化プログラム」 - WEEE 指令に基づく地方レベルの廃棄物管理計画の基礎作り。地方ごとにそれぞれ廃棄物管理計画の策定が進められている。
- ・「Senter プロジェクト」 - オランダ政府が資本を提供。WEEE 指令をチェコでどのように実施すべきかについて議論し、実行可能性を探るため、2003 年初めに作業グループ「IBIS」が設置され、実施のための手引きが策定された。プロジェクトは 2005 年前半に完了する見通し。
- ・「WEEE 指令に基づく安全なリサイクルの研究・開発プロジェクト」 - 環境省が資金を負担。関連法の策定を主な目的とし、2005 年末の完了を見込む。

このほかにも複数のプロジェクトが教育省と産業省などによって組織されている。

WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況

前述したように、2001 年に「チェコ廃棄物法」が施行され、2005 年 1 月には「廃棄物法等改正法」(Amending Act : No.7・2005Col) が施行された。現時点(2005 年 4 月)では、同改正法が WEEE 指令に対応した国内法の中で最新のものである。

2005 年 4 月 4 日に環境省廃棄物管理部国際関係課(WEEE および RoHS 担当)に電話インタビューを行ったところ、WEEE 指令に対応するための詳細に関わる省令は、現在作成中であるとの回答を得た。現在作成中の WEEE 関連省令は 2 つある。1 つはリサイクル組織設立のための基準や製造者の登録など、リサイクルシステム全般に関わるものであり、環境省がその作成に当たっている。もう 1 つは財政面に関わるもので、それは財務省によって準備されている。これら 2 つの省令の原案は 2005 年 4 月半ばの完成を目標に作成に当たっており、その後、1 ヶ月かけて利害関係者との協議を行いながら修正を施し、2005 年の 6 月あるいは 7 月まで法制化し、WEEE 指令が定めた 2005 年 8 月の期限までに間に合わせる予定で国内法の整備を進めている。従って、本調査では 2005 年 1 月に制定された「廃棄物法等改正法」を中心にチェコにおける WEEE への対応内容を記述するものとする。

「廃棄物法等改正法」(2005 年 1 月)の概略

「廃棄物法等改正法」(2005 年 1 月) (英語要約版)の中のリサイクルに関連した部分は、

第 37 項に集中している。第 37 項内の項題は表 19 のとおり。

表 19：「廃棄物法等改正法」の中の WEEE 指令との主な関連部分

項	項題
37f	電気・電子機器
37g	基本用語
37h	電気・電子機器製造者の基本的な義務
37i	電気・電子機器製造者のリスト
37j	電気・電子機器の上市
37k	電気・電子機器の引き取りおよび廃電子・廃電気機器の分別回収
37l	廃電気・電子機器の処理
37m	廃電気・電子機器のリカバリー
37n	一般世帯からの電気・電子機器の運営における財政
37o	一般世帯から廃電気・電子機器の運営における財政

出所：廃棄物法等改正法を基に作成

改正法の具体的な内容は次項で記述する。

(2) 国内対応状況

WEEE の回収・引き取り制度に関する対応

(a) 電気・電子機器製造者の基本的な義務

WEEE 指令に対応して、チェコでは電気・電子機器製造者の義務が 2005 年 8 月 13 日以降に上市された製品から発生する。改正法のセクション 37h では電気・電子機器の製造者の基本的な義務に関する規定が明記されているが、これは WEEE 指令の第 5 条、第 12 条などに対応している。以下、製造者の義務に関する事柄を「履行形態」、「年次報告書」の 2 点に分けて、WEEE 指令との対応内容を記述する。

(i) 製造者の義務履行形態

WEEE 指令によると、製造者が行わなければならない一般世帯からの電気・電子機器の回収・引き取りは個別あるいは共同という 2 つの形態が認められている。廃棄物法等改正法によると、チェコでは義務履行主体として次の 3 つの形態が想定されている。

- ・ (組織的あるいは技術的な点を考慮して) 個別に行う。
- ・ 相互同意に基づいて他製造者(企業)と共同で行う。

- ・（製造者の義務を）第三者に委託する。

また、登録リスト（後述）に登録されていない企業によって生産された商品を販売する場合、販売者も製造者と同等の義務が課せられる。

(ii) 年次報告書作成の義務

WEEE 指令第 12 条第 1 項には、加盟国は廃電気・電子機器に関する各種情報（再利用、リサイクル、リカバリーされた量および種類など）を毎年収集することが規定されている。これに対応してチェコの改正法では、製造者が義務を履行したこと証明するための年間報告書を作成し、その報告書を毎年 3 月 31 日までに環境省に提出することが義務付けられている。また、他者と共同で義務を履行する際は共同報告書でよいとされており、第三者に委託した場合、第三者によって作成されるとしている。

より詳細にわたる製造者の義務については現在、環境省で作成されている省令に盛り込まれる予定である。

(b) 電気・電子機器の引き取りと廃電気・電子機器の分別回収

改正法のセクション 37k では電気・電子機器の引き取りと廃電気・電子機器の分別回収に関する規定が明記されているが、これは WEEE 指令の第 5 条および第 10 条に対応している。改正法に記されている分別回収に関する事項をまとめると以下のとおり。

- (i) 改正法の中では電気・電子機器の製造者は一般世帯からの電気・電子機器の引き取りおよび一般世帯からの廃電気・電子機器の分別回収が行えるようなシステムを整備しなければならないと明記されている。これは分別されずに都市ゴミとして廃棄される電気・電子機器を最小限に抑えるという WEEE 指令の主要目的（第 1 条）に沿った内容といえる。
- (ii) WEEE 指令第 10 条第 1 項では電気・電子製品は分別回収しなければならないことを消費者に発信できるようなラベル（シンボル）を貼ることが義務付けられている。これに対応して、チェコ改正法には製造者は製品の引き取りと分別回収へと誘導するような図柄の入ったラベルを製品に貼らなければならないことが明記されている。そのサイズおよび機能的な問題からラベルが貼ることができない場合、製品の

パッケージ、説明書、保証書などにラベルを貼るように指示してある。また、改正法では、製造者が流通業者（小売業者）を通してエンドユーザーに分別回収の方法を知らせるように明記されている。また、製品販売の場面では、販売業者（小売業者）がエンドユーザーに分別回収の方法を知らせるように明記されている。

- (iii) また、改正法では販売者は、消費者が電気・電子機器を購入する際に、その購入した機器が同様な機能を持っている限り、消費者が使用済みの製品を新しく製品を買った場所で引き取ってもらえることを保証しなければならないと明記されている。これは EU 指令第 5 条第 2 項 (a) に対応している。
- (iv) 消費者は使用済みの電気・電子機器を処理施設だけでなく、引き取り場所、分別回収場所に持ち込む可能性があるが、チェコ改正法では電気・電子機器がそのまま再利用されない限り、引き取り場所や分別回収場所に集められた（廃）電気・電子機器は、処理施設へ集められなければならないと明記されている。これは、EU 指令第 5 条第 4 項に対応している。

(c) 廃電気・電子機器の処理

改正法のセクション 371 は、廃電気・電子機器の処理に関する事項が明記されているが、これは EU 指令の第 66 条に対応している。改正法に記されている処理に関する事項をまとめると以下のとおり。

- (i) 改正法では製造者が、利用可能な最も優れた技術を使って、廃電気・電子機器の処理・リカバリー、リサイクルを行うことのできるシステムを構築することが義務付けられている。
- (ii) また、製造者は、WEEE の処理を行うことのできるオペレーターを配置することになっている。オペレーターは処理に必要な情報、特に、機器に含まれている危険物質、電気・電子機器の再利用および廃電気・電子機器のリサイクルの可能性、廃棄の方法などに関する知識を持っていることが望ましいとされている。
- (iii) 廃電気・電子機器は、EU の国境を越えて扱われる場合があり、非 EU 加盟国の廃電気・電子機器の処理も考慮される場合があると明記されている。

上記()~()の規定内容の詳細は、今後環境省によって作成される省令によって規定されることになっている。

(d) 廃電気・電子機器のリカバリー

改正法のセクション 37mは、廃電気・電子機器のリカバリーに関する規定が明記されているが、これは EU 指令の第 7 条に対応している。改正法に記されているリカバリーに関する事項は以下のとおり。

- (i) 製造者は、電気・電子機器の引き取りおよび廃電気・電子機器の分別回収に関連したリカバリーシステムを構築しなければならない。
- (ii) 処理オペレーターに渡される前に、引き取りおよび分別回収された(廃)電気・電子機器は、まず全体として再利用できるかどうか検討されることが優先される。
- (iii) 製造者は、処理オペレーターに渡された廃電気・電子機器のリカバリーシステムを整備しなければならない。チェコにおいて設定されたリカバリー率は以下のようにになっている(割合は平均重量に対する%)。

表 20：目標リカバリー率など

機器の種類	リカバリー率	再利用およびリサイクル率
大型家庭用機器、自動販売機	80%	75%
IT 電気通信機器、消費者機器	75%	65%
小型家庭用機器、証明機器、電機・電子工具、玩具、監視・制御機器	70%	50%
ガス放電灯、蛍光灯		80%

出所：廃棄物法等改正法を基に作成

(e) 一般世帯からの電気・電子機器の処理システムの運営財政

改正法のセクション 37nは、一般世帯から集められた使用済み電気・電子機器の処理に関わる財政に関する規定が明記されているが、これは EU 指令の第 8 条に対応している。改正法に記されている運営財政に関する事項は以下のとおり。

- (i) 2005 年 8 月 13 日以降に上市された電気・電気機器については、一般世帯からのものに関しては、その収集、処理、リカバリー、廃棄にかかる費用は、製造者が責任を負わなければならない。

- (ii) 製造者は、上市する前に、すべての廃電気・電子機器の運営が財政的に可能であることを保証する義務がある。この保証を行う必要がある負担義務の範囲は、一般世帯からの使用済み電気・電子機器の収集・処理・リカバリー・破棄処分にわたる。製造者は、用途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設や保険内容の提示という形で、その保証を行い、年間報告書の形で銀行口座などの状況を報告することになっている。しかし、共同で、または第三者機関を通して、製造者の義務を履行する場合、このような形での保証は必要ない。

財務省は、財政に関する省令で詳細を規定することになっている。

製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者登録制度に関しては、改正法のセクション 37i に明記されており、これは EU 指令の第 12 条に対応している。改正法に明記されている製造者の登録に関わる内容は以下のとおり。

(a) 製造者登録制度および登録期限

改正法では、電気・電子機器の製造者は電気・電子機器製造者リストに登録しなければならないと明記されている。登録は 2005 年 8 月 13 日から 60 日以内に行わなければならないと明記されている。

(b) 登録担当機関

登録担当機関は環境省 (Ministry of Environment) であり、登録のために新たに機関が設立されるということはない。現時点では、登録担当機関 (部署) に関して具体的な規定は明記されていないが、参考まで環境省内の WEEE 関連担当者の連絡先を明記しておく。

参考：Marketa Grunerova

Expert on WEEE and RoHS

Waste Department

Ministry of Environment of the Czech republic

Tel: +420 267 122 196

Fax: +420 267 311 545

E-mail: marketa_grunerova@env.cz

(c) 登録内容および連絡義務

廃棄物法等改正法では、登録内容として、名前、住所、ID ナンバー、ビジネスライセンス、などが案として検討されている。詳細は 2005 年 8 月までに環境省で制定される省令に明記されることになっている。登録を完了した法人は、登録内容に変化があった場合、14 日以内に環境省に報告しなければならない、また、登録を停止する場合も 14 日以内に報告しなければならないと明記されている。製造者の登録リストは一般公開することになっておりウェブサイトで閲覧が可能になるとしている。

製造者登録制度に関する詳細は今後、省令で規定される。

メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の対応

(a) 電気・電子メーカーの反応

2005 年 4 月、電気・電子機器メーカーの業界団体「チェコ・モラビア電気・電子機器協会」に対して、電話インタビューを行い、電気・電子機器メーカーの WEEE に対する反応を聞くことができた。チェコにおける業界の反応は他の EU 諸国と同様であり、WEEE に対応した制度を導入することによってシステムは複雑になり、また、コストがかさむので業界全体としては、若干心配しているとのことだった。企業は 2005 年 8 月から制度の導入によって何が起こるのか、静観しているのが現状である。また、大企業は準備を始めているが、中小企業においてはリカバリーなどのコストがかかるので、対応するのは厳しいとのことであった。

(b) 電気・電子製造業界団体の対応

(i) チェコ・モラビア電気・電子機器協会 (Electrical and Electronic Association / EIA)

チェコ・モラビア電気・電子機器協会は、カテゴリー 3、4、6、8、9 (情報技術・電気通信機器、消費者用機器、電気・電子工具、医療器具、モニタリング、コントロール機器) に関して、政令に沿った形で WEEE システムの構築を進めている。

(ii) 欧州家電工業会 (CECED) チェコ支部 (およびスロバキア支部)

CECED チェコ支部およびスロバキア支部は、カテゴリー 1、2、10 (大型家電製品、小型家電製品、自動販売機) に関して、政令に沿った WEEE システムの構築を進めている。

(iii) 欧州照明企業連盟 (European Lighting Company Federation / ELC)

欧州照明企業連盟は、政令に沿った照明機器に関する WEEE システムの構築を進めている。また、同連盟は 2002 年から廃棄物法に対応して分別回収およびリサイクルを行っているリサイクル会社 Ekovuk との連携を模索中である。

12. スロバキア

(1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

国内法整備の進捗状況

スロバキアでは、「廃棄物法 (Waste Act) No.223/2001」の改正法 (733/2004) が 2004 年 12 月 6 日に議会で承認され、WEEE 指令の一部が国内法に導入された。完全に WEEE 指令を導入するためには、マーキング、処理および保管に関する要件を規定する省令 (Ministerial Order) および回収・リカバリー目標についての政令 (Governmental Order) を制定する必要がある。これらの 2 次法は 2005 年 4 月頃には議会で承認される見込みであったが、5 月現在、進展はないとのことである⁴⁵。近く議会で承認され、2005 年 8 月に

45 欧州家電工業会 (CECED) スロバキア支部へのヒアリングに基づく (2005 年 5 月 4 日)。

は施行される見通しである。

国内法の概要

上記のように、2005年4月時点においてはスロバキアの国内法がまだ完全に整備されていないため、本レポートでは現在最新の改正が反映されている廃棄物法改正法 733/2004 で規定された内容について述べる。廃棄物法改正法 733/2004 は WEEE 指令および RoHS 指令の両方に準拠したものとなっている。

廃棄物法改正法 733/2004 には、廃棄物法 223/2001 の規定に以下の WEEE に関するパート 7 が追加された。

パート 7 電気器具・電子廃棄物

- 54 項 a 基本規定
- 54 項 b 電気器具生産者の義務
- 54 項 c 流通業者の義務と消費者の権利
- 54 項 d 電子廃棄物の加工に係わる義務
- 54 項 e 一般世帯からの WEEE の取り扱い
- 54 項 f 一般世帯以外からの WEEE の取り扱い
- 54 項 g 照明器具類からの WEEE の取り扱い
- 54 項 h 共通規定
- 54 項 i 電気廃棄物に対するリサイクル基金への寄与

この中で、スロバキア法の特徴として挙げられる点を以下に述べる。

リサイクル制度を開始するに当たり、スロバキアでは廃棄物法 223/2001 に基づき、2002年1月にリサイクル基金が創設された。同基金は廃棄物法で規定された特定の廃棄物の回収およびリカバリ、加工を支援するための資金を蓄積することを目的としている。リサイクル基金は、以下に示す製品の製造業者および輸入業者からの負担金を財源とする。

- ・ 電池・蓄電池
- ・ 鉱物性油
- ・ タイヤ
- ・ 多層化合物材
- ・ 電気・電子機器
- ・ プラスチック
- ・ 水銀を含む蛍光チューブ
- ・ 紙
- ・ ガラス
- ・ 自動車

製造者および輸入業者のリサイクル基金への負担金は四半期に1度支払うものとし、輸入業者については製品の輸入前に支払うことが義務付けられている。リサイクル基金の負担金は、スロバキア市場に出る製品の量または重量から、輸入業者または製造者が独自の回収システムを提供した数量または重量に基づき算出される。負担金は回収とリカバリーにかかる費用に基づく。また、製造者および輸入業者は製造量および輸入量についての記録を保持し、四半期に1度リサイクル基金および地域の管轄当局に報告しなければならない。負担金の算定は国が行う権限を持つ。このほか、WEEEの回収やリカバリー、廃棄処理を行う事業者に対しては、記録の保持と報告についての詳細な義務を課している。

廃棄物法では、リサイクル基金からの資金の用途を、地方自治体の廃棄物法で規定された製品の分別・リサイクル制度設置コストに対する義務的な支払いと廃棄物回収・リカバリー事業者に対する助成金・ローンなどの財政支援の2つに規定している。助成金・ローンの支給については、申請者から提出された申込書に基づき、同基金の取締役会が決定する。申請者は以下のさまざまな観点からの審査や評価を受ける。

- ・ 環境への配慮：リサイクル基金の関連製品プログラムやスロバキアの廃棄物管理計画の要件を満たしているかどうか
- ・ 技術的尺度：提案されたソリューションの実施可能性
- ・ 経済的尺度：市場成長性、収益性、提案されたソリューションの複雑性

リサイクル基金の役割は以下のとおり。

- ・ 廃棄物リサイクルセクターの開発支援のための資金の蓄積
- ・ 地方自治体による廃棄物回収・リサイクル制度の設置コストの義務的な支払い
- ・ 廃車処理施設に対する補償金の提供
- ・ プロジェクトに対する特別助成金やローンなどの資金援助

- ・ 廃棄物のリカバリーやリサイクルコストの支援

リサイクル基金は 2002 年、自治体における 5,200 トンにのぼる特定廃棄物の分別、回収、リカバリーを支援した。

(2) 国内対応状況

WEEE の回収・引き取り制度の確立

欧州家電工業会 (CECED) のスロバキア支部が WEEE 指令に沿った回収・引き取り制度の設置計画を策定し、2005 年 3 月、制度創立のため会員による調印が行われた。CECED スロバキア支部は、スロバキアにおける家電製品の大手製造業者、輸入業者、小売業者ら 9 社 (在スロバキアの子会社を含む) を代表した組織で、2003 年 11 月に設立された。この回収・引き取り制度は、CECED スロバキア支部の会員をはじめ、CECED の会員以外の大型・小型家電メーカーもすべて設立会員となっており、スロバキアの主要な WEEE 回収・引き取り制度である。同制度の環境省への正式な登録 (次項「製造者登録制度の確立および登録先機関の概要」参照) は 2005 年 5 月頃になる見通しである。政府は 2004 年 8 月に、CECED の家電製造業者はリサイクル基金への参加から除外することに同意しており、同回収・引き取り制度が確立すると制度に加入した会員についてはリサイクル基金の対象から除外されることになる。

CECED スロバキア支部 連絡先

CECED Slovakia
Združenie európskych výrobcov domácich spotrebiteľov
Ružová dolina 6
821 085 Bratislava
Slovakia
Tel: +421 2 502 212 33
Fax: + 421 2 502 212 32
E-mail: silvia.moravekova@cecedlovakia.sk
Website: www.cecedlovakia.sk

製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者登録制度は、環境省によって設置され、2005 年 6 月 30 日より全面的に運営が始

まる予定である。すべての製造者は登録を義務付けられており、2005年1月1日までに事業を開始している電気・電子機器製造者の場合、スロバキア語による登録申請書を2005年6月30日までに環境省に提出しなければならない。また、新規の製造者の場合には、事業活動開始後30日以内に登録を申請しなければならない。環境省によると、2005年4月時点でまだ登録申請は受理していない。登録申請に必要な内容は以下のとおり。

- ・ 事業名と登録事業所
- ・ 個別番号
- ・ 回収スキーム名または財政証明の種類と金額
- ・ 市場に出した電気・電子機器の品目

スロバキア環境省連絡先

MŽP SR
Nám. L.Štúra 1
812 35 Bratislava
Slovakia
Tel: +421 (0)2 5956 1111 (spojovateľka)
E-mail: info@enviro.gov.sk
Website: <http://www.enviro.gov.sk>

メーカー、電気・電子製造業会団体、小売業者の対応など

CECED スロバキア支部は、EU 指令導入のための規定作成に当たり、環境省に協力している。CECED スロバキア支部は産業界と政府の双方と良好な関係を築いており、WEEE 指令や製造者責任についても協力的な姿勢である。CECED が最も懸念している点は、自社製品に対する回収義務を満たさず、他の製造者にその責任を押し付ける「フリーライダー」である。現在の WEEE 指令およびスロバキア国内法においても、フリーライダーに対する規制が欠如しているとして、何らかの措置をとるよう欧州委員会や政府に訴えかけている。

以上